

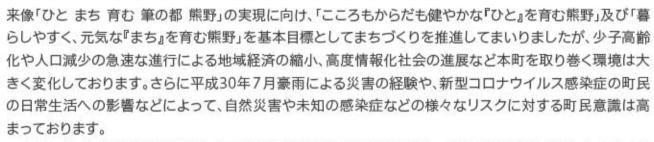
ひとまち育む筆の都熊野

~ なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して~

本町は、江戸時代後期から180余年続く毛筆製造の技術を礎に「筆の都」として栄えてまいりました。この毛筆製造は、時代の流れとともに大きく変化をいたしましたが、その技術・技法は、画筆・化粧筆の製作に生かされ、毛筆とともに国内一の生産量を誇っております。

また、県内で最も長い歴史を持つ「まち」として、大正7年の町制施行から100年以上もの時を刻んでいます。

本町では、平成23年3月に第5次熊野町総合計画を策定し、目指す将



このため、今後10年間の指針となる第6次熊野町総合計画を策定し、令和3年度からの新たなまちづくりの方向と将来の目標を町全体で共有するとともに、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

また、人口減少対策や地方創生に取り組むため、第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、総合計画の「重点戦略」として位置付け一体的に策定することで、「まち」「ひと」「しごと」の好循環の実現に向けて必要な施策を推進してまいります。

まちの将来像は長期的な視点で考える必要があることから、新たな総合計画においても第5次総合計画の将来像を継承し、「ひとまち育む筆の都熊野」に定めました。加えて「なんかいいちょうどいいそう想えるまちを目指して」を新たな視点とし、町民の皆様との共生による信頼と連携を基本に持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」、「私たちの暮らしにちょうどいいまち」の実現を目指してまいります。

また、各基本施策と持続可能な開発目標「SDGs」との関連を明確にして施策に取り組むことで、本町も 国際社会の一員として「SDGs」の推進に努めるとともに、大規模自然災害等から「生命と暮らし」を守るため、「強靱なまちづくり」への取り組みを計画的に実施してまいります。

さらに、筆文化や産業など本町独自の地域資源を最大限に生かし発展させることで、町の活性化を図るなど、熊野の「まち」への愛着や誇りを持つことができる満足度の高い魅力的な「まち」づくりに取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆様、また、長期間にわたり慎重なご審議を賜りました熊野町総合計画審議会、町議会の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

熊野町長三村孩文

令和3年3月

目 次

| 第1章 | 1 | 茅論 | |
|---------------|----|--|---------|
| 第11 | 節 | 計画策定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 2 |
| 11 5 | 第1 | 頁 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 2 |
| 100 A | 第2 | 頁 計画策定の基本的視点 | . 2 |
| 1 5 | 第3 | 頁 計画の構成と目標年次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 3 |
| 第2節 | 節 | 計画の背景と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 4 |
| ■ 5 | 第1 | 頁 社会や経済の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 4 |
| 100 5 | 第2 | 頁 熊野町の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 7 |
| 1 5 | 第3 | 頁 住民意識の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| 1 5 | 第4 | 頁 熊野町の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| | | 基本構想 | |
| 第1節 | 節 | 目指すまちの姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 8 5 | 第1 | 頁 将来像 | 24 |
| 11 \$ | 第2 | 頁 熊野町の人口ビジョン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
| | | 頁 土地利用の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 頁 将来像を実現するための基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第2節 | 節 | 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| 第3章 | Ī | 熊野町総合戦略 | |
| 第11 | 節 | 熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| 1 \$ | 第1 | 頁 「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| III \$ | 第2 | 頁 本町における総合戦略の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| 100 5 | 第3 | 頁 総合戦略の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 39 |
| 第21 | 節 | 重点戦略 | 40 |
| 1 5 | 第1 | 頁 豊かな人づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 40 |
| III \$ | 第2 | 頁 暮らしの安心・安全づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 41 |
| 8 5 | 第3 | 頁 協働の地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 42 |
| | | 頁 確かな地域ブランドづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1 5 | 第5 | 頁 本町におけるSociety5.0社会の実現 ····· | 45 |
| 第4章 | ī | 基本計画 | |
| 第1節 | 節 | 基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 48 |
| M 5 | 第1 | 頁 基本施策1 地域福祉の推進 | 50 |
| 11 § | 第2 | 頁 基本施策2 子育て支援の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 52 |
| 1 5 | 第3 | 頁 基本施策3 高齢者福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 55 |

| ■第4項 | 基本施策4 | 障害者福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 57 |
|---------|---------|---|---------|
| ■第5項 | 基本施策5 | 健康づくりと地域医療体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| ■第6項 | 基本施策6 | 社会保障の安定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 62 |
| 第2節 基本 | 国標2 学ぶ | の力と豊かな心を育むまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| ■第1項 | 基本施策1 | 学校教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 66 |
| ■第2項 | 基本施策2 | 生涯学習の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 69 |
| ■第3項 | 基本施策3 | 文化・芸術の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 71 |
| ■第4項 | 基本施策4 | スポーツの振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 73 |
| ■第5項 | 基本施策5 | 人権が尊重された社会づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 75 |
| ■第6項 | 基本施策6 | 青少年健全育成 | 77 |
| ■第7項 | 基本施策7 | 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進 ・・・・・・・・・・・ | 78 |
| 第3節 基本 | に目標3 活力 | 」と魅力に満ちた元気なまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 80 |
| ■第1項 | 基本施策1 | 移住・定住の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 82 |
| ■第2項 | 基本施策 2 | 商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 84 |
| ■第3項 | 基本施策3 | 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 86 |
| ■第4項 | 基本施策4 | 雇用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 90 |
| ■第5項 | 基本施策5 | 熊野筆プランドの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 92 |
| 第4節 基本 | 目標4 安心 | 3・安全で快適に暮らせるまち ····· | 94 |
| ■第1項 | 基本施策1 | 防災・減災対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 96 |
| ■第2項 | 基本施策2 | 砂防・治山・治水の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 99 |
| ■第3項 | 基本施策3 | 消防・救急体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | PRINTS. |
| ■第4項 | 基本施策4 | 道路交通網の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 102 |
| ■第5項 | 基本施策5 | 生活インフラの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 104 |
| ■第6項 | 基本施策6 | 防犯・交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 基本施策7 | 消費者の保護と意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第5節 基本 | 三目標5 人と | 全自然が調和する美しいまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■第1項 | 基本施策1 | 土地利用と都市計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第2項 | 基本施策 2 | 公園・緑地の整備・保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 基本施策3 | 自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■第4項 | 基本施策4 | 循環型社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■第5項 | 基本施策5 | 美しい景観の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■第6項 | 基本施策6 | 農地の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第6節 基本 | | Zと協働 みんなで創る持続可能なまち ······ | |
| ■第1項 | 基本施策1 | 町民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 基本施策 2 | 効率的・効果的な行財政運営の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 基本施策3 | スマート自治体への体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ■ 第 4 項 | 基本施管 4 | 広域連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 133 |

| 熊野町国土強靭化地域計画 |
|--|
| 第1節 国土強靭化の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136 |
| ■第1項 計画策定の背景 |
| ■第2項 計画の位置づけ |
| ■第3項 計画期間の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136 |
| ■第4項 強靭化の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136 |
| ■第5項 取組推進上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 |
| 第 2 節 脆弱性の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 |
| ■第1項 基本的な進め方137 |
| ■第2項 評価の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137 |
| ■第3項 想定するリスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138 |
| ■第4項 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定 ・・・・・・・・138 |
| ■第5項 脆弱性評価の結果140 |
| 第3節 強靭化の推進に向けた取組 |
| ■第1項 強靭化の推進に向けた分野の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151 |
| ■第2項 各分野の強靭化に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・151 |
| |
| 資料編 · · · · · · · · · · · · 157 |
| 第1節 策定体制・策定経過 |
| ■第1項 策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158 |
| ■第2項 策定経過159 |
| ■第3項 熊野町総合計画策定条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・160 |
| 第 2 節 熊野町総合計画審議会161 |
| ■第1項 熊野町総合計画審議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・161 |
| ■第2項 熊野町総合計画審議会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・162 |
| ■第3項 諮問・答申 ・・・・・・・・・・・・・・・163 |
| 第3節 住民意識調査 |
| ■第1項 住民意識の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164 |
| 第4節 持続可能な開発目標 (SDGs) · · · · · · · 169 |
| 第 5 節 用語解説 |



第 1 節 計画策定の基本方針

第1項計画策定の趣旨

熊野町(以下「本町」という。)では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第5次熊野町総合計画」に基づき、本町の将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を目指してまちづくりを推進してきました。

しかしながら、昨今のわが国の社会経済情勢における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害や新たな感染症など様々なリスクに対する危機管理体制の強化及びそれらへの町民の意識の高まりなどにより、本町を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、市町村の役割は、ますます大きくなっています。

このような厳しい環境の中、本町においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、熊野筆をはじめとする地域特性や資源を最大限に生かすとともに、各種の政策課題に対して、町民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、大きく変わりつつある時代にふさわしい本町の変革を図ることが重要となっています。

本計画は、目指すべき本町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示す ものです。さらに、各分野の行政計画の最上位に位置づけるとともに、まちづくり全体また、各分野 の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、第6次熊野町総合計画(以下「本計画」とい う。)を策定するものです。

第2項計画策定の基本的視点

1 目標と成果をわかりやすく公表できる計画づくり

町民全体で共有できる将来像をわかりやすく設定するとともに、現況値や目標値を明らかにするなど、誰にでもわかりやすい計画の策定に努めます。

2 協働による計画づくり

それぞれの立場で町民と行政がまちづくりを推進するため、連携・協働による計画の策定に努めます。

3 優先順位を明確にした計画づくり

優先順位を明確にした戦略を構築し、施策・事業の重点化を行うなど、効果的・効率的な計画 推進を図ります。

第3項計画の構成と目標年次

1 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「総合戦略」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

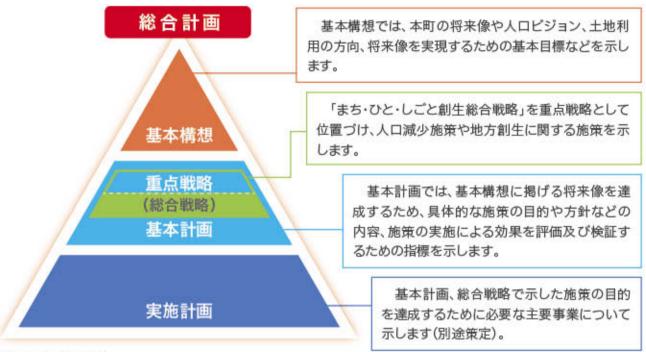


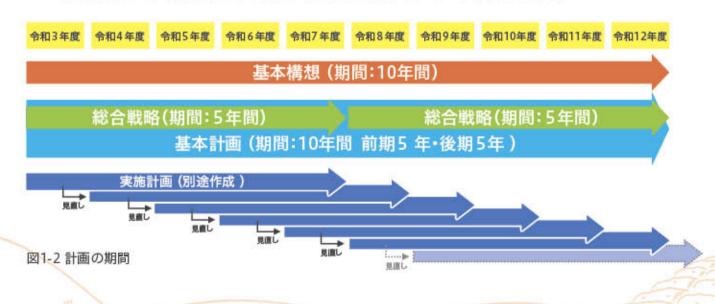
図1-1 計画の構成

2 計画の期間

計画期間は、次に示すように、基本構想及び基本計画については10年間とし、そのうち基本計画については、令和3年度から令和7年度を前期、令和8年度から令和12年度を後期とします。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、重点戦略として位置づけ、5年を計画期間 とします。

実施計画は5か年計画としますが、毎年見直しを行うローリング方式とします。



第2節計画の背景と課題

第1項 社会や経済の動向

1 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には 歯止めがかからず、令和7年には団塊の世代*1がすべて75歳以上となり、支援の必要な高齢者が 増加することが見込まれます。

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口**2の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、平成29年に閣議決 定された「新しい経済政策パッケージ」では、子ども・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世 代型の社会保障」へと転換していくため、「人づくり革命」として、幼児教育・保育や高等教育の無 償化、介護人材の処遇改善などの取組について示されています。

2 地域経済の活性化とグローバル化*3への対応

わが国の経済動向はゆるやかな回復基調がみられていたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、現状は下押しを受けています。

中小企業・小規模事業者においては、人手不足や後継者の確保などの課題に加えて、事業環境の急速な変化への対応が求められるなど、高まる不確実性への対処と企業行動の変革が必要になっています。また、こうした状況の中で、生産拠点の海外移転や従来のグローバル化のあり方を見直す動きもありますが、東京への一極集中による地域経済の空洞化や縮小は引き続き課題となっています。

3 観光形態の変化

市場開放や輸入の自由化など経済のグローバル化が進んでいる中、アジアを中心とする新興国の経済成長を背景に、訪日観光客は大幅に増加してきました。

国では、幅広い産業・地域を活性化させる観光の振興に力を入れており、観光立国実現に向けた様々な外国人観光客の増大と、大都市だけでなく地方への旅行に対応したインバウンド※4(外国人観光客の受入れ)の取組が実施された結果、訪日外国人観光客数は増加を続け、平成29年では2,869万人となっています。

今後、令和3年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、訪日外国人観光客はますます増加することが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、観光需要は大きく減少し、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

こうした状況に対し、将来の反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地の誘客先の多角化 や収益力の向上のための取組が進められています。

4 誰もが活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランス*5の実現など、個人の希望を可能な限り実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障害や病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の 実現が政府において掲げられており、これに伴い、地方創生や生涯活躍のまち(日本版CCRC*6)、 子どもの貧困対策や女性活躍の推進などの制度改革を進めています。

5 地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。

一方で、町民二ーズは価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっています。今後の財政状況に目を向けると、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減、老朽化が進む公共建築物・インフラ施設の更新問題及び近年多発する災害からの復旧・復興等により、ますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

こうした中、国では民間活力の導入による新たなビジネス機会の拡大と公的負担の抑制を図り、 経済・財政一体改革を推進するため、「PPP/PFI*7推進アクションプラン」を策定し、様々な分野の 公共施設等の整備・運営へのPPP/PFI手法の活用の検討を求めています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

6 安心・安全への意識の高まり

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成27年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨など、大規模な自然災害が増えてきているほか、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安心・安全が求められています。

このため、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな 役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが 急務となっています。

また、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルスによる感染症については、本町において も感染者が発生しました。全国で高齢者や生活習慣病罹患者などによる重症化や死亡が相次いだほか、感染症にかからない、うつさないための対人関係を保つ「新しい生活様式」による社会構造の変動が加速されています。

7 高度情報化社会への対応

パソコンやインターネット、携帯電話などに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、在宅勤務や多様な情報の入手などが可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

国においても平成28年に「官民データ活用推進基本法」を施行し、本法に基づく「世界最先端 IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しており、国民生活の利便性向上や ICT*8を活用した新たな付加価値産業の創出、社会的課題解決等を目指した新たな政策が推進 されています。 情報化が進む一方で、個人情報保護や情報格差の問題、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、 情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを 踏まえつつ、高度情報化社会に対応したまちづくりを進めることが求められています。本町の業 務についても、デジタル技術**9を活用して各分野におけるデータ連携や行政手続き等のオンラ イン化による事務の効率化を図ることにより、町民サービスの向上と町職員が働きやすい環境づ くりを両輪で進めていく必要があります。

8 持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも東日本大震災を契機に消費者の意識が省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、平成30年策定の「第5次エネルギー基本計画」により、令和12年のエネルギーミックス**10の実現に向けた再生可能エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減などの取組が示されています。

後世へ美しい環境を残していくためにも、石油化学製品などのごみを出さない、あるいは資源 を再利用、再生利用するなど、一人ひとりが日常生活の中で自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

9 SDGs**11の考え方の導入

「SDGs」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットの開発目標を指します。

わが国においても内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、「持続可能 で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者 を目指す」ため、優先課題を定め取組を進めています。

本町も国際社会の一員として、常に世界を見据えた取組を実施し、国際目標であるSDGsの推進に貢献することは、世界レベルでの経済・社会・環境面における価値創造につながり、持続可能なまちづくりにつながります。

本町の総合計画における取組の方向性は世界共通の基準であるSDGsの理念や目標と概ね同様であり、総合計画の各種施策に取り組むことはSDGsの推進につながるものと考えます。本計画においては各種施策とSDGsの関連を明確にし、各施策が世界につながっていることを町民にもわかりやすく周知することが求められます。

SUSTAINABLE GOALS



図1-3 SDGsで設定されている17の目標

第2項熊野町の姿

1位置•地勢

本町は広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12キロメートルの地点にあり、安芸郡に属しています。町の南部は呉市に接し、東部は東広島市黒瀬町、北部から西部にかけては広島市安芸区、北部の一部が海田町に接しています。町域面積は33.76平方キロメートル、東西7.4キロメートル、南北8.4キロメートルです。

地形は周囲を山に囲まれた標高約220メートルの高原状の盆地であり、町の北から西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈篭山など500~700メートルの山々が連なり、南部は石岳山、三石山など400~500メートルの山地となっています。河川は熊野川、二河川と平谷川の3本の二級河川が流れています。熊野川は分水界より北流、二河川は南流しています。



2 歴史的背景

本町では、今から約20,000~25,000年前の旧石器時代には人々が生活しはじめていたと考えられます。また、町内には縄文時代、弥生時代についても数多くの遺跡があります。

7世紀には、熊野盆地は安芸国安芸郡に含まれており、「養隈郷」と称されていたと考えられます。中世には大内氏の支配下となり、熊野要書など熊野盆地においても毛利氏と尼子氏の争いが繰り広げられました。江戸時代には福島正則、次いで浅野長晟の支配下となり、以後浅野氏による支配が明治維新まで続きました。天保9年(1838年)に毛筆製造技術がもたらされると、筆の生産が盛んに行われるようになり、熊野で製造された筆は芸州筆として、全国に販売されていました。

明治22年の市制、町村制のころは熊野村と本庄村、大正7年の町制施行により熊野村は「熊野町」となり、昭和6年には旧川角村と旧平谷村を編入し現在に至っています。

戦後の高度経済成長期となり、昭和42年の県営団地の造成を契機に近隣都市圏のベッドタウンとして急激な宅地化が進み、転入者が急増し、人口は2倍以上に増加しました。

その後、昭和50年に毛筆産業としては初めて「伝統的工芸品※12」の指定を受け、まさに「筆の都」と呼ぶにふさわしい筆づくりのまちとして発展してきました。平成6年には筆の里工房がオープンし、世界のメイクアップアーティストや書道家に愛される最高級の筆である「熊野筆」やそれにまつわる文化の振興・発信拠点となっています。また、町民の生活を支える施設として、図書館や健康センターの整備、役場の新築などを行いました。近年では、平成26年に熊野黒瀬トンネルが開通し、本町へのアクセスが飛躍的に向上しています。さらに平成28年に多世代交流や地域づくり・人づくりなど生涯学習の場としてのくまの・みらい交流館の開館、平成30年には子育て支援や移住・定住、就業支援など様々な目的・機能を持たせた複合施設としてくまの・こども夢プラザが開館しています。このようにまちの暮らしをよくするための取組が進められる中、平成30年には町制施行100周年を迎えたところです。

しかしながら、平成30年7月豪雨による災害では、土石流や河川の氾濫など町内各地で多くの被害が発生し、町内で12名の尊い命が犠牲となりました。

また、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症については、本町においても 感染者が発生しました。全世界的な感染拡大は、町民の日常生活にも大きな影響を与えています。



町制施行100周年記念事業(フラワーフェスティバルに出場)

3 人口•世帯等

①総人口の推移

本町の総人口は平成12年国勢調査における25,392人をピークに、減少傾向となっています。



図1-5 総人口の推移 資料:総務省「国勢調査」(昭和55年~平成27年)、住民基本台帳(令和2年10月1日現在)

②人口動態※13の推移

本町の人口動態をみると、平成21年より自然減少が続いています。社会動態※14では転出超過が続いていましたが、近年は転入超過の年がみられます。

全体的な人口動態は社会動態とほぼ一致しているものの、近年は自然減少の数に影響されています。

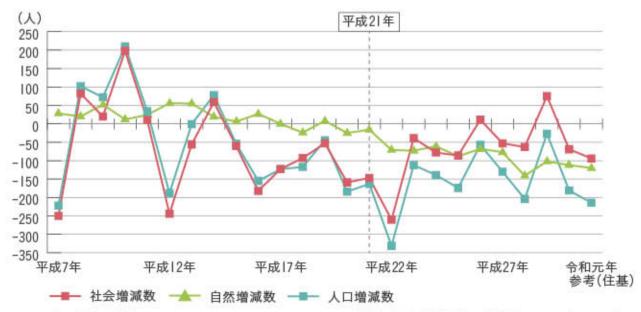


図1-6 人口動態の推移

資料:総務省「地域経済分析システム(RESAS)」

③年齢別人口

本町の男女別5歳階級別人口をみると、団塊の世代である70~74歳の人口が最も多く、次いで75~79歳の人口が多くなっています。

年齢3区分別人口割合の推移は、老年人口※15割合が上昇する一方で、年少人口※16割合は低下しており、平成12年に老年人口割合が年少人口割合を超え、平成27年には、年少人口割合13.3%、生産年齢人口割合53.6%、老年人口割合33.2%となっています。

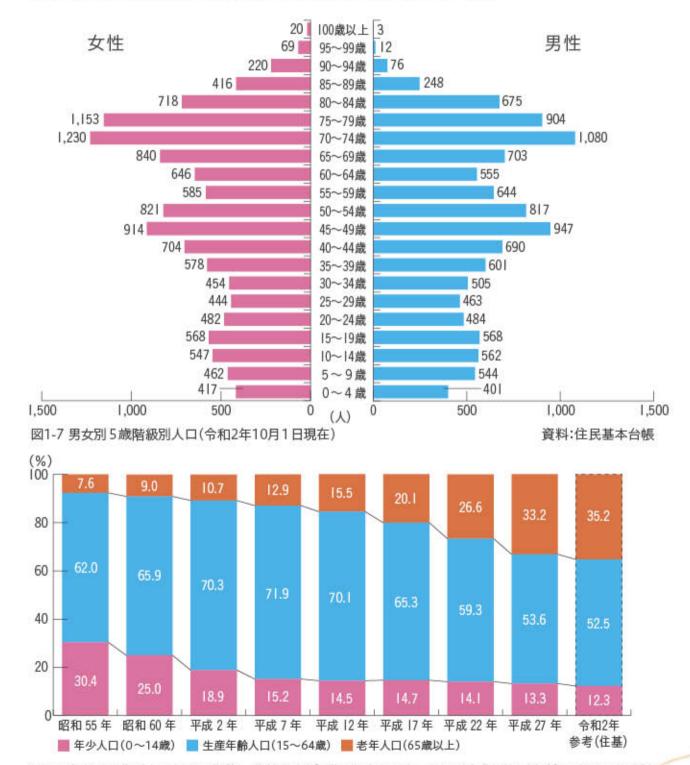


図1-8 年齢3区分別人口割合の推移 資料:総務省「国勢調査」(昭和55年~平成27年)、住民基本台帳(令和2年10月1日現在) (注)小数点以下四捨五入の関係で100にならないことがある。

4世帯数

本町における世帯数の推移をみると、増加傾向で推移しています。

一方で平均世帯人員は昭和60年に3.44人であったものが、30年後の平成27年には2.52人となっており、核家族化が進行しています。

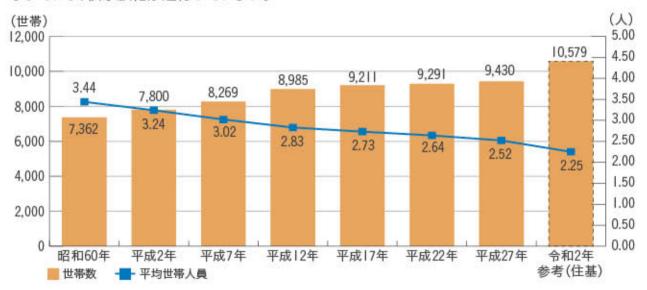


図1-9 世帯数と平均世帯人員の推移

資料:総務省「国勢調査」(昭和60年~平成27年)、住民基本台帳(令和2年10月1日現在)

⑤就業者、通学者の流出・流入状況

流出人口、流入人口が最も多いのは、ともに広島市で、それぞれ3,138人、917人となっています。 また、流出先市町と流入元市町の順位はほぼ一致しており、周辺地域との結びつきの強さが一



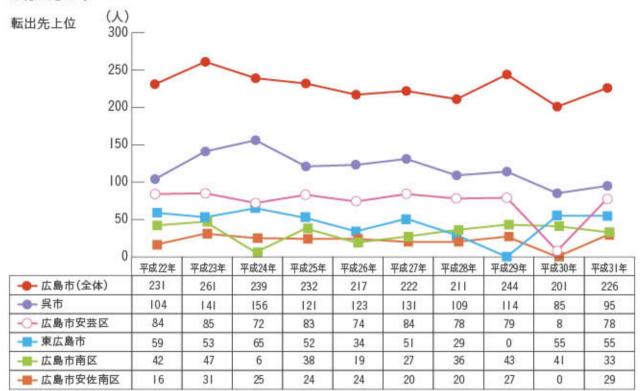
図1-10 就業者・通学者の流出・流入の状況(平成27年)

資料:総務省「国勢調査」

6人口動態

本町からの転出先、本町への転入元の上位5位をみると、いずれも1位は広島市となっており、 やや転出超過の状況がみられます。

また、呉市や東広島市、広島市の中でも安芸区など、隣接自治体との人口移動が多いことがうかがえます。



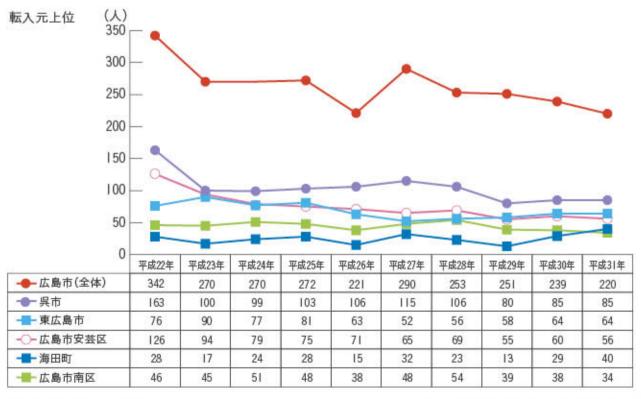


図1-11 社会増減の推移

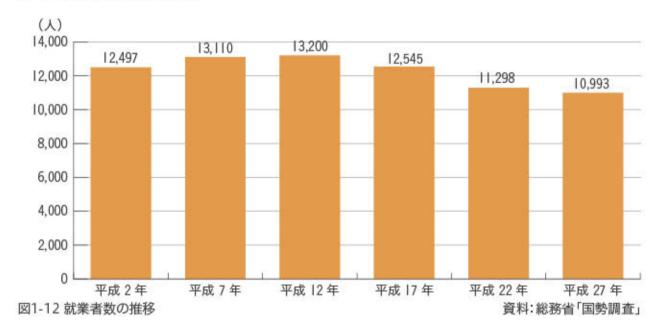
資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

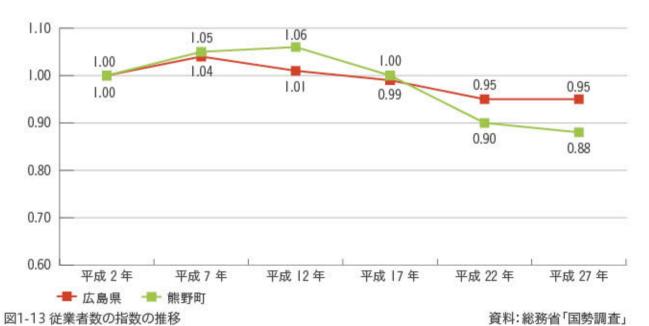
4 産業

①就業者数の推移

就業者数の推移をみると平成12年の13,200人をピークに減少に転じ、平成27年には10,993人となっています。

平成2年を1とした従業者数の動きをみると、平成17年までは県平均を上回っていますが、平成22年からは県平均を下回って推移しており、人口の高齢化や転出超過などによる生産年齢人口の低下の影響がうかがえます。





②企業数と従業者数の推移

企業数の推移をみると平成21年の660社から、平成28年には609社と減少しています。従業者数は平成28年には6,013人に回復していますが、長期的には減少しています。

平成21年を1とした場合の企業数の指数をみると、減少傾向は県の平均より緩やかなものとなっています。

就業者数全体の低下により、企業等で働く従業者も減少傾向となっていますが、その減少幅は 小さく、また企業数の減少が少ないことから、個人事業主の減少が多いものと考えられます。ま た、地場産業や長く営業を続けている企業による雇用が県全体より安定した雇用を提供している ことがうかがえます。

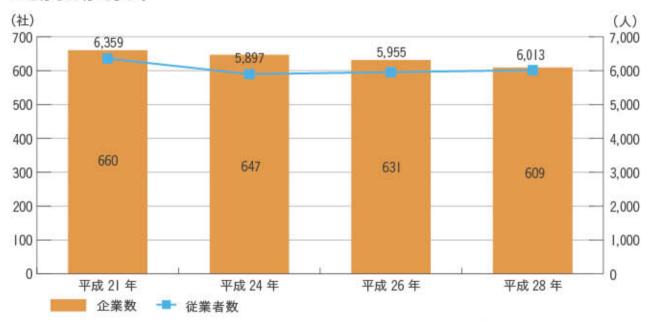


図1-14 企業数の推移 資料:総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」

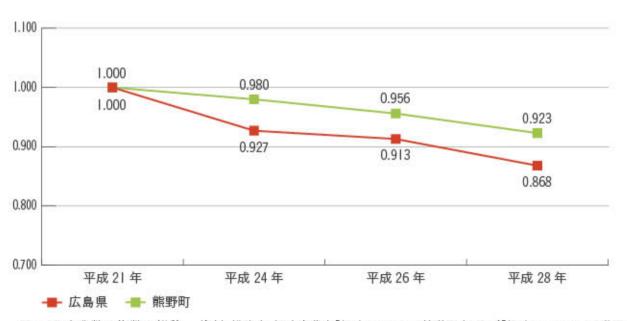


図1-15 企業数の指数の推移 資料:総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」

5 入込観光客数

入込観光客数は、平成26年の15.2万人をピークに減少傾向にあり、平成30年は災害の影響が現れています。また、県外客より県内客(町外観光客)の割合が高くなっています。



図1-16 入込観光客数の推移

資料:広島県「広島県観光客数の動向」

観光客の目的としては、「筆の里工房」への来館や「筆まつり」のための来訪が全体の約6割から7割を占めています。次いで、体育館等のスポーツ施設の利用が多くなっています。

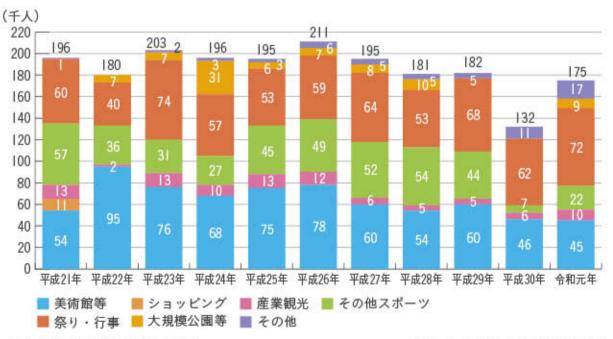


図1-17目的別総観光客数の推移

資料:広島県「広島県観光客数の動向」

6 財政

歳入と歳出の状況をみると、くまの・みらい交流館を建設した平成27年度を除き、平成29年度までは70億円から80億円台で推移していますが、平成30年度以降は平成30年7月豪雨の影響により、95億円程度まで増加しています。地方債残高についても、平成30年7月豪雨による災害復旧事業債等の借入により、平成30年度以降増加しています。

また、経常収支比率**17については、高い数値で推移しており、財政構造の硬直化が継続的に進んでいます。

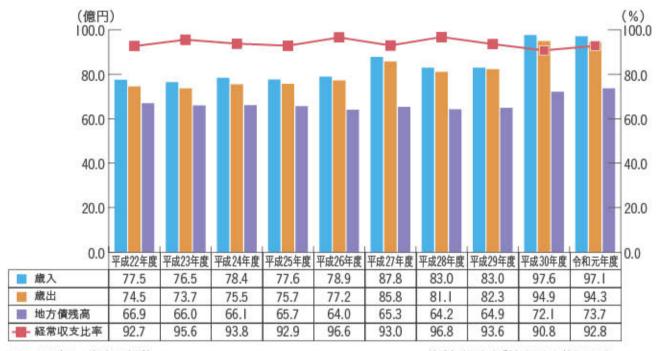


図1-18歳入・歳出の推移

資料:総務省「地方財政状況調査」



熊野町役場

第3項住民意識の把握

1 住民意識調査の実施

町民のまちづくりに対する意向を 把握し、計画に反映することを目的と してアンケート調査を実施しました。 調査結果の概要は次のとおりです。

●表1-1 住民意識調査概要

| 調査対象者 | 無作為に抽出した18歳以上の熊野町住民2,500人 | |
|------------------------|---------------------------------|--|
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法 | |
| 調査期間 令和元年10月10日~10月23日 | | |
| 配布·回収状況 | 配布数 2,500件 回収数 1,140件 回収率 45.6% | |

①安心・安全な暮らしに対する意識が上がっている

平成30年7月豪雨では、本町においても多大な被害がありました。

これを踏まえ、今回の調査では「避難喚起・避難誘導体制」についても設問に入れたところ、防災対策と同様に、重要度は上位項目となっていることから、町民の防災意識が高いことがうかがえます。

また、救急体制や医療体制、高齢者福祉の重要性についても上位に挙がっています。町民の身体や生命、財産を守るため、安心・安全のための取組を充実していくことが必要です。

②地域活動、産業活動関係の関心が低い

「住民協働」への意識が10年前と比較して低下しています。また、生涯学習やボランティア活動などの重要度も低い順位にとどまっており、全体的に関心が低いことがうかがえます。

産業活動においても、雇用促進や企業誘致、商業活動などは満足度が低いものの重要度も低くなっており、町外を含めた広域的な生活圏での暮らしを前提としていることがうかがえます。

本町を「住まいの場」として捉え、就労や買い物等、必ずしも町内で完結する必要性が低くなっており、広域圏での取組が課題となります。

③公共交通の充実、道路整備は引き続いての課題

「道路の整備」と「路線バスの利便性」は、前回調査から引き続き満足度が低く、重要度が高い項目となっています(「道路の整備」満足度:21.2%、重要度:85.1%、「路線バスの利便性」満足度:17.9%、重要度:83.5%)。平成30年7月豪雨においても、道路網の寸断が課題になったため、より意識が高まっているものとみられます。

また、上記の項目も踏まえ、近隣市町との公共交通網の整備は本町の要となる施策となります。通勤や買い物に行くための手段として、重要な位置づけとなります。

近年、全国的に高齢者の自動車運転や、地域交通の役割の重要性が課題となっており、今後の後期高齢者の増加とともに、より充実が望まれる施策となります。

④地域ブランド※18や伝統文化のさらなる活用が必要

熊野筆をはじめとする地域ブランド力や、伝統文化の振興については、かなり満足度が高い状態ですが、その重要性を意識している人は比較的少なめとなっています。

世界的なブランドとなっており、本町の最大の特徴である熊野筆ですが、現状に満足しており、これを活用した振興策や、伝統の継承を進めていくことが必要となっています。

地域活動の意識醸成とともに、本町の特色ある活動につなげていくことが望まれます。

2 住民ワークショップ**19の実施

町民との協働による計画づくりを実現するため、本計画策定にあたって町民の意見、アイデアを 取り入れるために、住民ワークショップを実施しました。

●表1-2 ワークショップ開催概要

| 種別 | 若者ワークショップ | 町民ワークショップ |
|-------|----------------------------|--------------------------|
| 参加対象者 | 町内の中学・高校に通う生徒 | 町内にお住まいや職場のあ る住民 |
| 実施回数 | 20 | 20 |
| 実施日 | ①令和元年10月28日 ②令和元年12月12日 | ①令和2年1月11日 ②令和2年1月25日 |
| 参加者数 | ①58人 ②62人 | ①18人 ②18人 |



図1-19 開催案内チラシ







図1-20 ワークショップの様子

日日日

熊野町の "いいところ" を出し合おう



熊野町の "もっとよくしたいところ" は何だろう

熊野町の"ミライ"

こんなまちになったらいいなと思うことを考えよう

2日目

みんなのまちづくり計画

熊野町の"ミライ"が実現したらどんなまちになる?

図1-21 ワークショップの流れ

3 住民の意見の反映

住民意識調査の結果及び住民ワークショップでの意見については、まちづくりの分野ごとにまとめ、課題の整理や施策の検討に生かすなど、本計画の内容に反映しています。

住民意識調査からの課題

実現したい姿(ワークショップ)

高齢者福祉の充実

医療体制の充実

地域共生意識の醸成

学習環境の充実

広域的な雇用促進

買い物等の生活圏の広域化

伝統産業の振興・継承

防災意識の高まり

災害に強いまちづくり

道路の整備

バス路線の利便性向上

救急体制の充実

快適な住環境

人が集う公園の整備

住民協働の促進

健全な行財政運営

職員の資質向上

図1-22 住民意見の反映

子どもの多いまち

子育てのしやすいまち

住む人が増えるまち

医療機関の充実したまち

学習環境が整ったまち

生涯学習の充実

特色のある学校づくり

公園等の賑わい

栄えているまち

若者が訪れたいまち

人がたくさん集まるまち

観光客を呼べるまち

熊野筆の活用

商業施設の充実したまち

明るいまちづくり

治安のよいまち

広くて通りやすい道

通信インフラの充実

駅のあるまち

景観保全

人が集う公園の整備

SNSへの露出アップ

将来も「熊野町」であり続ける

人がたくさん集まるまち

まちづくりの分野

1 誰もが元気で 健やかに 暮らせるまち

2 学ぶカと 豊かな心を 育むまち

3 活力と魅力に 満ちた 元気なまち

4 安心・安全で 快適に 暮らせるまち

画・施策への反映

5 人と自然が 調和する 美しいまち

6 自立と協働 みんなで創る 持続可能なまち

持続可能なま

第4項態野町の課題

1 地域ブランドの振興

本町を代表する地域ブランドが「熊野筆」です。職人の手作りによる天然毛の筆は、書道、絵画、 メイクなどの筆として世界で認められ、愛され続けています。

一方、そうした地域ブランドについての知名度は高いものの、積極的に地域づくりに活用したり、今後のあり方に関心のある町民は限られたものとなっています。

「熊野」の名前を後世に残すためにも、町民すべてが郷土の特産品として誇りを感じ、伝承と活用に参加することで、ブランドのイメージアップを図っていくことが必要です。

2 シビックプライド※20の醸成

本町の町民の多くが、昭和42年の県営団地の造成を契機に転入してきた者、及びその家族・親族となっています。先祖代々まちで生活している世帯は減少してきていると言えます。こうした中、熊野町民が熊野町に愛着を持ち、熊野町を郷里と実感する町民を育成していくことは、引き続き大きな課題と言えます。

調査からは町民協働や地域活動への関心が他の施策ほどには高くなく、重要性は感じている ものの、優先度は低いものとなっています。

シビックプライドでは、郷土に愛着を持ち、郷土をよくするために町民自らが活動を始めることが重要です。郷土愛を高めるだけではなく、それを守り、発展させていくために、町民一人ひとりのちょっとした活動が大切であり、活動意欲を高めるための生涯教育や地域活動支援を充実させていくことが必要です。

3 広域都市圏の中での本町の位置づけ

本町は、広島市、呉市、東広島市のいずれにも通勤可能な立地であり、昭和40年から50年代にかけ人口は2倍以上に急増し、近隣都市圏のベッドタウンとして発展してきました。しかし、町南西の開発が一通り完了するとともに安芸郡内や賀茂地域の開発が進み、人口は横ばいとなっています。

昭和40年代に造成された住宅地については、およそ半世紀が経過し、転入者の多くが高齢化しています。こうした高度経済成長期のニュータウンの高齢化に対して、引き続き良好な住環境を維持するための取組が必要となっています。

現在においても近隣都市圏のベッドタウンとしての位置づけはそのまま継続しており、転入・ 転出者の多くは広島市、呉市、東広島市を中心とした近隣市町であるほか、町民の就労場所、買い 物やレジャーの場所の多くが町外にある状況です。

製造業や商業においても、人口や人口構造の変化に大きく左右されることなく横ばいで推移していることから、既存の町内の雇用は安定しており、調査においても雇用や企業誘致への関心は低いものとなっています。

このような状況から、本町の特性や地域資源を最大限活用し、高齢化や人口減少への対策、企業誘致に向けた取組を実施するなど、広域都市圏の中で持続可能性を高めていくことが課題となります。

住環境としての快適性、安全性、利便性を考慮しつつ、近隣都市との円滑な連携、広域交通網の整備、デジタル技術の活用などについて検討し、地域と都市圏、世界までつながる生活拠点として、改めてまちの将来を定義していくことが望まれます。

4 防災・減災の取組

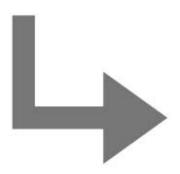
平成30年7月豪雨では、本町でも多大な被害を受けました。近隣都市との交通網の寸断や、災害復旧の長期化など、町民の生活への負担も大きいものがありました。調査の結果からも、防災や避難行動への関心は非常に高く、現在の対応においても一応の満足度はあるものの、重要度も最重視するものとなっています。

この災害を教訓として、町民同士の日頃の関係づくりを重視したまちづくりを充実させることが必要となっています。今後については、各地区の高齢者の通いの場などあらゆる機会を通じて防災意識の啓発に努めることにより、「つながり」を強化する取組が重要であり、高齢者や障害者など、避難時に支援が必要な方への体制整備を含めた避難体制の確立が必要です。

また、治山治水事業を計画的に実施していくことが必要です。本町の特色である自然豊かな住環境との協調性を図りながら、町民の生命を保障できるような町域の整備について、長期的な視点で取り組むことが課題です。



平成30年7月豪雨 大原ハイツ 被災時





平成30年7月豪雨 大原ハイツ 復旧後



第1節 目指すまちの姿

関係を育てることが、まちの未来の可能性につながります。

第1項 将来像

ひとまる育む筆の都熊野

~なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して~

熊野町観光大使 ふでりん

まちの主役は、ここに暮らすひと、ここで働くひと、ここで育つひと、一人ひとりです。 そんな、まちにかかわるすべてのひとが、まちを好きになり、協働でまちを盛り立ててくれる、そんな

- ●世界のブランドとして誇れる熊野筆
- ●通勤・通学に困ることのない住まいの立地
- ●日常の生活に困ることのない利便性
- ●自然の中でのびのびと子育てできる環境
- ●学ぶ力と豊かな心を育む教育

そんな、「なんかいい」「ちょうどいい」という想いをもっと深めるために、町民との共生による信頼と 連携を基本に持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」「私たちの暮らしに ちょうどいいまち」を実現します。

そうして、多彩な魅力のあるまちになるとともに、町民同士がつながり、周りの「まち」とつながり、世界の「ひと」とつながることで、さらなる「なんかいい」「ちょうどいい」そう想える「熊野」を目指します。

第2項 熊野町の人口ビジョン

本町の人口は平成12年を境に減少に転じており、減少速度は加速的なものとなっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年に2万人を割り込むものと推計されています。

本計画では、人口の維持に計画的に取り組むこととし、令和12年の目標人口を21,000人とし、令和42年までに1万5千人を上回る将来展望を目指すこととします。

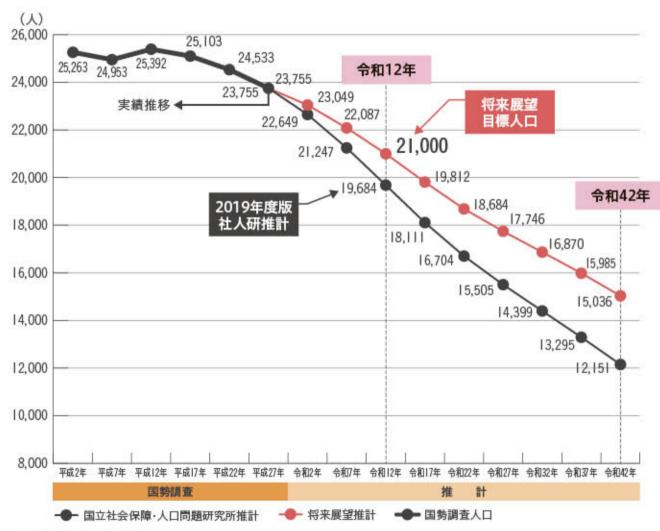


図2-1 将来人口目標

●将来展望を実現するための具体的な目標

表2-1 人口動態の目標

| | 平成27年実績 | 令和7年 | 令和12年 |
|---------------|---------|-------|-------|
| 合計特殊出生率※21 | 1.57 | 1.60 | 1.80 |
| 転入転出者数合計(5年間) | -427人 | -172人 | -155人 |

※令和2年の全国の合計特殊出生率は1.36となっています。

●年齢別 転入転出者数の目標

各年齢別の転入転出者数の目標を定め、人口維持に向けた取組を実施することで、令和12年の目標人口21,000人を目指します。

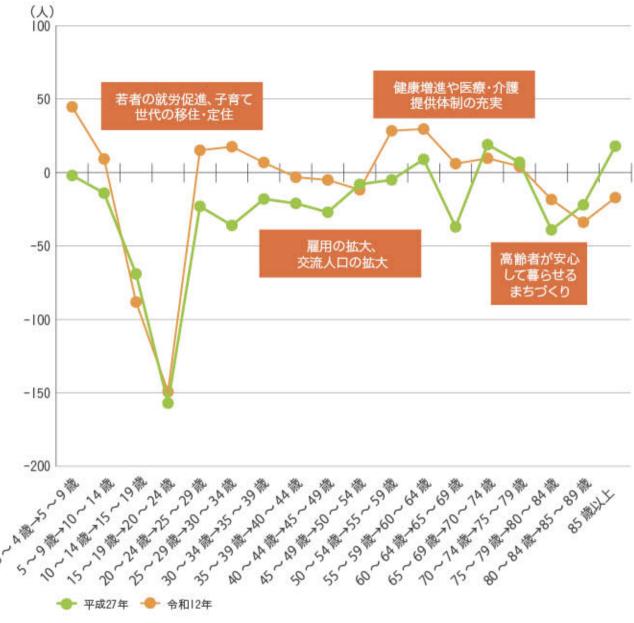


図2-2 社会動態の年齢別目標

子育て世代の転入や 移住体験のために整 備されたくまの・こど も夢プラザのラウンジ



第3項 土地利用の方向

1 土地利用の基本的な考え方

まちづくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、自然と都市が共生する 土地利用を基本に、地域の特性を生かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

●コンパクトかつ自然を生かした市街地形成

人口減少が見込まれる本町においては、無秩序な市街地の外延的拡大を防止し、コンパクトかつ 自然を生かした市街地形成を図るため、今後の市街地への編入は、国内でのサプライチェーン^{※22}の 推進や既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、地域の実態に合わせ工業系用途を対象に 検討します。

市街化調整区域^{※23}においては、原則として市街化を抑制しますが、幹線道路沿道等の開発動向が活発な地区においては、一定のルールをもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導します。

●地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

住宅地、商業地、工業地及び集落地など各地域の土地利用特性を基本に、町域内の計画的な土地利用の実現を図ります。

市街地については、防災上の改善を図るとともに、既存ストック*24を活用しつつ環境改善や効率的な土地利用を促進するための基盤整備、用途に応じた再構築を図り、個性的な市街地空間を形成するものとします。特に、中心市街地については、都市拠点としてふさわしい賑わい空間の形成、中心市街地周辺については、家内工業(熊野筆)との共生を図る住宅地の形成や、計画的に整備された良好な居住環境の保護を図ります。

市街地周辺の農地は、地産地消のための土地資源として保全・活用し、農業集落と調和のとれた良好な田園環境の形成を推進します。

また、周辺の山林は自然緑地の保全に努めるとともにレクリエーションや自然に親しむ場としての活用を図ります。さらに、緑地や水辺空間の保全・活用を図る「水と緑のネットワーク」の形成を目指し、魅力ある公園の整備と河川や市街地後背地の自然緑地などとの有機的連携を図り、安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めます。

2 ゾーンの構成

本町の地域構造は「西部地域・中央地域・東部地域」の3地域4区分に分類されます。また、市街地・集落と自然環境の共生を支えるため、都市的エリアと自然的エリアの棲み分けを保持し、「山なみゾーン」「田園集落ゾーン」「住工芸共生ゾーン」「住環境保全ゾーン」を設定し、それぞれの位置づけに応じた人口密度の維持や環境の保全・形成を図ります。

●山なみゾーン

地球環境への負荷を軽減できるように、環境を保全していくとともに、農業・観光業等の産業振興につなげるため、安芸アルプスをはじめとする山なみがつくるスカイライン*25の維持や、山林、農地等の資源の活用を図るエリアを「山なみゾーン」に位置づけます。

●田園集落ゾーン

市街地を取り囲む山林との緩衝としての役割を担う田畑・樹林地等の農地と、農家住宅等で形成される集落一帯を「田園集落ゾーン」に位置づけます。

●住工芸共生ゾーン

町の基幹産業である筆産業の育成と、良好な田園景観と調和した住宅地の保護・育成を図る地区を「住工芸共生ゾーン」に位置づけます。

●住環境保全ゾーン

主に団地が形成される地区など、専用住宅地としての良好な住環境の保護・育成を図る地区を 「住環境保全ゾーン」に位置づけます。

3 拠点の設定

町民の日常生活を維持し、多様な都市活動を支えるため、重点的に整備や保全・機能維持を 図っていく拠点として、以下の拠点を設定します。

●都市拠点:町役場を中心に商業地一帯

隣接市町との広域的な連携・補完関係の構築も考慮しながら、出来庭から萩原までの商業地・ 公共公益・観光・文化・医療・福祉等の都市機能を維持・集積し、町役場を中心に地域生活の利便 性の向上を図る「都市拠点」として位置づけます。

●地域活動拠点:熊野団地周辺、深原地区公園周辺

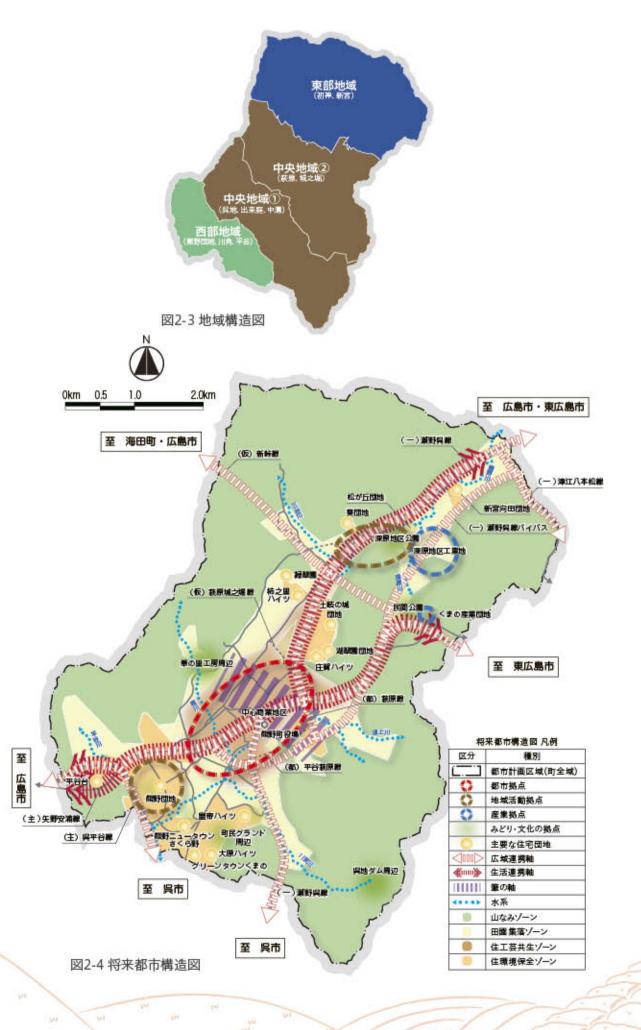
身近な地域における日常生活と地域活動を支えるため、西部地域は、くまの・みらい交流館、くまの・こども夢プラザ、西部地域健康センター等の位置する熊野団地周辺を、東部地域は、熊野東防災交流センターから東部地域健康センター・深原地区公園周辺を、それぞれ地域コミュニティの核となる「地域活動拠点」として位置づけます。

●産業拠点:県道瀬野呉線バイパス沿線、深原地区、くまの産業団地

町の産業振興・雇用創出を促進するため、計画的な基盤整備を推進するとともに、周辺の豊かな自然環境との調和を図る地区として、県道瀬野呉線バイパス沿線や深原地区、くまの産業団地を「産業拠点」として位置づけます。

●みどり・文化の拠点:深原地区公園、筆の里工房周辺、町民グランド周辺、呉地ダム、都市緑地

人・文化・緑とのふれあいの場として整備・保全・維持・活用を図るため、深原地区公園、筆の里工房周辺地区、町民グランド周辺、呉地ダム周辺及び自然環境良好な都市緑地等を「みどり・文化の拠点」として位置づけます。



第4項 将来像を実現するための基本目標

~共生によるまちづくり~

一人ひとりが「なんかいい」「ちょうどいい」を実感できるまちを目指して

基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち

本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実に努めます。

また、地域住民が相互に助けあい、支えあうことで、自分らしい暮らしを続けることができるよう地域福祉を推進するとともに、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

【基本施策】

- 1 地域福祉の推進
- 2 子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進

- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりと地域医療体制の充実
- 6 社会保障の安定

基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち

子どもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の文化や人材など、地域資源を活用した特色のある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

また、性別や年齢に関わらず、あらゆる人がいきいきと暮らしていけるよう、人権を尊重するための取組や、青少年を健全に育成するための環境づくりを進めます。

さらに、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供すると ともに、伝統文化や芸術、スポーツ、地域活動にふれる機会を設けることで、豊かな心を育むまち づくりを進めます。

【基本施策】

- 1 学校教育の推進
- 2 生涯学習の振興
- 3 文化・芸術の振興
- 4スポーツの振興

- 5 人権が尊重された社会づくり
- 6青少年健全育成
- 7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進

基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち

日本一の筆産地であるという誇りを持ち、筆づくりの技術やそれにまつわる歴史・文化を日本はもとより、世界に向けて発信するなど、熊野筆のブランド化を一層推進します。

また、町民の豊かな暮らしを実現するため、起業支援や企業誘致など新しい産業の育成、就業機会の創出に取り組むとともに、本町の文化や人材などの地域資源を有効活用し、広域的な連携も踏まえながら、観光・交流機能の充実を図り、活力と魅力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

【基本施策】

- 1 移住・定住の推進
- 2 商工業の振興
- 3観光の振興

- 4雇用の促進
- 5熊野筆ブランドの充実

基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち

近年、頻発する大規模自然災害に対し、町民の身体や生命、財産を守るため、防災対策や減災 対策に取り組むとともに、町民との協働のもと、地域の実情に応じた地域防災力や防災機能の向 上を図ります。

また、防犯力や交通安全対策を強化し、犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。 さらに、交通体系の維持・向上や交通サービスの充実を図るなど、安心・安全で快適に暮らせる まちづくりを進めます。

【基本施策】

- 1 防災・減災対策の強化
- 2 砂防・治山・治水の推進
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 道路交通網の整備・充実

- 5 生活インフラの整備
- 6 防犯・交通安全対策の推進
- 7 消費者の保護と意識啓発



防犯ポスターの表彰(熊野高校)

基本目標5 人と自然が調和する美しいまち

身近に自然が広がるまちとして、自然環境・景観の保全に努めるとともに、豊かな緑に恵まれた 環境づくりを進めます。

また、地球規模での環境問題に関心が高まる中、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムを整えるなど、人と自然が調和した環境にやさしいまちづくりを進めます。

【基本施策】

- 1 土地利用と都市計画の推進
- 2 公園・緑地の整備・保全
- 3 自然環境の保全

- 4 循環型社会の形成
- 5 美しい景観の形成
- 6 農地の維持

基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・共有に努めるとともに、地域課題に関連する様々なステークホルダー※26と連携する体制づくりを進め、多様な取組における町民参画を促します。

また、限られた資源を有効活用し、効果的で効率的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービスの確保と持続可能なまちづくりを目指します。

さらに、スマート自治体**27の実現に向け、A I**28やロボティクス**29等のデジタル技術を活用した行政運営の改革や、民間企業等が有する先進的な技術の活用により、業務の効率化を図ります。また、防災や福祉、教育、観光などあらゆる政策分野においてこれまでの施策や慣例を見直し、デジタル技術を活用することで、行政サービスが、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できるシステムの構築を進めます。

【基本施策】

- 1 町民参画の推進
- 2 効率的・効果的な行財政運営の推進
- 3 スマート自治体への体制整備
- 4 広域連携の推進



中高生による「みんなのまちづくりワークショップ」

第2節施策の体系

総合計画 基本構想 ひとまち育む筆の都熊野 将来像 ~なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して~ 土地利用の方向 人口ビジョン 基本目標 基本計画 重点戦略 1 誰もが元気で健やかに 暮らせるまち (総合戦略) 2 学ぶ力と豊かな心を 重要業績評価指標※30 育むまち (KPI) 重点目標達成指標※31 3 活力と魅力に満ちた 基本計画と連動し、個々 (KGI) 元気なまち の事業の目標となる評価 指標を設定する。 4 安心・安全で快適に 暮らせるまち 「まち・ひと・しごと創生 5 人と自然が調和する 法」第10条の規定に基づ 美しいまち く、本町の「まち・ひと・し ごと」の創生に関する基 6 自立と協働 みんなで 本的な計画。 創る持続可能なまち 実施計画(別途作成) 毎年、5年先までの事業内容を策定

図2-5 計画の全体像

点戦略(総合戦略

重点戦略1豊かな人づくり

重点戦略2 暮らしの安心・安全づくり

重点戦略3協働の地域づくり

重点戦略4確かな地域ブランドづくり

重点戦略5 本町におけるSociety5.0社会の実現

将来像

基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち

基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち

基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち

基本計画

基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち

基本目標5 人と自然が調和する美しいまち

基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

図2-6 施策体系図

~なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して~ひと まち 育む 筆の都 熊似

34

基本計画と重点戦略との関連表

| 重点戦略は、5年間で特に重点的に行う取組とし、重点的に 目指す目標達成指標(KGI)を設定しています。また、基本計画 との連動を図るため、基本計画の目標となる重要業績評価指標(KPI)を定めています。基本計画の中で重点戦略とかかわ りの深いまちづくりの分野(基本目標)を「○」、かかわりが深く、かつ共通のKGIを定めている分野を「●」で示しています。 | 豊かな人づくり | 安心・安全づくり 重点戦略2 暮らしの | 協働の地域づくり | 地域ブランドづくり | 重点戦略5 本町に がするSociety5.0社会 |
|--|---------|--|----------|-----------|------------------------------|
| 基本施策1 地域福祉の推進 | | | | | |
| 基本施策2子育で支援の推進 | | | | | |
| 基本施策3 高齢者福祉の推進 | 0 | | 0 | | |
| 基本施策4 障害者福祉の推進 | | | | | |
| 基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実 | | | | | |
| 基本施策6 社会保障の安定 | | 0 | | | |
| 基本施策1 学校教育の推進 | | | | | |
| 基本施策2 生涯学習の振興 | | | | | |
| 基本施策3 文化・芸術の振興 | | | _ | | _ |
| 施策施策4スポーツの振興 | | | | | 0 |
| 基本施策5人権が尊重された社会づくり | | | | | |
| 基本施策 6 青少年健全育成 | | | | | |
| 基本施策7地域間交流・多文化共生・国際理解の推進 | | | ,, | | |
| 基本施策1 移住・定住の推進 | | | 1 | | |
| 基本施策2 商工業の振興 | 11.00 | | | 192.0 | |
| 基本施策3観光の振興 | | | | | |
| 基本施策4 雇用の促進 | 250 | | | | |
| 基本施策5熊野筆ブランドの充実 | | | | | |
| 基本施策1 防災・減災対策の強化 | | | | | |
| 基本施策2 砂防・治山・治水の推進 | | | | | |
| 基本施策3 消防・救急体制の充実 | | 151 | | | |
| 基本施策4 道路交通網の整備・充実 | | | | | |
| 基本施策5 生活インフラの整備 | | | | | |
| 基本施策6 防犯・交通安全対策の推進 | | | | | |
| 基本施策7消費者の保護と意識啓発 | | | | | |
| 基本施策1土地利用と都市計画の推進 | | | | | |
| 基本施策2 公園・緑地の整備・保全 | | | | | |
| 基本施策3 自然環境の保全 | | | | | |
| 基本施策4 循環型社会の形成 | | | | | |
| 基本施策5美しい景観の形成 | | | | | |
| 基本施策 6 農地の維持 | | | | | |
| 基本施策1 町民参画の推進 | | | | | |
| 基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進 | | | | | |
| 基本施策3スマート自治体への体制整備 | | | | | |
| 基本施策4 広域連携の推進 | | | | | |
| and the same of th | | Consequence of the Consequence o | | | All the second |

※各施策とSDGsの関連性については資料編で示しています。



第3章

熊野町 総合戦略

熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

第1項 「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ

「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づく、本町の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置づけます。

また、総合計画における基本計画の重点戦略としての位置づけとし、一体的に策定、推進します。そのため「総合戦略」の期間は基本計画の前期(令和3年度から令和7年度)と同様とします。

第2項 本町における総合戦略の考え方

若い世代が結婚や子育てに夢を持ち、妊娠・出産や家族形成に対する希望をかなえるよう、結婚・妊娠・ 出産、子育て支援や、女性が活躍できる環境整備を進めるなど、家族で一緒に暮らしやすいまちを実現し、 少子化に歯止めをかけ、人口ビジョンの実現を目指すための重点的な施策をまとめたものとします。

また、魅力ある地域、誰もが安心して暮らすことができる地域を創出するため、人口減少に伴い顕在化する課題に対応し、それぞれの地域ならではの都市と自然の近接ライフの魅力や地域特性、資源を生かして活力を生み出し、また、安心して暮らすことができる生活基盤の確保に資する計画とします。

総合計画と総合戦略を一体的に策定するにあたり、それぞれにおける取組を共有したうえで、共通の重点目標達成指標(KGI)を定めました。また、基本計画に連動し、個々の事業の目標となる重要業績評価指標(KPI)を定め、この重要業績評価指標(KPI)を実現することにより、重点目標達成指標(KGI)の達成を目指し、人口ビジョン、さらには将来像の実現に向け取り組むこととします。

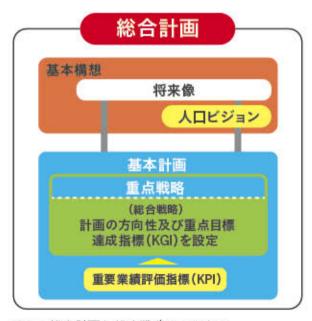


図3-1総合計画と総合戦略のかかわり

- 計画の方向性、及び重点目標達成指標(KGI)を設定
- 総合戦略を基本計画の重点戦略と位置づけ、 取組を共有
- ●重要業績評価指標(KPI)を基本計画の目標指標とし、その実現によりKGIの達成を目指す

第3項 総合戦略の方向性

● 人口減少と地域経済縮小の克服

人口減少の進行は、労働人口の減少や消費の縮小といったマクロ経済**32の影響だけではなく、身近な商店やサービスの減少、地域コミュニティ機能の低下など、町民の生活や地域の機能にも様々な影響を及ぼします。

人口減少社会に対応していくためには、出生率を回復させ、転出超過を改善することで将来にわたって持続可能な人口構造を再構築していくことが必要です。

本計画で掲げる目指す姿の実現に向け、人口減少が進行する社会において、地方創生を成し遂げるためには、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが重要です。

② まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

将来に希望がもてるまちづくりを進めるためには、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を実現することが重要です。「豊かな人づくり」「暮らしの安心・安全づくり」「協働の地域づくり」「確かな地域ブランドづくり」が、それぞれを基点に相互に連動して高め合うまちづくりが必要です。

また、Society5.0^{※33}による最新技術は、様々な地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待されています。デジタル技術等の基盤整備や活用の場を飛躍的に高めることにより、新たな時代の好循環をつくります。

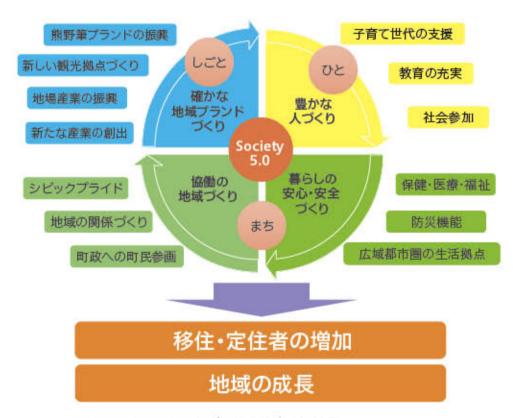


図3-2 まち・ひと・しごと総合戦略の好循環

第2節 重点戦略

第1項 豊かな人づくり

地方への新しい「ひと」の流れをつくるためには、「しごと」の創生を図りつつ、若者の就労を促すとと もに、町内外の人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備して いく必要があります。

本町では、広島熊野道路や東広島呉道路、熊野黒瀬トンネルなどが広域ネットワークとして機能しており、物流や軽工業に関わる産業拠点として既存産業のさらなる活性化や企業誘致等による新たな雇用の創出が期待できます。また、筆の里工房周辺整備事業において、都市公園の整備による町民の憩いの場の創出や観光交流拠点の整備による観光・交流機能の充実を図り、本町の魅力を一層高めることにより、交流人口**34を増加させ、本町により関心を持ち多様な形で本町とかかわりを持つ関係人口**35の増大を目指します。さらに移住・定住を検討する機会を増やしていくことで、移住希望者の関心を引きつけるとともに、地域や経済界と連携した受入・支援体制の構築を進めます。

本町の人口の社会減の主たる要因は、大学進学時や就職等による転出超過となっています。こうした 状況に対応するため、子どものうちから地元で働く魅力を知り、地場産業への理解を深められる教育を 実施するとともに、全国の大学生等に広島広域都市圏*36及び広島中央地域連携中枢都市圏*37企業へ の就職を促進するなど、若者の定着や就業を支援します。

また、地域社会や世界で活躍できる人材を育成できるよう、教育の充実をより一層図ることにより、 本町での幼少期が人生の糧となるような魅力ある教育環境をつくります。

さらに、地域人材においても、地域に愛着を持ち、地域で暮らしていることに誇りを持つことができる よう、社会活動の支援などにも取り組みます。

●表3-1 重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 (令和7年) |
|-------------|------------|-----------|
| 人口の社会増減 | ▲93人 | ▲45人 |
| 学校教育の充実の満足度 | 31.9% | 40%以上 |

第2項 暮らしの安心・安全づくり

昭和42年の県営団地の造成を契機に人口が急増した本町においては、他地域にふるさとの意識を持つ人がいるものとみられます。このような人の中には、老後をふるさとで暮らしたいというニーズを持つ高齢者が一定数いると考えられることから、本町に愛着を持ち、安心して地域で暮らし続けてもらえるような取組が重要となります。また、少子高齢化や核家族化の進展、町民ニーズの多様化・高度化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような取組が必要となっています。

それらに対応するため、地域全体による健康増進や医療・介護の提供体制の充実を図るとともに、 継続的な子育て支援や安定的な社会保障制度の運営などに取り組みます。

また、近年、巨大地震や台風、大雨による水害をはじめ、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、日常を脅かす様々な要因から命と暮らしを守るための取組が課題となっています。

平成30年7月豪雨では本町も大きな被害があったことから、まちの復旧・復興とともに、災害による 犠牲者を再び出さないよう防災・減災に重点的に取り組む必要があります。また、感染症予防などの 観点から、新しい生活様式の普及が求められています。町民一人ひとりの日頃の意識づくり、地域との つながりづくりなど、町民それぞれが命と暮らしを守るための知識や行動を身につけられるよう、必要 な施策を講じていきます。

●表3-2 重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 (令和7年) |
|----------------------|------------|--------------|
| 健康づくりの支援への満足度 | 41.5% | 45%以上 |
| 子育て支援への満足度 | 31.1% | 40%以上 |
| 自主防災組織※38の組織率 | 23.8% | 50%以上 |
| 防災教育への取組の満足度 | 28.8% | 40%以上 |
| 地震・風水害などの防災・減災対策の満足度 | 28.1 % | 40%以上 |
| 自然環境の保全と活用の満足度 | 17.0% | 18%以上 |

第3項 協働の地域づくり

町民が本町で暮らすことの素晴らしさを実感でき、地域に愛着を持って日々生活できるようになるためには、一人ひとりの自己実現にとどまらず、誰かと一緒に自主的・主体的な地域づくり活動に参加することによる達成感を得ることが大切になります。

若年層を中心とした人口流出を背景に、地域コミュニティの希薄化や高齢化が大きく進む中、自主的、主体的な活動が地域づくりの基本となります。これらの活動は、多様な力でつながる人づくりや、地域特性を生かし夢を形にできる仕事づくりのほか、暮らしの安心を支える生活環境づくりにつながります。

また、協働の地域づくりを進めるうえで、シビックプライドの意識醸成を図ることが必要となります。観光や交流などの経済循環が活性化するうえで、町内の商店や観光施設などで見かける従業員の振る舞いや、ボランティアの接遇態度などは、本町の第一印象となるものです。本町の一員であることに誇りと愛着を持ち、日々の生活を送ることがシビックプライドのまちづくりの第一歩となります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック2020の誘致の成功を契機に、スポーツによる地域振興の可能性が高まっています。総合型地域スポーツクラブ「筆の里スポーツクラブ」などの取組により、子どもから若者、高齢者まで年代を問わずスポーツを楽しめる環境づくりやスポーツボランティアの養成など、地域と協働した取組を進めていきます。

●表3-3 重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 (令和7年) |
|--------------------|------------|--------------|
| 生涯学習・スポーツ活動の支援の満足度 | 37.3% | 44%以上 |
| 町民と行政の協働のまちづくりの満足度 | 19.5% | 30%以上 |

<シビックプライドで変わるまちづくり>

シビックプライドは「当事者意識を持つ」ということにほかなりません。まちづくりは「他人事」ではありませんが、個人が主張しあう「自分事」でも進みません。町民一人ひとりが地域に積極的に関わり、育んでいく「自分たちの事」と考えて行動を起こしていくことが必要です。

一人ひとりが、本町での暮らしを「自分たちの事」と考える機会を持つことで、本町に 誇りを持ち、日常のすべての仕事、活動を「わがまちのイメージにふさわしいものにした い」と考える町民が一人でも増えていくことが、シビックプライドのまちづくりです。

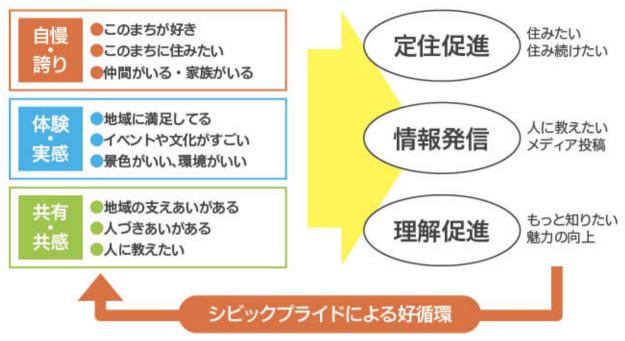


図 3-3 シビックプライド

基本目標に掲げるあらゆる施策を通じて、「自分たちのまちを自分たちでよくしていく」というシ ビックプライドの考え方が普及することにより、シビックプライドの醸成を図ります。さらに、そのシ ビックプライドによる協働・共生のまちづくりが基本目標の施策の推進につながります。



基本計画

基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち

基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち

基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち

基本目標4安心・安全で快適に暮らせるまち

基本目標5人と自然が調和する美しいまち

基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

図3-4 シビックプライドと基本計画のかかわり

第4項 確かな地域ブランドづくり

本町の最大の特徴は、世界に誇るブランド「熊野筆」の生産地であることです。日本を代表する伝統 産業でありながら、文化・芸術、教育、美容など様々な分野において世界で重用され、それらの需要に 応え続けている現役の産業でもあります。

筆の生産地としての基盤がより強固なものとなるよう、熊野筆を中心とした本町のブランド価値を 高めることにより、筆産業の活性化を促します。

また、交流・観光については筆の里工房をはじめ、筆まつりなどでの集客が大きくなっています。これらの観光資源の活用を促すとともに、町民との協働により、新たな地域ブランドづくりのための観光資源の創造や、取組を拡大していくことが必要となっています。

これらの地域ブランドの取組により、地場産業の活性化と競争力を高め、新たな産業やしごとの創出につなげることにより、人づくり、地域づくりへの循環へとつなげます。

●表3-4 重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 (令和7年) |
|----------------|------------|-----------|
| 入込観光客数 | 106,172人 | 150,000人 |
| ふるさと納税寄附件数 | 1,231件 | 1,300件 |
| 熊野筆のブランド戦略の満足度 | 42.4% | 45%以上 |



世界に誇るブランド「熊野筆」

第5項 本町におけるSociety 5.0社会の実現

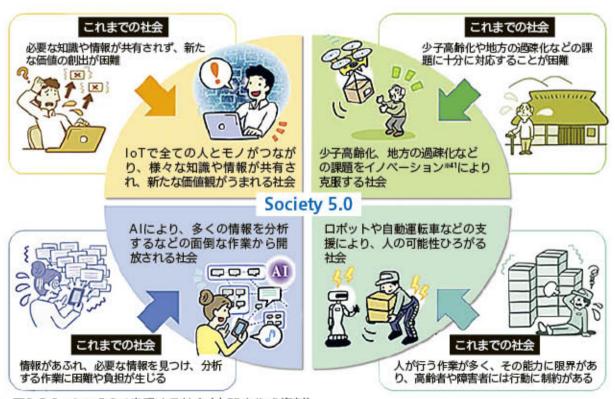
Society 5.0社会とは、すべての人とモノがインターネットなどを通じてつながり(IoT*39)、様々な知識や情報が仮想空間を通じて共有され(ICT)、今までにない新たな価値を生み出すことで、社会の様々な課題や困難を克服していく社会です。また、AI等により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化や地方の過疎化などを克服していき、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会を実現するものです。(1.0:狩猟社会、2.0:農耕社会、3.0:産業革命、4.0:情報化社会、5.0:技術と人間活動の融合)

本町においても、インターネットやデジタル機器の情報技術資産を使いこなし、Society5.0時代のデジタル技術による産業の創造やグローバル化、企業の誘致等に取り組む必要があります。また、AIやロボティクス技術を活用した事務や作業の効率化による行政改革、DX(デジタルトランスフォーメーション)*40の推進、医療・介護データの連携による高齢者福祉の向上など、最新技術による人間活動の支援について積極的に研究、導入を促進していきます。

●表3-5 重点目標達成指標(KGI)

 指標名
 現状値 (令和元年)
 目標 (令和7年)

 デジタル化への取組に対する満足度
 —
 30%以上



第4章

基本計画

第1₀ 基本目標 **1**

誰もが元気で健やかに 暮らせるまち

本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実 に努めます。

また、地域住民が相互に助けあい、支えあうことで、自分らしい暮らしを続けることができるよう 地域福祉を推進するとともに、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、 高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせ るまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本施策1 地域福祉の推進

1 地域共生社会の構築

2 地域福祉活動の推進

基本施策2 子育て支援の推進

- 1 くまの版ネウボラの推進
- 2 子どもに関する医療体制の充実
- 3 保育サービスの充実
- 4 子育て支援事業の充実
- 5 子どもを育む環境の充実
- 6 子どもの権利を尊重した社会の実現

基本施策3 高齢者福祉の推進

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 介護保険事業の推進
- 3 生きがいづくりと社会参加の促進
- 4 安心・安全な生活の確保

基本目標1 の構成

基本施策 4 障害者福祉の推進

- 1 障害者福祉の推進
- 2 障害者が暮らしやすい社会の確立
- 3 相談・保健・療育体制の整備
- 4 障害福祉サービスの提供
- 5 社会参加と就労支援の充実

基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実

- 1 町民の主体的な健康づくりの推進
- 2 心の健康づくりの推進
- 3「食」による健康づくりの推進
- 4 疾病予防・感染症対策の充実
- 5 歯科保健対策の充実
- 6 医療体制等の充実

基本施策 6 社会保障の安定

- 1 国民健康保険の安定的な運営
- 2 後期高齢者医療制度の安定的な運営
- 3 国民年金制度の普及・啓発
- 4 生活の安定と自立の支援

指標一覧

●表4-1 基本目標1に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 | 目 | 標 |
|---------------|--------|--------|---------|
| 月日本口 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 健康づくりの支援への満足度 | 41.5% | 45%以上 | 50%以上 |
| 子育て支援への満足度 | 31.1 % | 40%以上 | 50%以上 |

●表4-2 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により KGI達成を目指す



| 116.1300 64 | 目根 | 票値 |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) |
| 通いの場の数 | 19箇所 | 24箇所 |
| こども地域見守リネットワーク事業所数 | 20事業所 | 23事業所 |
| 高齢者等地域見守り活動事業参加事業所数 | 18事業所 | 23事業所 |
| 認知症カフェ運営サポーター数 | 40人 | 50人 |
| 出生数 | 122人 | 120人 |
| 乳幼児健診の受診率 | 1歳6か月児 95.0% | 1歳6か月児95.5% |
| | 3 歳児 95.0% 未受診者訪問率 | 3 歳児 95.5% 未受診者訪問率 |
| | 100.0% | 100.0% |
| 認知症サポーター数 | 3,950人 | 4,950人 |
| 高齢者ふれあいサロン(ミニデイホーム)の延べ利用者数 | 15,000人 | 16,500人 |
| シルバーリハビリ体操指導士数 | 104人 | 129人 |
| 就労継続支援年間利用者数 | 70人 | 人08 |
| 手話言語条例出前講座年間開催回数 | 5回 | 12回 |
| 特定健康診査受診率 | 60.0% | 65.0% |
| 特定保健指導の実施率 | 30.0% | 40.0% |
| 安芸区役所の就労支援延べ利用者数 | 7人 | 10人 |

基本施策1:地域福祉の推進













現況と課題

- ●少子高齢化や核家族化の進展、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大き く変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。住み慣れた地域で暮らし 続けるためには、行政、関係機関、町民が連携して支えあい、生涯にわたって自分らしく活躍できる 環境づくりが必要です。また、近年、毎年のように、全国各地で水害や土砂災害、地震など様々な災 害が発生しており、インフルエンザ等の感染症の流行が同時に発生する複合災害にも対応するた め、地域ぐるみの支援や日常のつながりが、これまで以上に求められています。
- ●町民の自主的な活動と公的サービスが連携し、地域共生社会の形成を目指す地域福祉を総合的に 展開していくため、熊野町地域福祉計画の策定に向けた準備を進めています。
- ●福祉についての広報・啓発を充実し、参加と連帯を基調とする町民の福祉意識の高揚に努めてい ます。また、学校教育や生涯学習、各公民館活動などにおいて、地域福祉を推進するための環境整 備に取り組むことが必要です。
- ●熊野町社会福祉協議会と連携し、町民同士が地域の中でお互い様の支えあいづくり・絆づくりがで きるよう、自治会単位など小規模によるサロンといった通いの場の開催支援が求められています。
- ●熊野町社会福祉協議会によるボランティアセンターを拠点として、各種ボランティア講座の充実 や、地域の各種団体、NPO※42などの育成に努めていく必要があります。
- ●権利擁護事業では、福祉サービス利用援助事業(かけはし)を実施し、判断能力が低下した方の金銭 管理の支援を継続して実施しています。認知症高齢者や単身世帯の増大に伴い、成年後見制度※43 の利用の必要性が高まっています。

具体的施策

1 地域共生社会の構築

- ○町民の自主的な活動と公的サービスが連携した地域福祉を総合的に展開していくため、その指針 となる「地域福祉計画」を策定します。
- ○地域包括ケア※44の理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもな どが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連 携する、包括的なネットワークの構築を進めます。
- ◎生活に身近な地域において、町民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」 「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育みます。
- ○高齢者や障害者の権利擁護のため、成年後見制度について、必要な人に必要な支援が届くよう、地 域連携ネットワークの構築を図ります。

2 地域福祉活動の推進

- ○高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるよう、町民参加や関係機関などと連携した見守り体制を構築します。
- ○認知症の人やその家族、支援者が集い、日ごろの悩みや聞いてほしいことなどを自由に話せる認知症カフェの運営を支援します。
- ○障害者の地域での生活支援のため、地域における支援体制を構築します。また、障害者、その家族 等を対象とした家族会などの活動を支援します。
- ○町民のボランティアへの参加を促進するため、参加機会や情報の提供を行います。
- ○有償ボランティアや就労的活動など、地域人材の活用につながる取組を推進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-3 地域福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| | +比+面力 | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|----------|-------------------------------|------------------------------|------------|-------------------|--|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 通いの場の数 | | 13箇所 | 19箇所 | 24箇所 | |
| こども地域見与 | Fリネットワーク事業所数 | 17事業所 | 20事業所 | 23事業所 | |
| 高齢者等地域見 | 守り活動事業参加事業所数 | 12事業所 | 18事業所 | 23事業所 | |
| 認知症カフェi | 軍営サポーター数 | 30人 | 40人 | 50人 | |
| 関連事業 | ●地域見守りネットワークの ●高齢者等地域見守り活動 | 되어져에서 - 얼마 보이를 되었다. 그렇게 하나면서 | アりネットワーク事業 | Ě | |
| 関連計画策定年月 | ●熊野町地域福祉計画 ●熊野町高齢者保健福祉計 | 画・介護保険事業計画(第 | ≅8期~) | 策 定 予 定 令和3年3月 | |

第2項

基本施策2:子育て支援の推進

現況と課題

















- ●ライフスタイル、ライフサイクル※45の変化に伴い、高齢出産等に係るリスクが増えている一方で、不 妊や若年妊婦、望まない妊娠も増加しており、妊娠、出産、子育てに関する問題が多様化しています。
- ●子どもが健やかに育つためには、家庭や保育・幼児教育の環境のほか、地域の多様な人々からの支 援が必要です。このため、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域等が連携し、社会全体で子育てをする ネットワークづくりが重要です。
- ●少子化、核家族化や高齢化の進行等、地域社会の変容により、子どもを見守る人材が不足していま す。また、地域の人と乳幼児やその保護者との交流機会が減少しています。気軽に相談できる場所 を整備し、子育ての負担感の緩和を図る必要があります。
- ●家庭には、経済的貧困など様々な要因により、複合的な課題を抱えていることがあり、子どもの置 かれた状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。乳幼児等医療費公費負担、児童手当 の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ●児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組む必要 があります。
- ●保護者の多様な就労形態やライフスタイルの変化、共働き家庭の増加等により、本町においても保育 ニーズが増加・多様化しており、そうしたニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。
- ●令和2年4月から「くまの版ネウボラ※46」を設置し、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊 娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行っています。
- ●令和元年にコンビニエンスストアやスーパーマーケット、宅配業者など17の事業所と協定を締結 し、子どもや子育て家庭に対する見守り事業を開始しています。

具体的施策

1 くまの版ネウボラの推進

- ◎くまの・こども夢プラザに保育士と保健師を配置し、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく支援 し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう身近な相談拠点としての活用を推進します。
- ◎すべての子育て家庭が地域で安心して暮らすことができるよう、官民が恊働して日常生活の異変 を早期に発見・対応するこども地域見守りネットワーク事業を実施し、「くまの版ネウボラ」につな ぐなど、支援が必要な家庭をサポートします。
- ○母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。
- ○母子健康手帳アプリやSNS**47等の情報ツール**48を活用し、子育て支援情報を適切なタイミング で提供できるよう体制を強化します。
- ◎産前産後ヘルパーの派遣など、産後、心身ともに不安になりやすい母親や、家族等からの家事・育 児の支援が受けられない人をサポートします。

2 子どもに関する医療体制の充実

- ○乳幼児等医療費公費負担の対象年齢について拡大を図ります。
- ○子育てにおける医療の不安を解消するため、地域における診療機会や救急時における対応など、 的確な医療情報の提供に努めます。

3 保育サービスの充実

- ○安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努めます。
- ○保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、一時保育、病後児保育など多様な保育サービスの 充実を図ります。
- ○待機児童解消に向けた取組を強化します。
- ○子どもの発達や学びの連続性を確保するため、学校教育と幼稚園・保育所・認定こども園※⁴9の連携の強化を図ります。

4 子育て支援事業の充実

- ○くまの・こども夢プラザを、子育て世代が集い、相談しやすい拠点となるよう、取組の充実を図ります。
- ○親子の絆づくりプログラム(BP)を実施し、子育て中の保護者の仲間づくりや子育てに必要な知識の習得などを目的とした場を提供します。
- ○ひとり親家庭等に対して、手当の支給や就労支援により自立に向けた支援を行います。
- ◎子どもの知的発達、親子のコミュニケーション手段として有効なブックスタート*50事業について、 町立図書館司書や保健師、主任児童委員などと連携した取組を実施します。
- ○くまの・みらい交流館の「読み聞かせ室」を有効的に活用し、絵本の読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを図ります。

5 子どもを育む環境の充実

- ○地域の方々と交流しながら、様々な体験活動ができるよう、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。
- ○身近な公園など子どもの遊びの場を整備するとともに、定期的に点検を行い、安心して安全に遊べる環境とします。

6 子どもの権利を尊重した社会の実現

- ○すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の問題に関する相談の拠点として子ども家庭総合支援拠点を設置し、切れ目ない総合的な支援を行います。
- ○児童虐待の防止から早期発見・対応、保護、自立支援に至る取組について、関係機関と連携を強化します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-4 子育て支援の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目相 | 値 | |
|-----------|---------------------------------|--|--|--|
| 7月(宋仁) | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 出生数 | 129人 | 122人 | 120人 | |
| 乳幼児健診の受診率 | 1歳6か月児 89.9% 3歳児 95.9% | 1歳6か月児 95.0% 3歳児 95.0% 未受診者訪問率 100.0% | 1歳6か月児 95.5% 3歳児 95.5% 未受診者訪問率 100.0% | |

関連事業

- ●母子保健事業(家庭訪問・乳幼児健康診査・妊婦一般健康診査・産前産後支援ヘルパー 派遣事業・産後ケア事業・母乳育児支援事業等)
- ●子育て支援センター事業 ●ブックスタート事業 ●保育所運営事業
- ●乳児医療費助成事業 ●就学援助事業
- ●子ども・子育て支援事業計画策定事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業 ●放課後児童健全育成事業
- ●こども地域見守りネットワーク事業 ●児童虐待防止ネットワーク事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業●都市公園管理事業

関連計画策定年月

●熊野町子ども・子育て支援事業計画(第2期~)

令和2年3月



子育で世代の拠点となるくまの・ことも夢プラサ

SUSTAINABLE







現況と課題

- ●近年、急速な高齢化に伴い、わが国の高齢化率は令和7年(2025年)には30%を超えることが予測されています。本町においても高齢化は進行しており、団塊の世代が75歳を超える令和7年(2025年)、団塊の世代の子が65歳を超える令和22年(2040年)といった中長期的な視点を持ち、段階的に医療、介護、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- ●高齢者を主体とする地域づくりに向け、高齢者の社会参加が求められています。生きがいづくり、趣味活動などを通じて、介護予防や閉じこもり防止を強化し、高齢者がいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じて、社会の中で自分らしく活躍できる地域づくりが必要です。
- ●本町では、介護予防・認知症対策の充実に向け、シルバーリハビリ体操指導士による健康づくりも含めた介護予防の普及・啓発に取り組んでいます。
- ●地域活動においては、見守りネットワーク機関として13の事業所と協定を締結し、年1回は、熊野町 高齢者等地域見守りネットワーク会議に各事業所の代表者に参加してもらい、現状の意見交換会を 開催しています。
- ●今後は、増加が予想される支援の必要な高齢者を少なくするための介護予防活動や認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができる地域づくりに努めるとともに、地域資源を活用した町民の自主的な活動を進めていくことが必要です。

具体的施策

1 地域包括ケアシステムの推進

- ○自立支援型地域ケア会議を令和3年度以降に実施し、その中で地域課題を抽出できる体制を整えます。
- ◎熊野町地域包括支援センターをはじめ、地域の支援者が共同して個別ケア会議等を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やケアプランなどの調整を行います。

2 介護保険事業の推進

- ○高齢者の心身機能の維持や改善、重度化の予防など、介護予防に対する普及・啓発を行います。また、介護予防活動を通じて、高齢者自身の生きがいにつなげるとともに、地域における介護予防活動の担い手を養成します。
- ○町民主体の介護(認知症)予防事業を実施します。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域における見守り体制の推進や権利擁護に努めます。
- ◎シルバーリハビリ体操指導士会から希望者を募り、健康づくりの推進者の養成に努めます。また、 併せて、地域の通いの場の創設支援を継続します。
- ○認知症高齢者の増加とともに地域の支援者の不足が課題となることから、地域の人材の育成、支援組織の連携等を進めます。

- ○地域の医療体制と地域包括ケアシステムが一体的に推進されるよう、より緊密に連携できる体制整備を図ります。また、医療と介護のデータベースが連携し、必要な情報を円滑に活用する体制をつくります。
- ○介護保険の持続可能性を高めるため、介護人材の確保への支援や運営の効率化などに取り組みます。

3 生きがいづくりと社会参加の促進

- ○老人クラブ等の多様な活動を支援するとともに、高齢者のニーズに応じた教室・講座の開催、学習成果の発表の場を提供します。
- ○高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションや文化活動などの開催に努めます。
- ○高齢者の経験を生かした地域活動やボランティア活動、世代間交流事業への積極的な参加を促進します。
- ○プラチナ世代※51の知識や技能を地域福祉活動に積極的に活用するため、引き続き、地域デビュー講座など各種講座を開催します。
- ◎就労機会の拡充など、熊野町シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者の知識・経験などを生かした就労の仕組みづくりなど、就労の場を生きがいの創出につなげる取組を検討します。

4 安心・安全な生活の確保

- ○高齢者が居住する住宅のバリアフリー化を推進していくため、住宅改修など介護保険サービスの有効な活用を促進します。また、高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進します。
- ○高齢者が安全、快適に生活できるよう、建築物や道路などのバリアフリー化を推進します。
- ○高齢者の生活の安定と自立を図るため、無年金者の発生を防止し、合わせて制度に関する理解を深めるため、国民年金制度についての広報、啓発を推進し、対象者の加入を奨励します。また、資格期間の変更など、年金の受給に関する制度内容の周知徹底に努めます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-5 高齢者福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|--------------------------------|---------|---------|---------|--|
| 7日(茶/口 | (令和元年) | | (令和12年) | |
| 認知症サポーター数 | 2,699人 | 3,950人 | 4,950人 | |
| 高齢者ふれあいサロン(ミニデイホーム) の延べ利用者数 | 14,929人 | 15,000人 | 16,500人 | |
| シルバーリハビリ体操指導士数 | 79人 | 104人 | 129人 | |

関連事業

- ●介護予防、認知症施策事業
 ●介護保険事業
 ●熊野町公民館管理運営事業
- ●くまの・みらい交流館管理運営事業●老人クラブ連合会活動補助事業●熊野町シルバー人材センターへの支援●緊急通報体制整備事業●道路管理事業

関連計画策定年月

熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期~)

令和3年3月

基本計一

基本施策4:障害者福祉の推進

現況と課題











- ●わが国では、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正や、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の成立などの法整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」が批准されました。これにより、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、障害者が日常生活や社会生活を送るうえでの社会的障壁を取り除くための必要な配慮や調整(合理的配慮)を行わなければならないことが規定されました。
- ●本町では、熊野町地域自立支援協議会を年に1回以上開催し、障害者福祉推進に向けた検討を 行っています。また、熊野町自立支援協議会事務局会議において、サービス提供事業者や計画相談 員と連携を図っています。
- ●手話への理解及び手話の普及を促進するため、令和元年12月に「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」を制定しました。
- ●障害者の重度化・高齢化や家族亡き後を見据えた地域生活を支援するため、地域生活支援拠点の整備が求められていますが、本町の実情に合わせた具体的な設置の協議について、検討が必要です。
- ●教育の場における合理的配慮について児童生徒・教職員の理解を深めるとともに、社会生活の実践の場としても学校教育における障害者の支援を充実させることが必要です。

具体的施策

1 障害者福祉の推進

○「障害者保健福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

2 障害者が暮らしやすい社会の確立

- ○町民の障害者への理解を深め、ノーマライゼーション*52の理念に基づいた社会を形成していくため、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- ○公共施設や道路、町営住宅など、障害者に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ◎障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を促進します。
- ◎障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するために、情報支援の充実を図ります。

3 相談・保健・療育体制の整備

- ○障害者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関とのさらなる連携や緊急時の相談体制の確立など、地域生活支援に関する取組の充実を図ります。
- ○サービス提供事業者をはじめ、地域の支援者が協働して個別ケア会議を開催するなど、一人ひとりのニーズに対応できるよう情報提供やサービス調整を行います。
- ○疾病の予防啓発に努めるとともに、保健事業を通じて、障害の早期発見・早期治療を推進します。
- ○発達障害を含む障害のある児童の療育を支える体制の充実を推進します。

◎障害者虐待の防止、早期発見、早期対応について、障害者虐待防止ネットワークを活用し、関係機関との連携を強化します。

4 障害福祉サービスの提供

- ○ライフステージ※53に応じた保健・医療・福祉、教育、就労、地域活動など様々な分野に関して総合的・ 継続的に一貫した支援に努めます。
- ◎障害福祉サービスの必要な障害者が、適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業者との 連携を図ります。
- ○県や近隣市町との連携によるサービスの基盤整備など、障害者が地域で安心して生活できるよう体制づくりに努めます。
- ◎障害者の就労を促進するため、関係機関と連携し、職業能力の向上や雇用への移行を進める支援を 促進します。
- ○「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」の基本理念の実現のため、障害者のコミュニケーション手段の確保に資する取組の充実に努めます。

5 社会参加と就労支援の充実

- ○特別児童扶養手当、特別障害者手当など、生活保障のための支給制度の円滑な実施に努めます。
- ○障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動や文化活動を開催するとともに、健常者との 交流を促進します。
- ◎障害に配慮した行政・生活情報の提供に努めます。
- ○学校教育の場において、障害のある児童生徒への配慮について理解を深める取組の充実に努めます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-6障害者福祉の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| | 北郷力 | 現状値 | 日 | 宗但 |
|--------------|---|------------------------------|--------------|-------------------|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 就労継続支援年 | 間利用者数 | 56人 | 70人 | 人08 |
| 手話言語条例出 | 出前講座年間開催回数 | 0回 | 5回 | 12回 |
| 関連事業 | ●障害者福祉一般事業 ●地域リハビリテーション ●障害者虐待防止ネットワー ●特別障害者手当等支給事 | 事業等 ●障害者総合支援 ーク事業 ●障害者相談支 | 事業 援窓口の充実 | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町障害者保健福祉計 ●熊野町障害福祉計画(第6 | | (2期~) | 平成30年3月 令和3年3月 |
| | | | | |

基本計画

現況と課題

●高齢化の進展やライフスタイルの多様化による疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び 自立した日常生活を営むために町民一人ひとりが予防を重視し、社会全体で健康づくりに励むこ とが求められます。また、これらを踏まえ健康寿命※54の延伸を実現することが重要です。

基本施策5:健康づくりと地域医療体制の充実

- ●令和2年から世界規模で流行した新型コロナウイルス感染症については、本町においても感染者が発生しました。こうした新たな感染症などへの対応のため、感染確認のための検査や感染経路の確認体制の整備について、国や県、経済団体等と連携した取組を進める必要があります。また、経済活動への影響を考慮した「新しい生活様式」の普及が求められています。
- ●健康寿命の延伸を実現するため、町民自らの健康づくりを支援・推進します。疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査・各種がん検診・歯周疾患検診等を実施しています。
- ●自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組みます。
- ●休日診療や平日夜間における第二次救急医療体制※55については、近隣市町や医師会との連携により整備されていますが、今後も町民の多様なニーズに対応できる医療体制の充実が求められています。
- ●様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため食育を推進します。
- ●自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、心の健康づくりや危険を示すサインの早期発見、相談体制の整備など、社会全体で自殺予防対策を講じることが重要です。

具体的施策

1 町民の主体的な健康づくりの推進

- ○町民の健康管理についての意識が高まるよう、健康まつり、スポーツ・レクリエーション活動など、あらゆる機会を通じて健康づくりに関する普及・啓発を推進します。
- ◎子どもの頃からの健康づくりの意識啓発、わかりやすい情報発信の強化を図ります。
- ○生活習慣病の発生予防に重点を置いた町民の主体的な健康づくりを推進し、疾病予防対策の充実を図ります。
- ○町民が日常生活において、手軽にスポーツ・レクリエーションや生涯学習に親しめる環境づくりを推進します。
- ○町民主体の健康づくりに対するソフト、ハード両面の支援の充実を図ります。(健康相談窓口の充実、自主活動グループへの支援、ウォーキングコースの整備等)
- ◎健康づくりの拠点として、町民による地域健康センターの多様な活用を促進します。

2 心の健康づくりの推進

- ○心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めます。また、自殺の背景には様々な社会的要因があるため、関係機関と連携し、相談体制の充実や相談窓口の周知を図ります。
- ○自殺予防に向けた取組強化のため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進します。
- ◎精神科医療との連携を強化し、町民の心の健康づくりを推進します。

3「食」による健康づくりの推進

- ○食生活の自己管理ができる人を増やし、バランスのよい食事を心がけることができるよう食育を推進します。
- ○食育ネットワークを構築し、地域が一体となって食育を推進します。

4 疾病予防・感染症対策の充実

- ○町民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
- ◎生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るため、心身の健康に関する個別の相談を充実します。
- ○疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、各がん検診、骨粗しょう症検診などの充実を図るとともに、受診率の向上を促進します。
- ○未成年者の喫煙の防止、喫煙者の禁煙、分煙対策を進めるため、意識啓発の充実に努めます。
- ○健康診査、がん検診等の受診しやすい体制の整備を図るとともに健康意識の醸成を図ります。
- ○乳幼児期から高齢期に至るライフステージごとに、それぞれの時期、それぞれの人に応じた健康づくり事業を推進します。
- ◎結核やインフルエンザ、新たな感染症などについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めるとともに、予防のための「新しい生活様式」の普及に努めます。
- ○「新しい生活様式」については、公共の場から積極的に推進するよう、町職員や関係機関等での研修、 実践指導を行うとともに、地域団体や経済団体等の協力体制を充実します。
- ○新たな感染症などに対応するため、国の機関や医療機関等と連携しながら、検査体制の充実に努めるとともに、感染経路の特定など、必要な調査を行えるネットワークづくりに努めます。
- ◎感染症や予防接種の必要性に関する啓発を推進するとともに、新たな予防接種への対応など、感染症予防対策の充実を図ります。

5 歯科保健対策の充実

- ◎健康相談や健康教室を通じて、妊産婦、乳幼児の歯科保健についての意識啓発を図ります。
- ◎歯科検診の充実を図るとともに、世代に対応した歯科健康教育や相談を実施します。
- ○定期的な歯周疾患検査の受診を促すため、集団健診から医療機関健診に変更し、40歳からの節目健診を実施します。

6 医療体制等の充実

- ○かかりつけ医の普及を促進し、初期医療の定着を図るとともに、関係医療機関の機能連携を推進し ます。
- ○初期、二次、三次の救急医療体制による広島県救急医療ネットワークの効果的な活用を推進します。
- ○安芸地区医師会による休日診療体制の充実を促進するとともに、休日・夜間救急における広島市立 広島市民病院、広島市立舟入病院の適正な利用を促進します。
- ○町民の献血についての意識を高めます。また、健康づくりや予防接種、臓器移植について、知識の普 及と理解を促進するよう、広報・啓発活動を推進します。
- ○新たな感染症への対応などを踏まえ、国や県の動向を注視するとともに、町内の医療機関との連携 を強化し、県が実施する医療体制の整備に協力します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-7 健康づくりと地域医療体制の充実に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目相 | 票値 | |
|------------|--------|--------|---------|--|
| 指保石 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 特定健康診査受診率 | 38.7% | 60.0% | 65.0% | |
| 特定保健指導の実施率 | 28.8% | 30.0% | 40.0% | |

関連事業

- 前講座) ●感染症対策事業(定期予防接種·感染症予防対策)
- ●歯科保健事業●救急医療体制の構築●献血事業
- ●精神保健事業 ●自殺対策 ●食育推進事業

関連計画 策定年月

- 笑顔はな咲く健康くまの21
- ●笑顔はな咲く食育プラン
- ●いのち支える熊野町自殺対策計画

平成28年4月

令和3年3月

令和2年3月

基本施策6:社会保障の安定













現況と課題

- ●わが国では急速に少子高齢化が進み、超高齢社会にある中で、令和7年(2025年)には、団塊の世 代がすべて75歳以上となり、医療費や介護給付費など増え続ける社会保障費の対策がより一層必 要な状況となっています。国においては、社会保障改革プログラム法により、社会保障制度改革の 全体像、進め方が明示され、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保 険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度の各種改革が実施されています。
- ●本町においても、生活保護受給費や、医療費、介護給付費の増大が見込まれるなど、社会保障制度 は厳しい運営を余儀なくされています。
- ●近年、国民年金を巡る国の制度改革が急速に進んでおり、制度に対する町民の不安や不信感が、若 者を中心に広がっています。制度の持続や、町民の安定的な暮らしの維持に向け、制度の普及・啓 発に取り組み、加入の促進を図る必要があります。
- ●国民皆保険を支える国民健康保険制度については、その制度を将来にわたって守り続けるため、 県では平成30年4月に制度改革を行い、財政運営の主体を県が担うようになりました(国民健康 保険制度県単位化)。
- ●生活保護世帯においては、経済的な自立を目指し、就労支援を行うとともに、生活保護費を支給し ています。今後も引き続き自立支援に関する取組を進めるとともに、生活保護制度の安定的な運営 を行う必要があります。
- ●今後も、できる限り住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、継続的・安定的な社会保障制度 を運営する必要があります。

具体的施策

1 国民健康保険の安定的な運営

○国民健康保険制度県単位化に伴う保険税率の見直し等に的確に対応するとともに、町民に対する周 知、説明等を十分に行います。また、適正な医療受診を促進するとともに、主体的な健康づくりへの 支援や疾病予防対策の充実など、各種保健事業の強化を図ります。

2 後期高齢者医療制度の安定的な運営

◎運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、町民の安心のために、健全で安定的な制 度運営に努めます。

3 国民年金制度の普及・啓発

○日本年金機構との協力・連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上の町民の加入漏れ・届け 出漏れをなくすとともに、保険料納付率の向上を図ります。

4 生活の安定と自立の支援

- ○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図ります。
- ○ひとり親家庭の経済的自立を促進していくため、高等技能訓練の支援など、各種制度の有効な活用を図ります。
- ○生活保護法に基づき、制度の適正な運用を図るとともに、関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めます。また、生活困窮者に対する自立に向けた相談支援の実施、住居確保給付金の支給、関係機関との連携などを行い、生活困窮者への包括的な自立支援策を強化します。

まちづくり指標(KPI)

●表4-8 社会保障の安定に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|------------------|------------|--------|---------|
| | | (令和7年) | (令和12年) |
| 安芸区役所の就労支援延べ利用者数 | 3人 | 7人 | 10人 |

関連事業

- ●国民健康保険事業 ●後期高齢者医療事業
- ●熊野町国民年金事業 ●生活保護支給事業





学ぶ力と豊かな心を 育むまち

子どもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を 担う人材となるよう、本町の文化や人材など、地域資源を活用した特色のある教育を推進するとと もに、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

また、性別や年齢に関わらず、あらゆる人がいきいきと暮らしていけるよう、人権を尊重するため の取組や、青少年を健全に育成するための環境づくりを進めます。

さらに、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとと もに、伝統文化や芸術、スポーツ、地域活動にふれる機会を設けることで、豊かな心を育むまちづく りを進めます。

基本目標概要

基本施策1 学校教育の推進

1 幼保小中連携教育の推進

2 適正な学校配置の検討

3 学校教育体制の充実

4 地域における学校支援の充実

5 ふるさと教育の推進

6 健やかに学ぶ環境の整備

7 学校施設の整備

8 安全対策の強化

基本施策 2 生涯学習の振興

1 生涯学習推進体制の充実

2 生涯学習活動の活性化

3 生涯学習施設の整備・有効活用

基本施策3 文化・芸術の振興

1 地域文化活動の支援

2 芸術文化の振興

3 文化活動の推進

4 文化財等の保護と継承

基本目標2 の構成

基本施策 4 スポーツの振興

- 1スポーツ振興体制の充実
- 2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化
- 3 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)の育成と定着
- 4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

基本施策5 人権が尊重された社会づくリ

- 1 人権教育・学習や人権啓発の充実 3 男女共同参画社会の推進
- 2 人権相談・援護体制の充実

基本施策 6 青少年健全育成

1 健全育成の推進

2 青少年活動の推進

基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進

- 1 多世代交流・国際理解の推進 3 地域活動への参画支援
- 2 ともに支えあう体制の整備

指標一覧

●表4-9 基本目標2に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 | |
|--------------------|---------------|--------|---------|
| | | (令和7年) | (令和12年) |
| 学校教育の充実の満足度 | 31.9% | 40%以上 | 50%以上 |
| 生涯学習・スポーツ活動の支援の満足度 | 37.3% | 44%以上 | 50%以上 |

●表4-10 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により KGI達成を目指す



| IM IN A | 目標値 | |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) |
| 「極業がたわる」と同僚した旧会生なる朝人 | (小) 83.0% | (小) 85.0% |
| 「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合 | (中) 73.0% | (中) 75.0% |
| | 80.0% | 84.0% |
| 「くまどく」達成率 | (小) 90.0% | (小) 92.0% |
| | (中) 70.0% | (中) 75.0% |
| 図書館の人口1人当たり貸出冊数 | 8.0冊 | 10.0冊 |
| 文化イベントの開催数 | 6回 | 8回 |
| 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)会員数 | 950人 | 1,000人 |
| 体育館等スポーツ施設の利用者数 | 170,000人 | 180,000人 |
| 人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数 | 600人 | 750人 |
| 審議会などにおける女性委員等の比率 | 30.0% | 34.0% |
| スポーツ少年団の団体数 | 13団体 | 13団体 |
| 多文化共生・国際交流イベントの実施数 | 3回 | 4 🗇 |

基本施策1:学校教育の推進









現況と課題

- ●少子化の進行により、子どもの数自体は減少しているものの、インターネット及び関連機器の発達やグローバル化などにより、多様な考え方を持った子どもが増加しており、課題や対応方法も多様化しています。
- ●本町の子どもの数は減少が続いており、令和2年5月1日現在で小学校児童数は1,264人、中学校生徒数は666人となっています。
- ●子どもの数が減少していく中で、子どもたちの学力を向上していくための教職員等の適正配置を 行うとともに、時代に即した教育環境の充実・更新が必要となっています。
- ●グローバル化の進展や新しい生活様式への対応など、時代が急速に変化し、不確実性が増す社会の中で、子どもたちには、こうした社会をたくましく生きていく資質・能力を身につけることが求められています。また、子どもたちが柔軟性かつ多様性を持って生きていけるよう、地域の企業や町民等の知識・スキル※56を活用した「地域とともにある学校づくり」が求められています。
- ●たとえ進学や就職で本町を離れても、生まれ育った故郷に戻ってきたいと思えるよう、幼いころから地域の魅力や特性を学び、愛着を持つきっかけとなる場を設ける必要があります。
- ●子どもたちが安心して健やかに暮らせるよう、できる限りの配慮や指導による教育環境や育成環境の整備が重要です。
- ●本町では、児童生徒1人につき1台のタブレット端末を導入し、多様な学習環境を確保しています。
- ●障害のある児童生徒の支援を行うため、介助員や配慮児童支援員を配置しています。

具体的施策

1 幼保小中連携教育の推進

○幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携を強化し、幼保小中教育推進協議会を通じた研修会の充実などにより、幼保小中連携教育を推進するとともに、今後も接続カリキュラム(アプローチ・カリキュラム 人及びスタート・カリキュラム*57)の研究に取り組んでいきます。

2 適正な学校配置の検討

◎児童生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

3 学校教育体制の充実

- ◎校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。
- ◎多様な教育課題や学校課題に対し、校長をはじめとするすべての職員が子どもたちのことを第一に 考えた適切な指導や行動をとれるよう、研修等を通じた資質の向上を図ります。

- ◎GIGAスクール構想^{※58}に基づき、デジタル技術を積極的に活用することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた教育体制の強化を図ります。
- ◎GIGAスクール構想の実現により、基礎学力の向上を図るとともに、Society5.0やグローバル化など新たな時代に対応した柔軟な発想のできる子どもの育成につなげます。
- ○時代の急速な変化に対応した教育体制を構築するため、デジタル機器等の活用により、教育の充実、 学習機会の保障及び教職員の働き方改革に努めます。
- ○各種の学力調査を計画的かつ継続的に実施し、児童生徒の学力実態を的確に把握することで、より 実効的な授業改善を行います。
- ○職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育**59を推進します。
- ○学校図書館に学校司書を配置するとともに快適な読書環境を整え、学習及び読書活動の充実を図ります。
- ◎学校給食(デリバリー方式)に地産地消を取り入れ、食育を継続して実施し、充実を図ります。
- ◎課題発見・解決型の学習の充実など、子どもたちの主体的な学びの創造につながる取組を推進します。

4 地域における学校支援の充実

○「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティ・スクール**60の仕組みを活用することで、学校運営協議会を中心とした地域と学校との連携により、小中学校における学校行事等の支援や地域の特色を生かした体験活動など、地域住民の多様な学校支援を促進します。

5 ふるさと教育の推進

- ◎小学校1・2年生で行う低学年書道科授業の実施や小学校中学年での筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。
- ◎地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。

6 健やかに学ぶ環境の整備

- ○障害のある児童生徒に対する適切な教育支援を行うとともに、個に応じた教育や教育環境の充実に 努めます。
- ○命や性のあり方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- ○不登校等に対応するため、適応指導教室※61など児童生徒が相談できる場を確保するとともに、スクールソーシャルワーカー※62や教育支援員を配置するなど、教育相談体制を充実します。
- ○いじめや不登校について、地域や学校の実情に沿った取組を実施できるよう、コミュニティ・スクールでの問題提起など学校と地域全体で取り組める体制づくりについて検討します。
- ◎デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実を図るとともに、オンライン授業を活用した学習の機会を確保します。

7 学校施設の整備

○学校施設の老朽化に対応するため、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、効率的・効果的な事業方法を選択するとともに、予防保全的な維持管理と計画的な修繕や改修、改築に努めます。

8 安全対策の強化

- ◎児童生徒の学校内外における安全確保のため、学校安全教育を進めます。
- ◎児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学環境の確保及び学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を図ります。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-11 学校教育の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 松椰力 | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|---|------------------------|----------|------------------------|
| 指標名 | | (令和7年) | (令和12年) |
| 「授業がわかる」と回答した児童生徒の割合** | (小) 82.3% (中) 71.0% | | (小) 85.0% (中) 75.0% |
| ●幼保小中教育連携推進事業 ●生徒指導相談員、学校支援設安全点検員等の配置 ●学力調査等基礎学力向上対 ・ 学校運営協議会の設置 ・ 情報教育・ALT ※63の配置・ | 受員、スクールソーシャルワ 対策の実施 | ーカー、配慮児童 | 支援員、学校施 |

●地域ボランティアによる見守りや、地域と連携した学校行事の開催

●町立学校施設の長寿命化改修事業●安全教育、通学路整備

●低学年書道科指導事業 ●特別支援教育·人権教育

関連計画策定年月

- ●熊野町教育大綱
- 熊野町学校施設長寿命化計画

令和3年3月





低学年書道科授業

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS







現況と課題

- ●働き方改革による長時間労働の是正やライフスタイルの多様化が進む昨今、趣味や活動意欲を持って様々なことを学び、挑戦する人が増加しています。
- ●スマートフォンなどの普及に伴い希薄化する家族間のコミュニケーションの改善のため、家庭読書を推進する「くまどく」事業を平成24年度から実施し、「くまどく」の活動や成果を発表する場として「くまどくフォーラム」を開催しています。
- ●様々な志向の人がそれぞれにあった学習や活動ができるよう、実践する場の整備と情報の提供を 充実する必要があります。
- ●多様な活動の実践において、参加する人だけでなく、指導や主催する提供側の人材の確保も重要となっています。

具体的施策

1 生涯学習推進体制の充実

- ○生涯学習を積極的に推進していくため、公民館等に関わる町職員の資質向上や、有識者による指導者の確保など、専門性を高めるよう取組体制を強化し、生涯学習の体系的な推進を図ります。
- ○町民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携の促進を図るとともに、指導者やボランティアの発掘・養成に努め、これらの有効な活用を図ります。

2 生涯学習活動の活性化

- ○「くまどく」事業の充実を図るとともに、子どもだけでなく大人の読書推進に関する取組についても 推進します。
- ◎家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- ◎放課後子ども教室運営委員会の活性化を図り、土曜くまのっ子教室の開催など、子どもを対象とした教室・講座の充実を図ります。
- ○広報紙、ホームページの充実やSNS等の活用により、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。
- ○若い世代や子育て世代が生涯学習活動に取り組めるよう、魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めます。

3 生涯学習施設の整備・有効活用

- ◎図書館機能の充実を図るため、電子書籍の導入の検討を行うとともに、資料・情報の収集と整理、館内設備とサービスの充実に努めます。
- ◎図書館や公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して、生涯教育の充実を図るとともに、リモートによる学習機会の確保などに努めます。
- ○公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。
- ○町民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-12 生涯学習の振興に関するまちづくり指標(KPI)

| | 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------|--------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 相保石 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 「くまどく」達 | 成率 | 74.7% (小) 88.1% (中) 61.2% | 80.0% (小) 90.0% (中) 70.0% | 84.0% (小) 92.0% (中) 75.0% |
| 図書館の人口 1 | 人当たり貸出冊数 | 6.8冊 | 8.0冊 | 10.0冊 |
| 関連事業 | | 事業 ●くまどく事業 ● 里運営事業 ●熊野町公民 | | 業 |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町子どもの読書活動 | 推進計画 | | 令和2年4月 |



図書館の児童図書コーナー











現況と課題

- ●地域文化は、人の日常の活動やまちのありようなどが歴史的に積み重ねられることによって、総合 的に醸し出されるものであり、その土地固有のものです。本町には、筆の産地としての歴史と伝統 により、筆づくりやそれにまつわる文化が根づいています。
- ●全国的にも有名な筆の都として、町民や団体等と連携しながら地域性のある文化・芸術活動を維 持及び活性化していく必要があります。
- ●筆の里工房をはじめとした文化施設について、町民や団体がより一層活用しやすいよう、環境や体 制を整える必要があります。
- ●本町では、芸術系大学の学生に筆づくりやそれにまつわる文化に触れてもらうため、合宿形式での 研修会を隔年で実施しており、「筆を作る人」と「筆を使う人」のつながりの創出を図っています。
- ●本町では、榊山神社の神殿などの有形文化財や、神楽踊りといった無形文化財、ゆるぎ観音とその 一帯を史跡として指定するなど、多様な文化財を有しており、そうした文化財の保護と継承に取り 組むとともに、活用の方法についても検討を進めています。

具体的施策

1 地域文化活動の支援

- ◎町民や地域の文化団体・サークルの文化活動を支援するとともに、「町民文化祭」の実施、各種文化 講座の開催、指導者の確保等、文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ◎コンサート、文化講演会など、町民の希望に沿った魅力ある文化イベントの開催を図ります。

2 芸術文化の振興

- ◎子どもから大人まで、町民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機 会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及び周知の充実を図ります。
- ◎筆の里工房を拠点として、優れた企画展を開催し、町民がトップクラスの芸術や文化人に触れる機 会の提供に努めます。
- ◎芸術系大学との交流や熊野高等学校芸術類型など地域の学校との連携について引き続き取り組む とともに、筆の都であることを生かした取組の充実を図ります。

3 文化活動の推進

- ◎筆の里工房、くまの・みらい交流館、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を 推進し、有効な活用を図ります。
- ○町民や企業が自主的に実施する文化関連活動に対して支援します。

- ○全国書画展覧会、ふれあい書道展、ありがとうの絵でがみ大賞などの公募展、筆の里工房の企画展など、文化施設や筆の里工房を拠点として、筆や筆文化を生かした全国レベルのイベントを支援し、筆のまちの魅力づくりを推進します。
- ○筆の里工房や町内の教育関連施設と連携し、鑑賞教育※64などを通じて熊野町における文化芸術への関心を高める取組を行うとともに、様々な「美」を支える筆の産地としての文化の振興と発信を推進します。

4 文化財等の保護と継承

- ◎地域の歴史と文化を保護・継承するため、郷土館などを有効に活用する方法について検討します。
- ○有形無形の文化財については、環境の整備などにより、歴史と文化に触れる学びの場として有効活用を図ります。また、文化財をまちの貴重な魅力の一つとして位置づけ、観光資源としての活用に取り組みます。
- ○筆関連事業所が所有する書・絵画などについては、まちの貴重な資源・魅力として、公開の場を設けるなど、多様な活用を検討します。
- ○本町独自の歴史と文化を唯一無二のものとして再評価し、町民が誇りを持って継承しつつ、町外にも積極的にPRできるように努めます。
- ○筆づくりの技術とそれにまつわる本町独自の文化を守り、受け継ぎ、これをブランド力の一つとする ため、指定文化財としての登録に取り組みます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-13 文化・芸術の振興に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目柱 | 目標値 | |
|------------|---------------|--------|---------|--|
| | | (令和7年) | (令和12年) | |
| 文化イベントの開催数 | 3回 | 6回 | 8回 | |

関連事業

- ●公民館一般事務 ●社会教育一般事業
- ●くまの・みらい交流館管理運営事業●熊野町公民館管理運営事業
- ●筆の里工房事業●低学年書道科指導事業●文化財保護事業

関連計画策定年月

●熊野町文化財保存活用地域計画

策定予定



町民文化祭

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





現況と課題

- ●昨今、健康づくり、体力づくり、レクリエーションなど、様々な目的で、スポーツに親しむ人が増加しています。
- ●本町では、町民体育館、町民グランドなどを整備し、多くの町民の活動の場として親しまれ、伝統ある駅伝大会や町民体育大会などのスポーツイベントも開催されています。
- ●スポーツ活動の実践の場として、ニーズに応じた継続的な施設の維持・整備が必要です。
- ●子どもから若者、高齢者まで年代を問わずスポーツを楽しめる環境づくりとそれらの情報発信等の充実が求められています。

具体的施策

1スポーツ振興体制の充実

- ○町民誰もが、関心・適性等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」を策定し、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- ○幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページやSNSなどを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- ○体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティア及び指導者などの確保や資質の向上に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- ◎スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう参加機会の拡充を図ります。
- ◎熊野駅伝大会や新春熊野スター駅伝大会をはじめ、町民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会等 各種イベントを開催します。

3 総合型地域スポーツクラブ(筆の里スポーツクラブ)の育成と定着

- ○子どもから高齢者まで誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、 高齢者健康スポーツ教室、講座等を開催します。
- ○町民のニーズを把握し、若年層の会員の加入促進やスポーツクラブ活動の定着化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

- ○既存施設の適切な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に努め、良好な利用環境を維持します。
- ○手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-14 スポーツの振興に関するまちづくり指標(KPI)

| 化福夕 | | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|--------------------|---------------------|------------|----------|----------|--|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 総合型地域スポ (筆の里スポー | ペーツクラブ -ツクラブ)会員数 | 912人 | 950人 | 1,000人 | |
| 体育館等スポー | -ツ施設の利用者数 | 153,693人 | 170,000人 | 180,000人 | |
| 関連事業 | ●社会体育一般事業 ●社 | 社会体育施設管理事業 | | | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町スポーツ振興計画 | Đị . | | 策定予定 | |



龍野駅伝



新春熊野スター駅伝

基本施策5:人権が尊重された社会づくり











現況と課題

- ●これまでの直接的ないじめや虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)※65などに加え、インターネッ トやスマートフォン等の普及に伴う、ネット上での個人情報の流出や誹謗中傷等、人権侵害の状況 や手法は複雑・多様化し、陰湿化する様相がみられています。
- ●男女共同参画※66については、性別によって役割を固定化する意識や慣習が社会に根強く残り、ジェ ンダー※67やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)※68、性的マイノリティ※69など、新たに一般的 になっていく性的・文化的な状況の変化に、人と環境の両面で対応しきれていないのが現状です。
- ●本町における人権講座等の参加者は減少傾向にあり、各種相談支援についても適切な情報の伝達 が十分とはいえません。
- ●職場や地域における女性の活躍、男女間の精神的・身体的暴力の根絶など、性別に関わらず、あらゆ る人が自分らしく才能を発揮し、いきいきと暮らしていける環境づくりと文化の醸成が必要です。

具体的施策

1 人権教育・学習や人権啓発の充実

- ○人権擁護委員による人権教室、人権の花運動*70を小学校全校で実施するなど、子どもに対する人権 思想の学習及び普及・啓発を図ります。
- ○人権についての正しい理解と認識を深めるよう、講演会の開催など、親しみやすい人権教育、人権啓 発活動の充実を図ります。
- ○人権教育・啓発を推進する指導者の育成や団体・グループの支援に努めます。
- ◎広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。

2 人権相談・援護体制の充実

- ○人権に対する諸問題に適切に対応できるよう、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の充 実を図ります。
- ○人権についての職員研修の充実を図り、人権擁護に努めます。
- ◎あらゆる人権侵害に対し、問題の早期解決を図るため定期的に実施する「人権ホットライン※7」など を通じ、人権問題に関する相談支援体制の充実を図るとともに、利用者にとってわかりやすい広報 や情報提供に努めます。

3 男女共同参画社会の推進

- ○男女平等意識の浸透を図るため、学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教育、家庭や地域活動における男女共同参画についての意識啓発など、様々な広報・啓発活動の充実を図ります。
- ◎女性リーダーや女性団体の育成を支援し、女性の自主的活動の活発化や参加機会の拡充を図ります。
- ○「男女雇用機会均等法」の浸透や民間事業所における女性の職場環境の充実に向けて啓発を行うとともに、町の女性職員について、適正な人材配置や積極的な人材登用に努めます。
- ○特定事業主行動計画を策定し、定量的な目標の達成に向け行動します。また、その取組状況について、毎年公表します。
- ◎審議会や協議会など、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡充・促進します。
- ○子育てや介護における固定的な分担意識の払しょく等を啓発し、ガイドラインの作成を検討するなど、地域や事業所等における推進体制の構築を支援します。
- ○男女間におけるDV (ドメスティックバイオレンス)などの精神的・身体的暴力やセクシャル・ハラスメントの発生防止と根絶に向けて、関係機関と連携しながら対策を強化し、人権擁護と被害にあった人の保護を強化します。
- ○性の多様性への理解促進や性的マイノリティの方々の社会参加の促進のため、「パートナーシップ宣誓制度**72」について広島広域都市圏構成市町との相互利用を図るなど、先進的な取組を推進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-15 人権が尊重された社会づくりに関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|---------------------------|------------|--------|---------|
| | | (令和7年) | (令和12年) |
| 人権尊重を目的とした講演会等の 年間参加者数 | 486人 | 600人 | 750人 |
| 審議会などにおける女性委員等の比率 | 26.3% | 30.0% | 34.0% |

| 関連事業 | ●人権啓発事業 ●熊野町教育集会所管理事業 ●広域隣保活動事業 | |
|--------------|--|--------------------|
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町人権教育推進計画●熊野町男女共同参画プラン | 平成23年4月 平成25年4月 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





現況と課題

- ●青少年の健全育成に向けては、青少年育成くまの町民会議、放課後子ども教室運営委員会を組織化し、啓発活動の促進や活動の場づくりを行っています。
- ●今後とも、行政、保護者、地域が一体となって、青少年を健全に育成していくための体制強化や環境の整備が必要です。
- ●スポーツ少年団等のスポーツ・文化活動が青少年健全育成の場となっていますが、少子化の影響により加入者や指導者の確保が難しく、団体数が減少しています。団体数の維持など、活動機会の確保が課題となっています。

具体的施策

1 健全育成の推進

- ○青少年育成くまの町民会議を中心として、地域における青少年の健全育成環境を整備するとともに、公民館活動等を通じて多様な青少年活動の推進を図り、心身ともに健全な青少年を育成します。
- ○青少年の問題行動について、気軽に相談できる体制を整備します。
- ○青少年の健全育成についての情報発信や啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。

2 青少年活動の推進

- ○スポーツ・文化活動など、青少年活動の場と機会の充実に努めるとともに、発表の場を確保し、それら関連情報の提供の充実を図ります。
- ○青少年の豊かな心を養い、地域社会へ愛着を高めていけるよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、祭りなどへの積極的な参加を促進します。
- ○少子化が進む中においても、高校生までが入団可能なスポーツ少年団や、総合型地域スポーツクラブなどにおける育成や活動を支援するとともに、指導者やボランティアの確保に努めます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-16 青少年健全育成に関するまちづくり指標(KPI)

| +6+■カ | 現状値 (令和元年) | 目相 | 目標値 | |
|-------------|------------|--------|---------|--|
| 指標名 | | (令和7年) | (令和12年) | |
| スポーツ少年団の団体数 | 13団体 | 13団体 | 13団体 | |

関連事業

●公民館一般事務(放課後子ども教室分)●青少年健全育成事業●くまの・みらい交流館管理運営事業●町立図書館運営事業●成人を祝う会事業

関連計画策定年月

●熊野町スポーツ振興計画

策定予定

基本施策7:地域間交流・多文化共生・国際理解の推進









現況と課題

- ●地域住民・企業・各種団体・行政がお互いに手を取りあい、知恵と力を出しあいながらまちづくりを 進めていく「協働のまちづくり」が必要です。
- ●全国的な外国人労働者の増加や日本企業の海外進出といったグローバル化が進む中、小さいころから外国語や外国人等とふれあい、国際的な感覚を身につけることが求められています。
- ●本町では、自治会や子ども会への加入の低下により、活動が停滞しているところもあり、コミュニティの希薄化が見受けられます。
- ●支えあいの体制づくりに対しては、町民の意識不足がみられ、啓発や意識醸成が足りていない状況です。
- ●地域活動においても様々な学習機会等が求められており、町民の多様なニーズに対応した場の提供と情報発信が必要です。

具体的施策

1 多世代交流・国際理解の推進

- ○学校教育、生涯学習の機会や、公民館・町民体育館の活用等により、すべての世代が参加できるスポーツ・レクリエーションや文化事業、イベントといった多世代交流事業を推進します。
- ○外国人に熊野町の文化などを伝える機会を設けるとともに、本町の子どもたちがよりグローバルな 視野を持って将来活躍することができるよう、県や大学等との連携により、国際交流の機会を創出す ることで、国際理解を促します。
- ◎学校での英語教育や地域に暮らす外国人との交流などを通じて、外国語や外国人とふれあえる場を 積極的に設けることで、児童生徒の豊かな国際感覚を養います。

2 ともに支えあう体制の整備

- ◎少子高齢社会や生活様式・考え方の多様化についての意識と理解を高め、世代相互が協力し、ともに支えあう地域社会の形成を推進します。
- ○外国人労働者など異なる文化を持つ人々が地域でともに生活していることを正しく理解し、地域で 共生する社会の形成を推進します。

3 地域活動への参画支援

- ○公民館、図書館などにおける各種講座、自主事業を開催するなど、地域における多様な学習機会を提供することで、地域住民同士の地域間交流を促進します。
- ○地域の行事、イベントへの参加や学校・福祉・環境など多様な分野におけるボランティア活動への参加を促進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-17 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目相 | 目標値 | |
|--------------------|---------------|--------|---------|--|
| 指保石 | | (令和7年) | (令和12年) | |
| 多文化共生・国際交流イベントの実施数 | 1回 | 3回 | 40 | |

関連事業

- ●くまの・みらい交流館管理運営事業 ●熊野町公民館管理運営事業
- ●国際交流事業 ●緊急通報体制整備事業 ●要配慮者支援



広島大学留学生との交流



学校での英語教育(外国語活動)

活力と魅力に満ちた 元気なまち

日本一の筆産地であるという誇りを持ち、筆づくりの技術やそれにまつわる歴史・文化を日本はもとより、世界に向けて発信するなど、熊野筆のブランド化を一層推進します。

また、町民の豊かな暮らしを実現するため、起業支援や企業誘致など新しい産業の育成、就業機会の創出に取り組むとともに、本町の文化や人材などの地域資源を有効活用し、広域的な連携も踏まえながら、観光・交流機能の充実を図り、活力と魅力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本施策1 移住・定住の推進

- 1 定住に関する情報提供・相談の充実
- 2 定住支援制度の検討
- 3 地域資源の活用
- 4「まち」のブランド創出

基本施策2 商工業の振興

- 1 中小企業・小規模事業者への支援
- 2 商店街の賑わいづくり
- 3 商業空間の整備

- 4 地域産業の育成
- 5 新たな取組への支援

基本目標3 の構成

基本施策3 観光の振興

- 1 筆の里工房の魅力アップ
- 2 観光推進体制の強化
- 3 魅力ある観光・交流の推進
- 4 各種イベントの実施
- 5 多様な媒体による観光情報の提供
- 6 熊野町観光協会(仮称)の創設
- 7 熊野町観光まちづくり計画 (仮称)の策定

基本施策 4 雇用の促進

- 1 雇用機会の確保
- 2 起業の支援

3 優良企業の誘致

基本施策5 熊野筆ブランドの充実

- 1 熊野筆ブランドの振興
- 2 熊野筆事業協同組合の支援及び 連携
- 3 需要開拓や新たな商品開発の支援
- 4 ふるさと納税を生かした熊野筆のPR

指標一覧

●表4-18 基本目標3に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 | 目標 | |
|----------------|----------|----------|----------|
| | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 人口の社会増減 | ▲93人 | ▲45人 | ±0人 |
| 入込観光客数 | 106,172人 | 150,000人 | 200,000人 |
| ふるさと納税寄附件数 | 1,231件 | 1,300件 | 1,400件 |
| 熊野筆のブランド戦略の満足度 | 42.4% | 45%以上 | 50%以上 |

●表4-19 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により KGI達成を目指す



| 松柵力 | 目標 | 票值 |
|-----------------------|---------|---------|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) |
| 定住促進イベント参加者数 | 2,000人 | 2,500人 |
| 人口千人あたり年間商品販売額 | 7.5億円 | 8.0億円 |
| 製造品出荷額等 (従業者4人以上の事業所) | 285億円 | 286億円 |
| 商工会会員数 | 440人 | 450人 |
| 筆の里工房年間来館者数 | 70,000人 | 80,000人 |
| 町外情報発信拠点数 | 3箇所 | 3箇所 |
| 熊野町PR動画公開本数 | 10本 | 15本 |
| 創業支援相談年間件数 | 30件 | 35件 |
| 就職ガイダンス参加事業所数 | 17事業所 | 22事業所 |
| ふるさと納税リピート率 | 3.5 % | 5.0% |
| 製筆技術研修参加者数 | 15人 | 20人 |
| ブランド推進研修会開催数 | 2回 | 3回 |
| | | |

基本施策1:移住・定住の推進







現況と課題

- ●全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、本町においても人口が減少傾向で推移しており、今後 も減少が続いていくことが予想されます。特に10歳代後半から20歳代にかけて就学や就労による 転出が多い状況となっています。人口減少の克服を図るためにも、若い世代が住みやすいまちづく りを進めていく必要があります。
- ●若い世代がまちに興味を持ち、集い、楽しく過ごすことができるよう、魅力的なイベントの開催や、 交流する機会を提供していくことが求められています。
- ●活気のある暮らしやすいまちのPR活動として、地域の公共施設で定期的なイベントを開催しています。さらに、定住促進パンフレットを作成し、定住関連のイベント・フェアなどで住環境等について紹介しています。
- ●子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成25年度から住宅の購入に対する助成を行っています。また、くまの・こども夢プラザに「移住体験施設」を整備し、移住を検討している方に対して「体験」ができる環境を整えています。こうした移住体験の場やイベント等を積極的に活用し、移住を検討している方へまちの魅力をPRしていく必要があります。

具体的施策

1 定住に関する情報提供・相談の充実

- ◎ホームページやSNSを活用した定住情報を、子育て世代を中心に積極的に提供するなど、UIJターン*73を促進します。
- ◎定住に向けた就業情報の提供を行うとともに、定住に係る事柄についての相談や町内の不動産業者等と連携した空き家情報の提供など熊野町に住みたい人に対する支援体制の充実を図ります。

2 定住支援制度の検討

- ◎移住者を呼び込むため、子育て・住宅・就業・生活環境などの各場面において、定住を支援する制度を検討します。
- ○くまの・こども夢プラザに整備した移住体験施設を有効活用し、本町への移住を検討している方に対して体験の場を提供します。
- ◎進学で町外に転出する場合に、卒業後のUターンを条件とした有利な奨学金返還助成制度を設けるなど、熊野町に若者が戻ってくる施策を検討します。

3 地域資源の活用

◎定住・交流の促進に向けて、各イベントにおいて賑わいを創出するとともに、各種地域資源を活用しながら本町へ興味を持っていただけるよう取り組みます。

○空き家・空き地等の既存ストックを、生活サービス施設や地域のコミュニティの拠点施設として活用し、近隣住民による利用の促進を図る取組について研究します。

4「まち」のブランド創出

○多くの方に選ばれる「熊野筆」のブランドがあるように、住むところ(移住地・定住地)として積極的に 候補地となれるよう、総合的な「まち」のブランドイメージを創造するために、子育て・教育・福祉・観 光など幅広い分野で施策を展開、情報発信していきます。

まちづくり指標(KPI)

●表4-20 移住・定住の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|--------------|----------------------|--------|---------|
| | | (令和7年) | (令和12年) |
| 定住促進イベント参加者数 | 1,500人 | 2,000人 | 2,500人 |





子育て世代向けのイベント(くまの・ことも夢プラザ)

基本施策2: 商工業の振興









現況と課題

- ●人口減少などによる購買力の低下や大型店舗の進出などを背景に全国的に既存の商店街の活力 の低下が進んでいます。さらに経営者の高齢化や後継者不足等もあり、商店街の運営はもちろん、 存続自体も危ぶまれる状況となっています。本町においても同様の状況にあり、対策を講じる必要 があります。
- ●本町の平成28年における産業別就業者数では、筆産業など「その他の製造業」が最も多く、次いで「輸送用機械器具製造業」となっています。また、産業別事業所数では、「その他の製造業」が最も多く、次いで「飲食店」「洗濯・理容・美容・浴場業」となっています。
- ●本町では商工会との連携により、中小企業や商店街の活性化に向けた取組を進めています。一方で、商店街などの後継者の確保や人材育成などは行えていない状況であり、今後商工会との連携を強化しながら、商業環境の変化に対応できる魅力的かつ地域性のある商業活動の促進につなげる必要があります。

具体的施策

1 中小企業・小規模事業者への支援

- ○中小企業の経営の安定を図り、企業活動や商店街の活性化を促進していくとともに、後継者確保、人材育成のため、商工会の活動を支援するとともに、連携を強化します。
- ◎情報ネットワークの有効活用など、常に新しい情報を取り入れながら、経営の近代化・高度化を推進するとともに、各種融資制度の効果的な取組について支援します。

2 商店街の賑わいづくり

○商店街の振興を図るため、商工会と連携し、商店街の活性化に向けた方針とその具体化方策について検討を行うとともに、各種取組について支援します。

3 商業空間の整備

○空き店舗の活用方法や、共同駐車場、広場、歩道、ストリートファニチャー*75の設置など、快適で魅力ある商業基盤の整備について検討します。

4 地域産業の育成

- ○まち並みや文化財、筆産業を生かした観光産業や、地域の既存の産品を生かした特産品化、新たな商品開発など、地域の特色を生かした産業の育成を図るとともに、これを支える人材の発掘と育成に取り組みます。
- ○町民主体で事業展開が行えるよう、地域産業の育成支援を行うとともに、町内における機運の醸成を図ります。

5 新たな取組への支援

◎飲食事業者などの小売店舗におけるキャッシュレス決済*76の導入や、高齢者への宅配サービスへの 対応を見据えたデリバリー・テイクアウトサービス*77の導入など、商業環境の変化に対応した新た な取組について積極的に支援します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-21 商工業の振興に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|----------------------|--------|--------|---------|
| 打(宗石 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 人口千人あたり年間商品販売額 | 7.1億円 | 7.5億円 | 8.0億円 |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所) | 284億円 | 285億円 | 286億円 |
| 商工会会員数 | 431人 | 440人 | 450人 |

関連事業

●中小企業の経営の安定に資する事業●商店街活性化事業●筆職人後継者育成事業



基本施策3:観光の振興









現況と課題

- ●観光は、自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、様々な体験を提供することで、地域経済の活性化を図るものです。近年は食文化や健康、自然体験など観光ニーズも多様化しており、そのまちならではの特色ある観光地づくりが求められています。
- ●本町の入込観光客数は、平成26年の約15.2万人をピークに減少傾向で推移しており、平成30年においては豪雨災害の影響もあり特に減少しています。
- ●本町の観光資源は、筆づくりに関連した筆の里工房や筆事業所などのほか、文化財・史跡などが中心となっています。特に筆の里工房では、筆や書画に関する収蔵品が充実してきているほか、隣接場所に観光交流拠点の整備も進められており、今後も筆文化の振興・発信拠点としてさらなる成長が期待されます。
- ●本町における観光のあり方を検討するため、平成30年度に町民を対象とした観光に関するワークショップを開催しています。さらに、町民主体で観光地づくりを進めている地域への視察なども実施しました。今後も町民主体の観光振興に向けて意識づくりや支援体制の強化を図っていく必要があります。
- ●観光情報の提供として、観光パンフレットの更新や新たなポスターの製作、まちを紹介する短編動画などをはじめ、熊野町観光PRキャラクター"ふでりん"を活用した様々なPR活動を行うなどターゲットに応じて様々な広報媒体を用いながら情報発信を行っています。
- ●熊野町は筆産業の町として歴史が長く、特に近年では高品質な化粧筆の産地として注目され、観光面での関心も高まっていますが、観光客が魅力的に感じるコンテンツ*78が十分でない面があります。「観光」を地域が潤う産業の一つと捉え、筆という独自の産業やこれに関わる文化を「観光資源」とした、官民協働による一体的な取組が必要です。
- ●平成30年度から、家庭におけるハーブ栽培方法の紹介や、ハーブを素材としたワークショップ、イベントなどを実施するなど、新たな観光資源の開発を進めてきました。
- ●観光地としてのあり方や熊野筆を活用した取組の方針など、具体的な戦略や目標を設定し、本計画における取組や熊野町観光交流拠点整備構想計画における取組を踏まえ、観光振興を一体的に推進していく必要があります。

具体的施策

1 筆の里工房の魅力アップ

- ○筆の里工房については、今後の運営・展開計画を定め、筆の博物館として収蔵品の充実など専門性を強化するとともに、誘客の強化を図るため、筆の里工房の周辺に観光交流拠点と都市公園の整備を進めます。
- ○筆の里工房における企画展・イベントについては、専門性が高いものや、知名度及びアピール性の高いものなど、工夫を凝らし、集客力の向上を図ります。

- ○平成30年度に実施した常設展示のリニューアルで導入した体験型の展示を今後も大切にし、子どもから大人まで楽しめる施設の維持に努めます。
- ○地域に支えられる施設として、町内の教育関連施設と連携した鑑賞教育等を通じて、熊野町における文化芸術への関心を高める活動や、様々な「美」を支える筆の産地としての文化の振興と発信を推進します。
- ○既存の公共交通機関からのアクセスや町内の他の観光施設等との周遊性を確保するため、超小型モビリティ**79や電動自転車レンタサイクルなどの導入、シャトルバスの運行、周辺市町の観光地と連携した周遊バスの運行などについて検討します。

2 観光推進体制の強化

- ○地域が一体となった観光推進体制を確立していくため、事業所や関係団体等との連携・協力を強化し、その活動を支援します。さらに、観光交流拠点の整備とあわせ、商工会、熊野筆事業協同組合、自治会など、行政だけでなく地域と連携を図りながら観光のまちづくりを協議・検討していきます。
- ◎「美」に関する研究・研修教育・体験施設の誘致など、多様な観光資源の確保に向けた取組を行います。
- ◎宿泊施設の誘致や民泊事業の実施に向けた支援など、滞在可能な場の確保を検討します。
- ◎接客サービスの向上や気配りなど、本町ならではの「おもてなしの心」を醸成するとともに、人材の育成を図ります。

3 魅力ある観光・交流の推進

- ◎町内観光モデルコースの設定、バスツアーの造成、観光資源の組みあわせなど、魅力ある観光メニューづくりを推進します。
- ◎地域の特産物の宣伝を強化するとともに、関係機関、民間団体による新たな「食」や「観光スポット」などの地域資源の開発を支援します。
- ○観光案内やギャラリー事業を行う熊野町観光案内所「筆の駅」や民間公園であるトモビオパーク、事業所が行う筆づくり体験など、民間の活動と連携した取組を行います。
- ○「筆」を媒体として、紙の産地など関連地域との交流を検討し、国内外における「筆」のネットワークを 形成します。
- ◎全国書画展覧会やありがとうの絵でがみ大賞など、地域の特色や継続してきたイベント等を支援し、 それを生かした交流事業を推進します。
- ○インバウンドを呼び込むため、町内の主要観光スポット等に関して、案内看板や展示の解説など外国語表記を普及させるとともに、日本と本町の文化体験やまち歩きなどの観光コンテンツとまちなかでのWi-Fi**®環境の整備を推進します。
- ○現在の郷土館について、そのたたずまいとこれまで収集された古民具等を生かした古民家カフェや ゲストハウス**81、ミニ物産館(朝市)などへの転用も視野に入れ、地域の活性化と観光コンテンツの 一つとなるよう取り組みます。また、筆づくりの技術とそれにまつわる熊野町独自の文化を文化財と して位置づけ、観光資源としての活用を図ります。
- ○中溝・出来庭地区付近から筆の里工房周辺に至るまでを「まち並み観光ルート(仮称)」として設定し、まち歩きの観光コンテンツの一つとなるよう地域住民との協働による取組を推進します。
- ○筆の里工房周辺に整備予定の観光交流拠点について、既存の観光資源と連携しながら町外からの 観光客はもとより、町民にとっても集い楽しめる場としての活用に取り組みます。

4 各種イベントの実施

- ○「筆まつり」について、商工会等と連携し、まつりのあり方や性格、内容の個性化等について検討し、 より魅力あるものとします。
- ○新たなイベントの実施にあたっては、筆の里工房事業の多様な活用を図るとともに、連携を強化し、 自然・歴史・産業などの地域資源を活用した町民参加型のイベントの開催を検討します。
- ○呉地域観光連絡協議会、広島宮島岩国地域観光圏協議会等と連携し、広域観光ルートの形成を図るとともに、観光キャンペーンやイベントの共同開催など、連携中枢都市圏制度を活用した広域的な取組を強化します。
- ○「筆まつり」以外の熊野町ならではの要素を持った新たな集客イベントの定期的な開催について、商工会や熊野筆事業協同組合などの関係団体と協議を行っていきます。

5 多様な媒体による観光情報の提供

- ○観光パンフレットやポスターなどの既存の紙媒体での広報や、デジタル技術を活用したSNSや動画配信、仮想現実空間でのまち歩き体験など、様々なツールにより熊野町に興味・関心を惹き、実際の来町観光につながる観光情報の発信に努めます。また、観光地における利便性が確保されるよう、情報提供・案内機能の充実を図ります。
- ◎本町の魅力や観光地をPRする映像コンテンツを活用し、「筆の都・熊野町」の一層の周知を図ります。
- ◎筆文化大使等を通じてさらなる熊野筆の魅力発信を図ります。
- ○筆文化を様々な手法で発信するために、インターネット内での特設販売サイトの整備支援や、町内にWi-Fi環境を整備し携帯端末からの観光情報が入手できるような環境の整備を推進します。

6 熊野町観光協会(仮称)の創設

○町内の関連事業所と連携して本町の観光の魅力を最大限に活用した様々な取組が円滑に行えるよう、「熊野町観光協会(仮称)」の創設に向けた取組を支援します。

7 熊野町観光まちづくり計画(仮称)の策定

○本計画における取組及び熊野町観光交流拠点整備構想計画を包括する「熊野町観光まちづくり計画(仮称)」を策定し、本町のとるべき観光施策を定め、具体的に推進していきます。

平成29年3月

策定予定

まちづくリ指標(KPI)

●表4-22 観光の振興に関するまちづくり指標(KPI)

| 松輝力 | 現状値 | 目 | 目標値 | |
|---|---------|---------|---------|--|
| 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 筆の里工房年間来館者数 | 45,102人 | 70,000人 | 80,000人 | |
| 町外情報発信拠点※82数 | 3箇所 | 3箇所 | 3 箇所 | |
| 熊野町PR動画公開本数 | 7本 | 10本 | 15本 | |
| ●芸術文化の振興、筆を生かした文化活動の推進 ●筆の里工房周辺整備事業 ●熊野町観光案内所 筆の駅事業 ●ふるさと納税 ●観光人口・交流人口の増加促進 ●広島宮島岩国地域観光圏事業 ●筆まつり事業 ●SNS活用事業 ●各種媒体を活用した情報発信 ●広島中央地域連携中枢都市圏事業 | | | | |

筆の里工房

関連計画

策定年月





●熊野町観光交流拠点整備構想計画

●熊野町観光まちづくり計画(仮称)



伝統工芸士を講師に筆づくり体験

筆まつり



筆への感謝を込めた「筆供養」



20畳の特別な布に書きあげる「大作席書」

基本施策4:雇用の促進









現況と課題

- ●わが国における雇用情勢は依然として厳しい状況となっており、特に地方においては、人口減少や 少子高齢化に伴う人口構造の変化により、後継者不足・人手不足の問題が出ています。この問題は 事業者の安定した経営に支障が生じてしまい、事業継続が困難になるほか、企業の新規参入にも 影響が出ます。さらに、産業のグローバル化による国内外の競争の激化などもあり、中小企業など を取り巻く環境は厳しい状況となっています。
- ●本町では、役場や商工会において相談窓口を設置するとともに、創業支援事業計画を作成するな。 ど、創業に向けた支援を行っています。
- ■関係機関との連携のもと、地元就職に向けた啓発及びU川ターンの促進、女性活躍推進、高齢者・ 障害者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

具体的施策

1 雇用機会の確保

- ◎ハローワークなどの関係機関や商工会、地元企業等と連携し、就職相談や職業斡旋等の情報提供及 び雇用促進に努めます。
- ◎くまの・こども夢プラザで出張相談や就職応援セミナーを県と共催し、女性の就職を総合的に支援 します。

2 起業の支援

- ◎産業の高度化・情報化に対応した新たな事業展開に向けて、商工会等と連携し、各種講座の開催等 人材の育成やコミュニティビジネス※83の推進などを通じて起業を支援します。
- ○創業支援事業計画の更新に伴い、引き続き相談窓口の設置を行います。

3 優良企業の誘致

- ◎深原地区及びくまの産業団地一帯を産業拠点として位置づけて、都市計画法における地区計画制 度※84の誘導を進め、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。
- ○企業誘致活動に際しては、町民の雇用奨励金制度を創設するなど、雇用の創出にも取り組みます。

まちづくり指標(KPI)

●表4-23 雇用の促進に関するまちづくり指標(KPI)

| | 松椰杏 | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|---------------|---|-------|--------|-------------------|--|
| | 指標名 | | (令和7年) | (令和12年) | |
| 創業支援相談年間件数 | | 24件 | 30件 | 35件 | |
| 就職ガイダンス参加事業所数 | | 12事業所 | 17事業所 | 22事業所 | |
| 関連事業 | ●創業者の支援に関する事 | 業 | | | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町創業支援事業計画●熊野町都市計画マスター | | | 平成27年5月 令和3年3月 | |





くまの産業団地への企業誘致

第5項

基本施策5:熊野筆ブランドの充実









現況と課題

- ●本町では、江戸時代末期から筆づくりが始まり、先人たちの努力と情熱により今もその技術は連綿と受け継がれています。
- ●本町の筆の生産は全国の大部分を占めており、また、昭和50年には毛筆産業としては初めて「伝統的工芸品」の指定を受け、まさに「筆の都」と呼ぶにふさわしい筆づくりの町へと発展してきました。
- ●「熊野筆」は、世界のメイクアップアーティストや書道家に愛される最高級の筆として、本町を代表する産業となっています。
- ●「熊野筆」のブランド価値を高め、多くの方に使っていただけるよう、産業としての維持、発展を目指していくことが望まれています。
- ●熊野筆統一ブランドマークである「Kマーク*85」の活用により、熊野筆のブランド価値のPRや海外製品など他製品との差別化が図られています。

具体的施策

1 熊野筆ブランドの振興

- ◎熊野筆ブランドの価値の向上による競争力の強化を図るとともに、製筆技術の維持と向上を目的とした後継者の育成・確保を図るなど、筆産地としての基盤の強化を支援します。
- ○筆づくりの技術とそれにまつわる熊野町独自の文化を守り、受け継ぎ、これをブランド力の一つとするため、指定文化財としての登録に取り組みます。

2 熊野筆事業協同組合の支援及び連携

- ◎学校教育や観光分野など、まちづくりの多様な分野における組合との幅広い連携・協力・参加を促進・支援します。
- ◎自主的な経営努力を支援するため、各種融資制度や国の補助事業などの情報を提供し、筆産業の活性化を促します。
- ○熊野筆ブランドの強化を図るため、専門家による定期的な講座や具体的なアドバイスの提供、製筆技術の維持と向上を目的とした後継者の育成・確保など、筆の産地としての基盤の維持向上のための取組を支援します。

3 需要開拓や新たな商品開発の支援

- ◎熊野筆セレクトショップによる熊野筆の知名度の向上の取組と熊野筆事業協同組合による需要開 拓への支援を行います。
- ◎医療、福祉、環境などの成長分野と連動した需要開拓や新たな商品開発を支援します。
- ◎他の伝統的工芸品の産地や友好都市協定を結んだ三重県熊野市など、他の地域や自治体同士のつ ながりを活用し、特産品のコラボレーション商品の開発など新たな取組について推進します。
- ◎ふるさと納税における寄附者を対象として実施するアンケートを活用し、寄附者のニーズや返礼品 への意見などを事業者にフィードバック※86することで、商品開発等の支援につなげます。

4 ふるさと納税を生かした熊野筆のPR

◎ふるさと納税の持つPR力を生かし、熊野筆がより多くの人の目に届くよう、返礼品数や事業者数の 増加に取り組むことで、寄附件数の増加と販売促進につなげます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-24 熊野筆ブランドの充実に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|-------------------------------|--------|--------|---------|
| 1日保石 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| ふるさと納税リピート率**87 | 2.3% | 3.5% | 5.0% |
| 製筆技術研修※88参加者数 | 12人 | 15人 | 20人 |
| ブランド推進研修会** ⁸⁹ 開催数 | 10 | 2回 | 3回 |

関連事業

- ●筆産業に関する事業●熊野筆事業協同組合事業
- ●筆職人後継者育成事業
 ●ふるさと納税

第4_阶 基本目標 4

安心・安全で快適に暮らせるまち

近年、頻発する大規模自然災害に対し、町民の身体や生命、財産を守るため、防災対策や減災対策 に取り組むとともに、町民との協働のもと、地域の実情に応じた地域防災力や防災機能の向上を図 ります。

また、防犯力や交通安全対策を強化し、犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。 さらに、交通体系の維持・向上や交通サービスの充実を図るなど、安心・安全で快適に暮らせるま ちづくりを進めます。

基本目標概要

基本施策 1 防災・減災対策の強化

1 総合的な防災体制の確立

3 地域防災力の向上

2 防災意識の高揚

4 災害応急体制の整備

基本施策2砂防・治山・治水の推進

1 自然災害対策の充実

基本施策3 消防・救急体制の充実

1 消防・救急体制の充実・強化

2 消防団活動の推進

基本目標4 の構成

基本施策 4 道路交通網の整備・充実

1 道路の整備・充実

3 公共交通の整備

2 道路の維持管理・安全対策の推進

基本施策5 生活インフラの整備

1 良好な住宅・宅地の供給

4 公共施設の有効活用

2 上水道の安定供給

5 施設のバリアフリー化の推進

3 下水道施設の維持

6 施設の長寿命化の推進

基本施策 6 防犯・交通安全対策の推進

1 防犯対策の推進

3 交通安全意識の高揚

2 地域防犯活動の支援

4 交通安全環境の整備

基本施策7 消費者の保護と意識啓発

1 啓発の充実

2 消費者保護の充実

指標一覧

●表4-25 基本目標4に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 | |
|--------------------------|---------------|--------|---------|
| 担保有 | | (令和7年) | (令和12年) |
| 自主防災組織の組織率 | 23.8% | 50%以上 | 80%以上 |
| 防災教育への取組の満足度 | 28.8% | 40%以上 | 50%以上 |
| 地震・風水害などの防災・減災 対策の満足度 | 28.1 % | 40%以上 | 50%以上 |

●表4-26 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により KGI達成を目指す



| The last of | 目標値 | |
|--------------------|---------|---------|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) |
| 自主防災組織数 | 20組織 | 25組織 |
| 防災・避難訓練の実施回数 | 10回 | 10回 |
| 砂防・治山施設整備箇所数 | 32箇所 | 37箇所 |
| 消防団協力事業所数 | 6事業所 | 8事業所 |
| 火災件数 | 5件 | 3件 |
| 町道における車道の改良箇所数 | 20箇所 | 25箇所 |
| おでかけ号年間利用者数 | 8,540人 | 8,540人 |
| 水道管路の耐震化率 | 14.7% | 17.3% |
| 下水道改築更新延長 | 3,583m | 8,812m |
| 木造住宅耐震化率 | 85.0% | 90.0% |
| 防犯灯設置基数 | 2,114箇所 | 2,159箇所 |
| 交通事故発生件数 | 50件 | 40件 |
| 交通事故による死者数 | 0人 | 0人 |
| 消費生活に関する出前講座等の参加者数 | 200人 | 230人 |

基本施策1:防災・減災対策の強化









現況と課題

- ●近年、わが国では地震や豪雨災害などの自然災害が全国各地で数多く発生しています。平成30年7月豪雨においては、西日本の各地で災害が発生し、本町においても集中豪雨により町内各地で土石流や河川の氾濫など多くの被害が発生し、町民の尊い命が失われる事態となりました。このようなことを踏まえ、町民の身体や生命、財産を守るための対策の強化が求められています。
- ●広島県地域防災計画の見直しを踏まえ、平成30年7月豪雨の教訓をもとに令和元年度に熊野町地域防災計画を見直しました。また、本町の将来像を見据え、単に元の姿に戻すだけではなく、さらなる町の発展を目指し、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興に向けた指針として、「熊野町災害復興計画」を策定し、復旧・復興を着実に進めています。
- ●災害に強いまちづくりを進めるため、防災・減災の視点からすべての施策を体系化し、本町の強靭化を進めることが求められます。
- ●自主防災組織の勉強会において、自主防災アドバイザー※90の指導のもと、まち歩きを実施し、自分たちの住む地域の危険箇所を確認し、あわせて図上訓練を実施しました。また、町内すべての小学校区において、土砂災害ハザードマップ※91を作成し、町内全戸に配布するとともに、避難所へ案内板を設置するなど日ごろからの防災意識の高揚を図っています。
- ●「避難行動要支援者名簿取扱いマニュアル」を平成31年3月に策定し、関係者への説明会及び名簿の提供を行うなど、避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の避難支援の体制づくりに取り組んでいます。
- ●令和2年3月に、町全体が協働して災害に強いまちづくりを実現するため、「熊野町防災・減災まちづくり条例」を制定しました。今後も自然災害等の発生時において、被害を最小限に抑えるため、町民、事業所、関係機関との連携を強化するなど、協働による防災・減災に向けた危機管理体制の充実を図っていく必要があります。
- ●本町では、令和2年度に防災行政無線のデジタル化整備工事を実施し、情報収集体制や避難情報発令体制の整備を進めています。
- ●令和2年度に、平時には地域住民が集うコミュニティの拠点として、また災害時には地域コミュニティの力を生かした東部地域の防災拠点となる熊野東防災交流センターを整備しました。地域住民や東公民館利用者等と開催したワークショップにおいて導き出された意見を反映した施設となっています。

具体的施策

- 1 総合的な防災体制の確立
- ○町民が安心して暮らし続けることができる環境を整備し、誰もが住んでみたいと思える未来へつな

がる復興に向け、「熊野町災害復興計画」を着実に推進するとともに、「熊野町防災・減災まちづくり 条例」の啓発に努めます。

- ○災害に強いまちづくりを推進するため、新規の住宅団地の開発は、土地利用などの制限により災害のリスクが低い地域に誘導することを検討します。
- ○災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施します。
- ◎緊急情報を迅速に提供できるよう、防災メールや自動電話、FAX、防災アプリなど、多様な伝達手段を確保します。
- ○民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進します。また、通学路にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や危険空き家の除却に関する制度を検討します。
- ◎本計画のすべての施策と地域防災の視点からの必要性との関連づけを行い、国の国土強靭化基本計画※92との調和及び広島県強靭化地域計画との連携を図る「熊野町国土強靭化地域計画」に基づき、地域強靭化の早期実現を図ります。
- ○土砂災害特別警戒区域※93内の既存住宅の除去や移転に関する助成制度について検討します。

2 防災意識の高揚

- ○広報紙、出前講座、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。また、今後も地域での自助・共助の大切さについて、町民に伝わるよう啓発を継続していきます。
- ◎自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていきます。
- ◎防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、小学校区ごとに作成したハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知します。
- ○災害時や緊急時において、高齢者や障害者、子どもをはじめとした支援が必要と思われる人たちへの支援体制を確立するとともに、支えあいの意識啓発を図ります。
- ◎避難情報等の伝達が避難行動等へ結びつくよう、多様な伝達手段を確保するとともに、あらゆる機会を通じて意識の啓発に努めます。

3 地域防災力の向上

- ○令和2年度に整備した熊野東防災交流センターに加え、西部・中央の各地域についても、既存施設を活用し、乳幼児世帯やペット同行避難を可能とする避難所、自主防災組織の活動拠点、各避難所を支援する防災機能を備えた、防災拠点施設として整備します。
- ○地域における防災体制を強化していくため、町民による自主防災組織の育成・強化を図るとともに、 防災ボランティアの育成を行います。
- ○緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的に実施します。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図ります。
- ○関係団体との協力協定の見直しや新規の協力協定締結を進めます。
- ○避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援体制を整備します。

4 災害応急体制の整備

- ○防災行政無線のデジタル化整備工事にあわせて構築した雨量等の閾値**94を超えた場合にアラームで担当者に知らせるシステムにより、避難勧告等の迅速な発令に努めます。
- ○地域住民が避難場所またはそれに相当する安全な場所に迅速かつ安全に避難するための避難路の 計画的な整備を推進するとともに、町民への周知徹底に努めます。
- ○「熊野町地域防災計画」に基づいて食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。
- ◎土砂災害警戒区域※95外の地区集会所を一時避難場所として利用できるよう修繕を行うための補助金を交付します。また、商業施設の駐車場など、多様な避難場所の確保に努めます。
- ◎熊野町社会福祉協議会の被災者生活サポート"ボラネット"※96と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築します。
- ○西部・中央・東部の各地域の防災拠点施設について、災害時に電力供給がなされるよう、太陽光発電 設備や非常用発電機を整備し、関係機関と協議を進め、停電時に対応できる施設とします。
- ◎友好都市協定を締結した三重県熊野市との相互応援協定に基づき、大規模災害発生時に両市町間で物的・人的支援が円滑に行われる体制を推進します。

TE 414/1

目標値

まちづくリ指標(KPI)

●表4-27 防災・減災対策の強化に関するまちづくり指標(KPI)

| | 北海方 | 現状値 | | SACINET. |
|----------|---|-------------------------|--------|---|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 自主防災組織数 | | 14組織 | 20組織 | 25組織 |
| 防災・避難訓練 | の実施回数 | 3回 | 10回 | 10回 |
| 関連事業 | ●福祉避難所設置 ●要酮 | 営の支援 ●防災体制の整備 | | |
| 関連計画策定年月 | ●熊野町地域防災計画 ●熊野町災害復興計画 ●熊野町国土強靱化地域計 ●熊野町高齢者保健福祉計 ●立地適正化計画※97 | | 期~) | 令和2年2月 令和元年9月 令和3年3月 令和3年3月 策 定 予 定 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS







現況と課題

- ●本町では平成30年7月豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。今後も豪雨や台風等により、急な河川の増水や土砂災害が発生する可能性が高く、対策が急務となっています。
- ●県において「平成30年7月豪雨災害砂防・治山施設整備計画(緊急事業・激特事業等)」が令和元年 5月に公表されました。本町においても、甚大な被害を受けた箇所については、この計画に基づき、 国・県と連携して砂防・治山施設の整備などを進めています。
- ●県において農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、町内における特定農業用ため池の指定を行うとともに、決壊した場合に想定される浸水想定区域等を策定しています。

具体的施策

1 自然災害対策の充実

Lont

- ○県と連携し、二河川や熊野川、普通河川の浚渫※98や改修を推進するなど、計画的な治水機能の維持及び向上に努めます。
- ○森林の水源涵養**99機能や災害防止機能など多面的な機能を保持するため、国や県の交付金などを 活用して、官民協働による遊歩道の管理、間伐、植樹などに努めます。
- ○県が作成した浸水想定区域に基づき、ため池ハザードマップを作成します。
- ○県と連携を図り、山林の適切な管理や砂防・治山施設整備計画の実施を推進し、土砂災害対策に取り組みます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-28 砂防・治山・治水の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|--------------|----------------|------------|--------|-----------------------------|
| | | | (令和7年) | (令和12年) |
| 砂防・治山施調 | 设整備箇所数 | 4箇所 | 32箇所 | 37箇所 |
| 関連事業 | ●土砂災害危険箇所の状況把握 | | | |
| 関連計画 策定年月 | | | 計画 | 令和元年9月 平成28年3月 令和元年5月 |

基本施策3:消防・救急体制の充実







現況と課題

- ●消防・救急体制は、常備消防機関である広島市消防局と非常備消防である熊野町消防団により構成されており、相互に連携を図りながら地域消防や救急活動にあたっています。
- ●消防団員については、仕事をしている団員も多く、平日昼間の災害時に対応できる団員が限られていることが課題となっています。また、組織体制の充実に向けて、研修と訓練を充実し、消防団員の育成強化を図っていくことが重要です。
- ●防火意識の高揚を図るため、火災予防運動期間にあわせて、広報紙、ホームページ、防災行政無線により町民周知を実施しており、今後も引き続き防火意識の普及を行っていく必要があります。

具体的施策

1 消防・救急体制の充実・強化

- ◎防火意識の高揚を図るため、広報や訓練等を通じて火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を図ります。
- ○広域消防体制を維持し、地域や事業所における自衛消防組織の育成支援をはじめとして、地域における消防力・救急体制の強化を促進します。
- ○消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の 安全を守るための安全装備品を整備します。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の 維持管理に努めます。

2 消防団活動の推進

- ○平日昼間に対応できる団員を含めた消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所表示制度や活動内容の周知を行うことで、団員の勤務先等への理解を促進し、団員が活動しやすい環境を整備します。
- ○消防団員の訓練強化に努め、技能の向上を図ります。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-29 消防・救急体制の充実に関するまちづくり指標(KPI)

| | 指標名 | | 現状値 | 目標値 | |
|--------------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | 拍保石 | | 令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 消防団協力事業 | 芝所数 | 4 | 1事業所 | 6事業所 | 8事業所 |
| 火災件数 | | | 12件 | 5件 | 3件 |
| 関連事業 | ●防火の呼びかけ | ●年末特別警戒 | ●消防力の強化 | ●水防訓練等 | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町消防設備 | 更新計画 | | | 平成23年4月 |









消防出初式

基本施策4: 道路交通網の整備・充実









現況と課題

- ●幹線道路や生活道路で構成される道路網は、町民の快適な生活を支える道路であるとともに、災害時における物資等の輸送等、広域的なネットワークを形成しており、その役割はますます重要度を増しています。
- ●本町の道路体系は、町を東西に横断する県道矢野安浦線と、南北に横断する県道瀬野呉線や県道 呉平谷線があります。また、広島市と本町を結ぶ広島熊野道路については、令和2年12月の無料化 により、交流人口の増加や移住・定住の促進が期待されるものの、無料化に伴う交通量の変化に応 じた交通流動の円滑化の取組が必要となります。
- ●本町の生活道路は、住宅団地を除いて旧市街地を中心に狭隘な道路が数多く存在しており、地形的に家屋が密集した地域も多いことから、道路の拡幅などの整備が重要な課題となっています。
- バス交通は、通勤や通学、買い物等の生活を支える交通機関として重要な役割を果たしているだけでなく、福祉や観光なども含めて地域の発展にも重要な役割を担っています。
- ●本町の公共交通はバス交通となっています。一方でバスの利用者が減少しており、バス交通の利用を促進するためのイベントも開催していますが、利用増にはつながっていない現状があります。
- ●近年、運転することに不安を感じる高齢者が増えていることもあり、誰もが安心して移動でき、安全で利用しやすい交通手段の確保や交通安全対策の推進等、総合的な交通システムを確立し、地域の発展を図る必要があります。

具体的施策

1 道路の整備・充実

- ◎主要幹線道路等の計画的な整備や、町内県道に点在するボトルネック*100の解消などを推進し、渋滞緩和に努めるとともに、広域的なネットワークの充実を図ります。
- ◎県道矢野安浦線熊野バイパスの整備進捗にあわせ、都市計画道路である町道萩原線の整備を検討します。
- ◎主要町道の改良・整備を計画的に進めます。また、町内の生活道路の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点 改良などもあわせて計画的に進めます。
- ◎袋小路のある団地など、避難行動に支障をきたす生活道路については、複数の経路を確保するため、 避難路の整備に努めます。

2 道路の維持管理・安全対策の推進

- ◎パトロールや町民からの通報に基づき損傷箇所を順次補修するなど、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。
- ○歩道の新設・拡幅、段差の解消など、安全で人にやさしい道路や歩行者空間の整備を推進します。また、児童生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全対策を充実します。

○道路インフラ(橋梁・舗装等)は、定期的な点検を実施し、個別施設計画(修繕計画)を随時更新しながら、施設の長寿命化を図ります。

3 公共交通の整備

- ◎町民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続など利便性の向上についてバス事業者に働きかけます。
- ◎通勤・通学、買い物など日常生活における町民のバスの積極的な利用を促進します。
- ○既存バス路線の利用向上や交通弱者の移動手段確保のため、今後も生活福祉交通「おでかけ号」の 利用状況を検証し、利便性の向上に努めます。

まちづくり指標(KPI)

●表4-30 道路交通網の整備・充実に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | | 現状値 | 目材 | 目標値 | |
|--------------|--|---|--------|----------------------------|--|
| | | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 町道における耳 | 直道の改良箇所数 | 11箇所 | 20箇所 | 25箇所 | |
| おでかけ号年間 | 『利用者数 | 8,540人 | 8,540人 | 8,540人 | |
| 関連事業 | ●都市計画道路の整備 ●町 ●避難路整備 ●町内一円道 ●町道舗装修繕事業 ●町道 ●地域公共交通確保維持改善 ●生活福祉交通「おでかけ号」 | i路維持事業 ●橋梁網 iにおける歩道延長 i事業 ●東部地域パス | 推持修繕事業 | | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町災害復興計画 ●熊野町都市計画マスターブ ●熊野町舗装の個別施設計画 | | | 令和元年9月 令和3年3月 令和2年4月 | |

第5項

基本施策5:生活インフラの整備

















現況と課題

- ●快適で安心・安全な住環境の確保は、人々の移住・定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの 基本となるものです。一方で少子高齢化や転出増加に伴う人口減少などにより、空き家の増加、市 街地の空洞化が進んでおり、空き家対策などによる移住・定住促進に向けた取組を進めていく必要 があります。また、ごみ屋敷の問題など住環境の悪化も懸念されています。
- ●本町の公営住宅は、県営住宅と町営住宅が整備されており、現状から概ね50年後を見据え、住宅 施策の方針に基づき適正に供給するとともに、既存ストックの建替統廃合など再編整備や長寿命 化対策を進めています。
- ●上下水道は町民の暮らしを支えるうえで欠かすことのできない大切なライフライン※101です。上水 道は、水を安全に安定して供給するためにも、老朽施設の更新や耐震化を計画的に進めていく必 要があります。下水道においては長寿命化対策とともに、人口減少等によって厳しくなる経営状況 の改善と経営の効率化が必要とされています。
- ●今後も限られた財源の中で、公共施設のバリアフリー化とともに、長寿命化など施設の適切な維持 管理を検討し、有効に活用していくことが必要です。

具体的施策

1 良好な住宅・宅地の供給

- ◎快適で安心・安全な市街地環境を確保するため、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適 正化計画」の策定を進め、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導に ついて検討します。
- ◎県営住宅については、再編整備の事業計画に基づく建て替えの促進など、安定した公営住宅の供 給、良好な住環境の確保について県に働きかけます。
- ◎町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性がない木 造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した町営住宅の供給、良好な住環境を確保します。
- ◎空き家となった中古住宅の再生・リノベーション※102や、空き家バンク※103の活用による情報発信を 検討するなど、移住や子育て世帯の住み替えを促進していきます。
- ◎民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改 修に関する補助制度の活用を促進します。また、通学路にある危険なコンクリートブロック塀の撤去 や危険空き家の除却に関する制度を検討します。
- ◎高齢者、障害者が住みやすい住宅づくりを進めていくため、バリアフリー化に向けた各種制度の普 及・活用、相談の充実に努めます。

2 上水道の安定供給

- ○安心で安全な水を安定的に供給するため、老朽管の更新を計画的に進めます。また、地震などの災害リスクを軽減するため、管路等の耐震化に取り組みます。
- ○持続可能な事業運営を行うため、業務の効率化や省力化、広域的な連携により基盤強化を図り、健全経営の維持に取り組みます。また、デジタル技術の活用等を検討し、町民サービスの維持・向上を図ります。

3 下水道施設の維持

- ○未普及地区の解消に努めるとともに、低宅地の未普及地区の整備手法の検討を行います。また、生活環境や公共用水域の水質改善などに寄与し、町民の生活向上を図ります。
- ○下水道の整備区域外の地区については、小型浄化槽の設置を支援します。
- ○下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の調査・更新を計画的に進め、施設の耐震性の向上を図ります。
- ○し尿については、熊野町生活排水処理基本計画の見直しを行いながら、安芸郡4町と広島市の一部により共同で設立した安芸地区衛生施設管理組合による適切な処理を行います。
- ◎地方公営企業法の適用により、「経営の見える化」による経営基盤の強化に取り組みます。

4 公共施設の有効活用

- ◎公共施設の統合整備を検討するとともに、維持管理の適正化に努めます。
- ◎公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

5 施設のバリアフリー化の推進

○公共施設、公園などのバリアフリー化を計画的に進めるとともに、住宅や民間建築物のバリアフリー 化の啓発に努めます。

6 施設の長寿命化の推進

- ○公共施設の長寿命化を図るため、施設の利用方針を検討しながら、効率的かつ計画的な維持、補修・ 改修を行います。
- ◎熊野町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な老朽化対策を実施します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-31 生活インフラの整備に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|--|--|---------|---|
| 7日(朱-仁 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 水道管路の耐震化率 | 11.3% | 14.7% | 17.3% |
| 下水道改築更新延長 | 176m | 3,583m | 8,812m |
| 木造住宅耐震化率 | 74.5% | 85.0% | 90.0% |
| 関連事業 ●木造住宅耐震診断補助 ●開発地給水事業 ●上 | 進 ●良質な住宅・宅地の提供 事業 ●未給水地区整備事業 下水道老朽施設更新事業 ● ●町立学校施設の大規模改 | 下水道整備事業 | |
| ●狂犬病予防注射の促進 ●町立学校施設の大規模改法 ●熊野町都市計画マスタープラン ●県営住宅再編整備事業計画 ●熊野町町営住宅長寿命化計画 ●熊野町流域関連公共下水道事業計画 ●熊野町生活排水処理基本計画 ●熊野町施設維持管理計画 ●熊野町公共施設マネジメント基本計画 ●熊野町公共施設マネジメント基本計画 ●熊野町公共施設長寿命化計画 ●熊野町公共施設等総合管理計画 ●熊野町公共施設等総合管理計画 ●館野町公共施設等総合管理計画 ●館野町公共施設等総合管理計画 ●館野町公共施設等総合管理計画 ●館野町公共施設等総合管理計画 ●館野町小道ビジョン | | | 令和3年3月 令和3年3月 令和31年3月 令成和3年3月 令成和3年3月 令和和3年12月 令和和3年12月 令和成和3年3月 平成和3年3月 平成和3年3月 平成和3年3月 平成和3年3月 |



水道管の設置(上水道)

基本施策6:防犯・交通安全対策の推進

現況と課題







- ●本町の刑法犯認知件数は近年減少傾向となっており、平成28年以降50~60件台で推移しています。令和元年では58件となっており、犯罪種別では、侵入窃盗や自転車盗などの窃盗が全体の半数以上を占めています。
- ●本町では、自主防犯組織との連携による防犯パトロールや児童生徒の登下校中の見守り活動のほか、防犯灯の整備といった防犯対策を実施しています。一方で、自主防犯組織のメンバーの高齢化なども進んでおり、新たな人材の確保も課題となっています。
- ●本町の交通事故発生件数は、近年減少傾向となっており、平成28年以降は40~60件台で推移しています。令和元年では66件となっています。
- ●近年、交通死亡事故が多発していることから、警察や関係団体と連携を図りながら子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた交通安全に関する教育及び普及・啓発に取り組む必要があります。

具体的施策

1 防犯対策の推進

- ○広報など、あらゆる機会を通じた啓発活動を行うとともに、警察や自治会などと連携しながら防犯意識の高揚や防犯カメラの設置など防犯環境の整備を図ります。
- ○夜間の犯罪や事故の発生を防止するため、防犯灯の設置や修繕について支援します。

2 地域防犯活動の支援

- ○地域・行政・警察との連携を強化するとともに、防犯ボランティア保険への加入など、自主防犯組織に対する支援を行います。また、年に1度開催する熊野町防犯まちづくり協議会で、自主防犯組織等と協議を行い、ボランティア活動の成果や課題を共有します。
- ◎学校登下校時におけるボランティアによる見守り活動や子ども110番の家の登録など、児童生徒の安全を守る地域活動を支援します。
- ◎「熊野町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して行います。

3 交通安全意識の高揚

- ◎交通ルールの遵守、マナーの向上に向けた、啓発活動を推進します。
- ○子どもから高齢者に至るまで、心身の発達やライフステージに応じた段階的な交通安全教育の充実を図ります。
- ◎町民参加の交通安全運動を推進するとともに、交通安全に関する団体活動を支援します。

4 交通安全環境の整備

- ○歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良や、交通安全施設の効果的な設置を促進します。
- ○未就学児の安全確保のため、キッズゾーン*104の設定を検討します。

まちづくり指標(KPI)

●表4-32 防犯・交通安全対策の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 15-150 5- | 現状値 | 目標値 | |
|------------|---------|---------|---------|
| 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 防犯灯設置基数 | 2,069箇所 | 2,114箇所 | 2,159箇所 |
| 交通事故発生件数 | 66件 | 50件 | 40件 |
| 交通事故による死者数 | 1人 | 0人 | 0人 |

関連事業

- ●防犯意識の啓発 ●防犯環境の整備 ●地域防犯活動の支援
- ●交通安全意識の高揚 ●交通安全教育の充実 ●歩行者の安全確保

関連計画策定年月

- ●熊野町交通安全計画
- ●熊野町通学路交通安全プログラム

平成29年3月 平成26年11月





自転車の乗り方数室





交通安全教室

現況と課題



- ●消費生活を取り巻く環境は、急速な高齢化やグローバル化、情報化などの進行により大きく変化し、消費者問題は、ますます多様化・複雑化しています。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法、若者のインターネット関連の被害も増加しています。
- ●本町では、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、消費者問題に関する相談に応じています。さらに、消費生活相談員と連携し、出前講座による悪質商法等に関する啓発や相談窓口の紹介など啓発活動を行っています。
- ●多様化・複雑化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談支援体制の充実を図ると ともに、消費者教育の充実など消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要が あります。

具体的施策

1 啓発の充実

- ○特殊詐欺や悪質商法などによる被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、啓発活動の 充実を図ります。
- ◎消費者被害から町民を守るために、地域での見守り体制の構築を検討します。

2 消費者保護の充実

- ◎消費者の苦情・相談に的確に対応し、消費者トラブルの発生を防止するとともに、円滑に解決するよう、消費生活相談員を配置し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- ◎消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。また、 デジタル技術を活用した遠隔での相談受付や、近隣市町と連携した相談支援など、多様な相談体制 の整備を検討します。
- ○安全で豊かな消費生活を確保し、消費者の権利を擁護していくため、消費者教育の充実を図るとともに、消費者団体の活動を支援します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-33 消費者の保護と意識啓発に関するまちづくり指標(KPI)

| 松棚女 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------|--------|--------|---------|
| 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 消費生活に関する出前講座等の参加者数 | 96人 | 200人 | 230人 |

関連事業

●消費者保護の強化

人と自然が調和する 美しいまち

身近に自然が広がるまちとして、自然環境・景観の保全に努めるとともに、豊かな緑に恵まれた環境づくりを進めます。

また、地球規模での環境問題に関心が高まる中、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源 循環システムを整えるなど、人と自然が調和した環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本施策1 土地利用と都市計画の推進

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 市街地や集落の整備
- 3 良好な中心市街地の整備
- 4 利便性の高い地域活動拠点づくり
- 5 その他の拠点の整備

基本施策2公園・緑地の整備・保全

- 1 都市公園の整備
- 2 特色ある公園づくり
- 3 緑化の推進

基本目標5 の構成

基本施策3 自然環境の保全

- 1 自然環境の保全と創造
- 2 森林・林道等の保全
- 3 自然とふれあう場の整備
- 4 環境保全の推進

基本施策 4 循環型社会の形成

- 1 ごみの減量化・資源化の推進
- 2 ごみの処理体制・施設の整備
- 3 公害防止対策の充実

基本施策5 美しい景観の形成

- 1 良好な景観の創出と保全
- 2 美しいまちづくりの推進

基本施策 6 農地の維持

- 1 農業生産基盤の荒廃化の防止
- 3 地産地消の推進
- 2 農業経営基盤の維持と活用の推進

指標一覧

●表4-34 基本目標5に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 | 目 | 標 |
|----------------|--------|--------|---------|
| JENATA | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 自然環境の保全と活用の満足度 | 17.0% | 18%以上 | 20%以上 |

各KPI達成により KGI達成を目指す



●表4-35 まちづくり指標(KPI)

| The same by | 目標値 | |
|----------------------|--------|---------|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) |
| 深原・くまの産業地区計画面積 | 9.0ha | 12.0ha |
| 1人当たりの都市公園面積 | 3.8m² | 6.0 m² |
| 森づくリボランティア団体数 | 2団体 | 2団体 |
| ごみの1人当たりの排出量(資源物を除く) | 671g | 643g |
| 地域団体が管理する公園・緑地の割合 | 48.0% | 50.0% |
| 水稲・野菜づくり勉強会の開催回数 | 12回 | 12回 |

第1項

基本施策1:土地利用と都市計画の推進











現況と課題

- ●本町の土地利用は、森林が全体の69.4%と最も多く、次いで建物用地が16.4%を占めています。昭 和51年と平成28年の国土数値情報を比べると、農地から建物用地への転換が特に多くなってお り、宅地面積は増加傾向にあります。
- ●本町の地域構造は、西部、中央、東部の3地域、4区分に分類されます。さらに都市拠点、地域活動 拠点など複数の拠点に分けられます。
- ●役場を中心とする都市拠点では、まちの中心として、人々が集まる動機づくりや空間としての機能 を有効に発揮し、賑わいの場となるような拠点づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 広域幹線道路である県道矢野安浦線の出来庭地区、県道瀬野呉線の萩原地区周辺では、商業エリ アや診療所が形成されるなど都市機能が拡大しています。
- ●拠点相互の連携を強化し、住みやすく利便性の高い地域構造としていくことが必要です。
- ●モータリゼーション※105の進行に伴い急速な都市化が進み、土砂災害の危険性のある地域にまで 市街地が拡大しています。
- ●熊野団地をはじめ、昭和40年代に造成された団地については、高齢化・市街地空洞化が進んでい ます。

具体的施策

1 計画的な土地利用の推進

- ◎土地の有効利用を促進するため、ビッグデータ※106やAIなどを活用し、地域の課題解決を図り、新た な魅力ある都市を創造します。
- ○市街化区域※107への編入については、既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、原則として 工業系用途を対象に検討します。また、災害で危険な区域については町民との対話により市街化調 整区域に逆線引きを図るなど「都市計画マスタープラン」等に基づいて、区域区分※108の見直しを検 討します。
- ○市街化調整区域内については、自然的土地利用の保全を図るとともに、一定のルールのもとに秩序 ある土地利用を計画的に誘導するよう、規制等の適切な運用に努めます。
- ◎市街化区域内は、低未利用地※109の有効活用の促進、市街化区域内農地の利用についての方針を検 討し、健全な市街地の形成を図ります。
- ○適正な土地利用に向け、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適正化計画」の策定を進 め、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について検討します。

2 市街地や集落の整備

○中心市街地や団地内の低未利用地の活用について、町民や関係機関と協議を行いながら、必要な居 住・都市機能を誘導し、コンパクト+ネットワーク※110型の市街地形成を図ります。

- ○歴史的資源が点在する古くからの市街地については、地域資源を生かしたまちづくりを進めます。
- ○計画的に開発された住宅団地の良好な環境の維持に努めます。
- ○田園集落については、農地の保全・活用に努めるとともに、営農環境と調和した生活環境の整備を検討します。

3 良好な中心市街地の整備

- ○空き家対策や低未利用地の活用により、防災性の向上など市街地環境の改善を進めるとともに、筆事業所や神社・仏閣等の地域資源を生かした個性あるまち並みの形成を図るため、リノベーションまちづくり**111を推進します。
- ○街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカブル※112な人中心の空間へ転換・ 先導するとともに、誰もが歩きやすい空間づくりを検討します。

4 利便性の高い地域活動拠点づくり

- ○地域活動拠点機能の発揮に努めるとともに、拠点住民の多様なコミュニティ活動の場となるよう、既存公共施設の有効活用を促進します。
- ○地域活動拠点や都市拠点を結ぶ広域交通ネットワークの整備を図り、人口減少・超高齢社会に適応したまちづくりを促進します。

5 その他の拠点の整備

- ○「筆の里工房」から出来庭、中溝地区周辺一帯については、地域資源のネットワーク化など、地域と連携して観光交流基盤の整備を進め、回遊型観光地への転換による魅力ある観光・交流の場として、整備を検討します。
- ○深原地区及びくまの産業団地一帯を産業拠点として位置づけて、都市計画法における地区計画制度**113を活用し、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。
- ○民間公園や民間事業者等との連携を図りながら、県道矢野安浦線の東広島方面からの本町の玄関口を、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとして空間づくりを推進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-36 土地利用と都市計画の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| | 比 博夕 現状値 | | 目標値 | |
|--------------|--|--------------|--------|--------------------------|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 深原・くまの産 | 業地区計画面積 | 6.0ha | 9.0ha | 12.0ha |
| 関連事業 | ●未利用町有地売却事業 | ●筆の里工房周辺整備事業 | | |
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町都市計画マスター ●熊野町緑の基本計画 ●立地適正化計画 | -プラン | | 令和3年3月 令和3年3月 策定予定 |

基本施策2:公園・緑地の整備・保全



現況と課題

- ●公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、様々な役割を担っています。
- ●本町の人口1人当たり公園面積は3.4㎡で、県内市町平均の8.9㎡(平成30年度)に比べると整備水準は低いといえます。
- ●筆の里工房周辺において、観光交流拠点施設と都市公園の整備を一体的に進めています。
- ●町民ニーズにあわせた整備を進めていくとともに、既設公園の適切な維持管理に努めていくことが必要です。

具体的施策

1 都市公園の整備

- ○筆の里工房周辺整備事業(観光交流拠点整備)におけるPark-PFI*113の導入など、民間活力の活用についても検討し、地域との連携による魅力的な公園づくりや適切な維持管理を推進します。
- ○「緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な整備と定期的な点検を実施します。
- ◎水路・枡、植栽など公園の適切な維持管理に努めるとともに、町民参加による身近な公園の管理を促進します。
- ○遊具による事故の未然防止を図るため、公園遊具の安全点検を行い、計画的に修繕を行います。

2 特色ある公園づくり

○広域的な休養・交流の場として活用できる民間公園や地域の特性に応じたポケットパーク※114など、 生活の身近な場における公園の整備を促進します。

3 緑化の推進

- ○みどり推進機構の活動費を活用し、花苗の配布などにより、町民の緑化意識の普及・啓発を図るとともに、関係団体の育成、活動支援に努めます。
- ○公共施設周辺や住宅・事業所における緑化を推進し、緑豊かな市街地や集落の形成を図ります。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-37 公園・緑地の整備・保全に関するまちづくり指標(KPI)

| | 指標名 | 現状値 | 目相 | 票値 |
|----------|---|---------------|--------|------------------|
| | 7日(录-石 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 1人当たりの都 | 『市公園面積 | 3.4m² | 3.8㎡ | 6.0mf |
| 関連事業 | ●都市公園管理事業 ●網 ●空き家再生等推進事業 | 录化推進事業 ●筆の里工房 | 周辺整備事業 | |
| 関連計画策定年月 | ●熊野町都市計画マスター●熊野町緑の基本計画 | プラン | | 令和3年3月 令和3年3月 |



東山ボケットバーク



柿迫公園

基本施策3:自然環境の保全

現況と課題













- ●平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を、2030年度に 2013年度比で26%減、2050年までに80%減とする目標が定められました。
- ●平成20年度から、「ひろしまの森づくり県民税」を活用した森づくり事業を令和3年度まで実施し、 遊歩道の整備など里山林の整備に着手しています。
- ●町内の住宅地や開発団地の緑地には、生育した立木等が建物等に影響を与えており、これらの適 切な管理を行うことが必要です。
- ●町内には林道が33路線あり、経年劣化が進み、平成30年7月豪雨災害により被災を受けた箇所も あることから、これらの補修など計画的な維持管理を実施する必要があります。
- ●自然保護意識の普及・啓発や自然の有効活用をより一層推進し、町民と一緒になって地域の自然 環境を守り、育成していくことが必要です。
- ●町民一人ひとりが生物の多様性の重要性を認識し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保され ることが大切です。
- ●環境の保全として、町内一斉清掃を実施しています。清掃活動は環境美化に加え、町民同士のコ ミュニケーションの場としての重要な役割を担っています。一方で、年々高齢化が進んでおり、幅広 い年代の参加が課題となっています。

具体的施策

1 自然環境の保全と創造

- ○関係団体による里山林の保全管理や清掃活動の継続的な実施を支援するとともに、ウォーキングイ ベント等と連携して、森林保全に関する啓発活動に努めます。
- ○自然保護に対する意識と関心を高めていくため、定期的に水辺教室を開催し、学校教育や生涯学習 を通じて自然に親しむ機会の提供を図ります。
- ○クリーン作戦事業など町民参加による自然保護活動を推進することで、生態系や水質の保全などに 努めます。
- ○河川については、水と緑に親しめる河川環境の整備を推進します。

2 森林・林道等の保全

- ○里山林整備後の維持管理における、地域住民やボランティア団体の活動への支援に努めます。
- ○林道及びこれに係る橋梁等の林道施設の長寿命化を目指した計画を策定し、適切な維持管理を実 施します。

3 自然とふれあう場の整備

- ◎地域と協働して山林の適切な管理を行うため、維持管理に対する支援を行い、身近な自然とふれあう場や健康づくりの場を提供します。
- ○ひろしまの森づくり事業などを活用し、里山林の遊歩道整備を推進し、自然とふれあう場を確保します。
- ○自然とふれあうことができる公園・緑地を整備するなど、地域の自然環境を多様に活用します。

4 環境保全の推進

- ○環境保全に向けた取組を総合的に推進していくため、その指針となる「環境基本計画」を策定します。
- ○地球環境問題についての意識を高めていくため、学校教育や生涯学習における環境学習の充実を図るとともに、イベントを開催し、意識啓発に努めます。
- ○家庭用生ごみ処理機等の環境保全設備の設置を支援し、町民や事業所の環境保全の取組を促進します。
- ◎環境保全に率先して取り組むため、庁舎内ではクールビズや節電を推進していくとともに、省エネ機器を導入し、コスト及び二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ○町内一斉清掃など、身近な環境の保全に向けた熊野町公衆衛生推進協議会の活動を支援します。また、参加者の高齢化を踏まえ、熊野町公衆衛生推進協議会を通じて各自治会と運営のあり方について検討します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-38 自然環境の保全に関するまちづくり指標(KPI)

| | 北山田力 | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|--------|------------------------------|--------|---------|---------|--|
| 指標名 | | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| づくリボラン | ノティア団体数 | 1団体 | 2団体 | 2団体 | |
| | | | | | |
| 関連事業 | ●熊野町里山林整備業務 ●都市公園管理事業 ●公教 | | 環境衛生の充実 | | |

基本施策4:循環型社会の形成













現況と課題

- ●大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムであった従来の社会経済の形から、限りある資源を有効 に活用する「循環型社会」への転換が強く求められています。
- ●循環型社会を実現するため、本町においても、過剰な生産や消費を抑えることでごみを減らし、製 品の再使用や再生利用を進める4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)※115を推進す る必要があります。
- ●ごみの分別、効率的な収集には町民の理解が必要不可欠であり、環境にやさしいまちづくりに向け て、環境保全に関する町民の主体的な行動や取組意識の高揚、町民への啓発活動の充実を図る必 要があります。
- ●快適な生活環境と自然環境を保全し、循環型社会を形成するためには、大気汚染や水質汚濁等の 各種公害対策を講じていくことが重要です。

具体的施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

- ○町民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提 供や広報による意識啓発に努めます。
- ○「ごみ処理基本計画」の点検・評価を定期的に実施し、ごみの減量化・資源化の実現に努めます。
- ○ごみの4Rを推進するため、マイバッグ運動や正しい分別の推進などに努めます。
- ○家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみたい肥化などへの取組を支援します。

2 ごみ処理体制・施設の整備

- ○ごみの分別への町民の理解を得るとともに、分別収集を徹底し、広域的な連携について検討します。
- ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。
- ◎ストックヤード※116により資源ごみ等を一時保管することで、効率的なごみの資源化を促進します。
- ○産業廃棄物についての事業者責任を徹底するとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄につい て、定期的に不法投棄監視パトロールを実施し、指導体制の充実を図ります。

3 公害防止対策の充実

- ○公共下水道及び浄化槽の整備を計画的に進め、水質汚濁の防止に努めるとともに、公共用水域の水 質保全を図ります。
- 事業所における公害防止対策の充実を促進するとともに、近隣騒音・野焼きの抑制など、町民の生活 マナーの啓発を推進します。
- ○公害の未然防止のため、河川水質調査、環境騒音測定などを実施し、関係機関と協力して監視・指導 体制の充実を図ります。

○公害苦情を迅速に処理し、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、公害苦情処理体制の充実を 図ります。

まちづくり指標(KPI)

●表4-39 循環型社会の形成に関するまちづくり指標(KPI)

| | 松椰女 | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|--------------------|--|---------------|--------|---------|--|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| ごみの1人当た (資源物を除く | 20 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C | 709g | 671g | 643g | |
| 用事事 | ●ごみの収集運搬及び | ごみの資源化・減量化の促進 | | | |

関連事業

●公害のない生活環境の確保

関連計画 策定年月

- ●一般廃棄物処理基本計画
- ●熊野町災害廃棄物処理計画
- ●熊野町ごみ処理基本計画

平成29年2月 令和2年3月

平成29年2月



環境センター(ストックヤード)



環境センター(管理棟)



ごみステーション



ごみの収集運搬

基本施策5:美しい景観の形成







現況と課題

- ●豊かな自然に恵まれた本町は、県の「ふるさと広島の保全と景観の創造に関する条例」で、大規模 行為届出対象地に指定されています。
- ●幹線道路沿いの景観の変化や休耕田等が目立ち、景観を阻害している状況にあるため、景観対策を行う必要があります。
- ●本町の特性を生かしながら、町民とともに「筆の都」にふさわしい美しい景観づくりを進め、自然と 調和した魅力的なまちとしていくことが必要です。

具体的施策

1 良好な景観の創出と保全

- ○地域が一体となって美しい景観づくりを進めていくため、景観についての啓発活動を推進します。
- ○景観まちづくりコンテストの開催や景観サポート団体の組織化などを推進するとともに、清掃美化活動や花いっぱい運動など町民参加による景観づくりの取組を促進します。
- ○町内に点在する歴史的資源を保全するとともに、これらと調和したまちづくりを推進します。

2 美しいまちづくりの推進

- ○学校、公園など公有地の緑化や住宅・事業所など民有地の緑化を促進し、緑豊かなまち並みの形成を図ります。
- ○幹線道路沿いについては、歩道の有効幅員を整備し、利用しやすい道路空間の形成を促進します。
- ○統一した色やデザインによる案内板・標識を整備し、効果的に配置します。
- ○空き家対策などの適切な実施により、まち並みの景観を維持し、魅力的なまちづくりを推進します。

まちづくり指標(KPI)

●表4-40 美しい景観の形成に関するまちづくり指標(KPI)

| | 指揮 夕 | | 現状値 | 目相 | 目標値 | |
|--------|--|--|----------|--------|------------------|--|
| | 指標名 | | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) | |
| 地域団体 | が管理す | する公園・緑地の割合 | 46.0% | 48.0% | 50.0% | |
| 関連事 | 業 | ●まちづくり協働推進事業●空き家再生等推進事業 | ●文化財保護事業 | | | |
| 関連計策定年 | A Committee of the Comm | ●熊野町都市計画マスター:●熊野町緑の基本計画 | プラン | | 令和3年3月 令和3年3月 | |



熊野町の風景



花いっぱい運動



小学生による鉢植え

基本施策6:農地の維持









現況と課題

- ●本町の農業は、産業としての基盤が弱く、田畑の維持を主としているのが実情です。また、農家数は、減少傾向にあり、販売農家の農業就業人口(2015農林業センサス)215人のうち、65歳以上は80.5%を占めています。担い手のほとんどは高齢者となっており、次世代の担い手の育成が課題となっています。
- ●イノシシなどにより、農地や農作物の被害が増加しているとともに、住宅地近隣においても目撃されるようになり、人的な被害の発生が懸念されます。
- ●町内に農道は168路線あり、舗装や道路構造物などの施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理により機能を保持していく必要があります。
- ●農業の持つ機能や役割を見直し、多様な農業の振興を図っていくことが必要です。
- ●農業の振興のため、学校給食などを通じて地産地消を推進しています。

具体的施策

1 農業生産基盤の荒廃化の防止

- ○「農業振興整備計画」の見直しを行い、本町の特性を生かした農業の振興を図ります。
- ○農作業の効率化を図るため、農道、農業用水路、ため池の改良・改修、不要なものの廃止など、必要に応じて農業生産基盤の整備を図ります。
- ◎有害鳥獣駆除対策協議会及び有害鳥獣駆除班とともに、農作物に被害をもたらす鳥獣駆除対策を 実施します。
- ○家族を基本単位とした小規模農家の特性を生かした農地の維持と荒廃化の防止に努めます。
- ○農道については、舗装路面の補修や側溝の閉塞を解消するなどの管理を適切に実施し、機能の維持に努めます。

2 農業経営基盤の維持と活用の推進

- ◎優良農地については、意欲的に農業に取り組む生産の場として、効率的な活用を推進します。
- ○高齢者などを対象とした生きがい型農業、都市住民や児童生徒を対象とした体験ふれあい農業、環境保全・景観維持等のための農業など、多様な農業の展開を推進し、隣接した農地の一体的な農業経営の推進を図ります。これらの調整にあたっては、安芸農業協同組合と協力して定期的な勉強会を開催するなど啓発活動を実施し、農家の主体的な参加を推進します。
- ○地域農業の発展と農家の生産意欲の高揚を図るとともに町民相互の親睦を目的に農業祭を実施します。
- ○地域の農産物の販売の場として、初神地区に整備した直売所の運営や新たな販売場所の設置等を 支援し、定着を図ります。また、直売所の閉鎖により販売の場を失った農家への支援を安芸農業協同 組合の協力のもと検討します。

3 地産地消の推進

- ◎地産地消を推進していくため、生産者と消費者とをつなぐシステムの構築について安芸農業協同組 合と連携して取り組み、地域内の新たな流通ネットワークの形成を図ります。
- ○学校給食(デリバリー方式)において、地域の農産品を利用した給食を実施します。

まちづくり指標(KPI)

策定年月

●表4-41 農地の維持に関するまちづくり指標(KPI)

| | 北 画力 | 現状値 | 目標値 | |
|---------|---------------------------------|--------|--------|---------|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 水稲・野菜づく | (り勉強会の開催回数 | 90 | 12回 | 12回 |
| 関連事業 | ●農地中間管理事業 ●学校 | 交給食事業 | | |
| 関連計画 | ●熊野町農業振興整備計画 | | | 昭和63年3月 |



熊野町地産地消直売所(初神地区)





給食に使われた特産品の紹介



学校給食(黒大豆かきあげ給食)



自立と協働 みんなで 創る持続可能なまち

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・共有に努めるとともに、 地域課題に関連する様々なステークホルダーと連携する体制づくりを進め、多様な取組における町 民参画を促します。

また、限られた資源を有効活用し、効果的で効率的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービ スの確保と持続可能なまちづくりを目指します。

さらに、スマート自治体の実現に向け、AIやロボティクス等のデジタル技術を活用した行政運営 の改革や、民間企業等が有する先進的な技術の活用により、業務の効率化を図ります。また、防災や 福祉、教育、観光などあらゆる政策分野においてこれまでの施策や慣例を見直し、デジタル技術を活 用することで、行政サービスが、いつでも・どこからでも・わかりやすく利用できるシステムの構築を 進めます。

基本目標概要

基本施策1 町民参画の推進

- 1 自治意識の高揚
- 2 住民自治活動の支援
- 3 地域協働の推進

- 4 政策形成過程への町民参画の推進
- 5 町民参画による事業の推進

基本目標6 の構成

基本施策 2 効率的・効果的な行財政運営の推進

- 1 持続性を高める行財政運営
- 3 適切な人材の配置と育成

2 健全な財政運営

基本施策3 スマート自治体への体制整備

- 1スマート自治体の推進
- 2 情報化社会に対応した広報・広聴の推進

基本施策 4 広域連携の推進

1 広域事業の推進

2 国・県との連携強化

指標一覧

●表4-42 基本目標6に該当する重点目標達成指標(KGI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標 | |
|------------------------|------------|--------|---------|
| Hart | | (令和7年) | (令和12年) |
| 町民と行政の協働のまちづくり の満足度 | 19.5% | 30%以上 | 40%以上 |
| デジタル化への取組に対する満足度 | - | 30%以上 | 50%以上 |

●表4-43 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により KGI達成を目指す



| 1515 4 | 目標値 | | |
|--------------------------|---------|----------|--|
| 指標名 | (令和7年) | (令和12年) | |
| まちづくり活動団体数 | 17団体 | 20団体 | |
| パブリックコメントの実施回数 | 5回 (累計) | 10回 (累計) | |
| 町税徴収率 | 96.31% | 96.52% | |
| 経常収支比率 | 92.0% | 91.0% | |
| 町民1人当たりの起債残高(臨時財政対策債を除く) | 16万円 | 17万円 | |
| 文書保存箱の削減 | 306箱 | 290箱 | |
| 町職員のリモートワーク実利用者割合 | 25.0% | 100.0% | |
| 電子媒体での情報発信件数 | 1,000件 | 1,200件 | |
| 広域連携事業数 | 63事業 | 70事業 | |

基本施策1:町民参画の推進









現況と課題

- ●少子・高齢化の進展や人と人とのつながりの希薄化がみられる一方で、地域社会が抱える課題はより一層複雑・多様化しています。こうした課題を解決するため、地域住民の組織、ボランティア団体、NPO等の住民活動団体、企業、学校などの様々な活動主体と行政とが協働し、ともに取り組んでいくことが重要です。
- ●本町では、地域協働の取組として、令和2年1月に生活協同組合ひろしまと包括的連携協定を締結しました。災害時の生活関連物資の供給や、子どもや高齢者の見守りなど、既に協定を締結した事業に加え、観光振興や文化振興など、さらに幅広い分野で相互に連携・協力することとなっています。
- ●本計画の策定にあたり、町内の中学生・高校生や、町民公募によるワークショップを開催し、多様な地域課題、将来の可能性について意見を頂きながら進めました。
- ●各地域では、隔年で地域懇談会を14地区で開催し、町政の説明や地域の課題等の意見交換を実施しています。
- ●本町では、大学と相互に連携・協力してまちづくりを進めるため、平成24年3月に法政大学と、平成26年3月に広島国際大学と協定を締結しています。

具体的施策

1 自治意識の高揚

○町民の自治意識の高揚やまちづくりに関する関心を高めるため、フォーラムや講座の開催、各種情報の提供に努めます。

2 住民自治活動の支援

- ○自治会と連携し、各種事業の円滑な推進を図ります。
- ◎地域活動を支援し、協働のきっかけづくりとなるよう、職員の地域活動への積極的な参加を推進します。

3 地域協働の推進

- ◎あらゆる機会を通じて、本町に対する誇りや愛着の醸成を図り、それらを通じて「自分たちのまちを 自分たちでよくしていく」というシビックプライドの考え方を普及させます。
- ◎町民との協働のもと、地域団体、民間事業者、NPOなどと行政が役割と責任を分担しながら、協力してまちづくりを進める体制をつくります。
- ◎地域懇談会を隔年で14地区で実施し、地域の課題解決に向けて継続して取り組みます。
- ○14地域から構成される自治会を基本単位として、地域協働を推進します。
- ○熊野町まちづくり協働推進事業を継続し、町民の積極的な取組を促進するとともに、必要な支援を 行います。

- ○地域共生社会の構築を官民協働により目指すため、相互の機能の連携を強化し、地域において町民が安心して暮らせる生活支援のため、さらなる町民サービスの向上を図るとともに、より一層の地域活性化を図ります。
- ○大学等の教育機関の有する学術的・専門的な知見や研究ノウハウをまちづくりに活用するため、保健福祉分野や産業・観光分野、教育分野など幅広い分野で相互に連携・協力する体制づくりを検討します。

4 政策形成過程への町民参画の推進

- ○審議会、懇話会等における委員の一般公募、女性委員の登用など、政策の企画段階から町民が参画できる機会の拡充を図ります。
- ◎パブリックコメント制度※117を導入し、政策への町民意見の反映に努めます。また、パブリックコメント制度の活用促進のため、ホームページや広報等により町民に広く周知します。

5 町民参画による事業の推進

○町政への関心とまちづくりの参画意識を高めるための取組を推進します。特に、若年層の投票率が 著しく低い傾向や法改正により選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられたことを踏まえ、公民教育 の充実や若年層の投票率向上を意識した選挙啓発に努めます。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-44 町民参画の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| ₩H=力 | 現状値 | 目標値 | | |
|---------------|-------------|------------|--------|---------|
| 指標名 | | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| まちづくり活動団体**11 | 数 | 14団体 | 17団体 | 20団体 |
| パブリックコメントの乳 | 尾施回数 | 0回 | 5回(累計) | 10回(累計) |
| 関連事業 ●出前 | 講座の開催 ●まち | 5づくり協働推進事業 | | |

127

基本施策2:効率的・効果的な行財政運営の推進









現況と課題

- ●全国的に相次ぐ自然災害や、新型コロナウイルス感染症による地域経済の停滞に対し、地域生活 の維持・復興のために限られた財源を有効に活用し、自主性・自立性を高めるまちづくりを展開し ていくことが求められています。
- ●本町においても災害や感染症による地域経済の停滞は大きな課題となっており、地域生活の復興 に向けた取組を続けています。また、新たな感染症などに対応するため、「新しい生活様式」を踏ま えた地域経済の活性化に向けた取組が求められていることから、財源の有効活用により、より効果 的な事業の実施が可能となる行財政運営に努めていく必要があります。
- ●行財政改革では、平成28年度に第5次熊野町行政改革大綱を策定し、進捗状況について毎年度行 政改革懇談会、議会への報告を行っています。
- ●平成29年度から県職員の併任徴収を開始し、ノウハウの習得により、滞納処分を強化しています。 平成30年度には滞納整理システムを整備し、財産調査の強化を図っています。また、令和元年度か ら共通納税が開始され、個人町民税(特徴)・法人町民税の電子納税が可能となり、納税の利便性が 確保されました。
- ●今後も、将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤の強化を図るため、 長期的な視点に立った財政規律の確保に努め、財源の適正配分、新たな財源確保など健全な財政 運営に努めていく必要があります。

具体的施策

1 持続性を高める行財政運営

- ◎納税方法の利便性の向上や、財産調査の簡略化による迅速かつ適切な滞納処分の実施、課税担当課 との情報連携の強化などにより、収納対策を充実し、自主財源の安定的な確保を図ります。
- ◎企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体※119の拡充に向けて地域経済振興対策の強化を図ります。
- ◎課税客体を適正に把握するため、県や国の関係機関との情報連携の強化等の施策を実施し、適正な 賦課を推進します。
- ◎本町が保有する用地のうち、将来にわたって不要と考えられる土地・施設などを売却し、公共施設の 維持保全の財源を確保します。
- ◎実施計画を適切に反映し、中長期的な視点で持続可能な行財政運営に努めます。

2 健全な財政運営

- ◎各事業のスクラップアンドビルド※120を徹底し、政策的経費に振り向ける一般財源の確保に努めま す。また、全額地方交付税措置*121のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債*122残高の抑制 を図ります。
- ○財務会計・起債管理システム等を活用し、効率的な財政管理を図ります。
- ◎新公会計システムを活用し、財政マネジメントを強化します。
- ○入札のあり方(電子入札等)を検討し、競争性の向上や入札に関する事務の効率化に努めます。
- 補助金等事務事業を見直し、経費の節減・合理化を推進します。

- ◎適切な職員数により人件費の抑制に努めます。
- ◎PPP/PFIの導入や民間委託により経費の節減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。
- ○公共施設の統廃合を含めた施設配置のあり方の検討、公共施設の長寿命化などによる改修費用の 削減や平準化など、公共施設マネジメントの取組を推進します。
- ○実施計画に基づいて、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めます。
- ○コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果、費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。
- ○上水道・下水道など地方公営企業の健全経営に努めます。

3 適切な人材の配置と育成

- ○意思決定や事務執行の迅速化・効率化に向けて、簡素・合理的な組織体制の確立を図るとともに、組織間の連携、総合調整能力などの強化に努めます。
- ○職員一人ひとりが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りながら能力を最大限発揮できる環境を整備します。
- ◎職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- ○公正・公平な人事評価を実施し、評価結果を適切に活用することで、業務に対するモチベーションの 向上や人材育成に努めます。
- ○人材育成基本方針に基づいて、地方分権に柔軟に対応できる職員の育成を図ります。
- ○国・県等の各種職員研修への参加を充実し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。
- ○組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-45 効率的・効果的な行財政運営の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 (令和元年) | 目標値 | |
|------------------------------|---------------|--------|---------|
| 14保石 | | (令和7年) | (令和12年) |
| 町税徴収率 | 96.26% | 96.31% | 96.52% |
| 経常収支比率 | 92.8% | 92.0% | 91.0% |
| 町民1人当たりの起債残高 (臨時財政対策債を除く) | 15万円 | 16万円 | 17万円 |

| 関連事業 | ●広島広域都市圏協議会事業●広島中央地域連携中枢都市圏事業●友好都市関連事業 | |
|--------------|--|--------------------------|
| 関連計画 策定年月 | ●熊野町実施計画 ●熊野町行政改革大綱実施計画(第6次~) ●熊野町定員適正化計画 | 令和2年9月 策定予定 令和3年3月 |

基本施策3:スマート自治体への体制整備









現況と課題

- ●全国的に少子化とそれに伴う人口減少社会が現実のものとなり、今後の労働力の低下が推測される中、地方自治体が町民生活に不可欠な行政サービスを確実に提供し、町民サービスの質を維持・向上し続けるためには、職員の労働の質を改善し、働き方を改革するなどして、職員でなければできない業務に注力できるような環境をつくる必要があります。
- ●防災や感染症予防の観点からも、従来型の業務プロセス※123を抜本的に見直し、オンラインで完結する町民サービスの提供や観光、コミュニケーションなど、ニューノーマル※124の世界へ対応していく必要があります。
- ●本町においても、申請書類等のペーパーレス化を進めており、電子申請の利用促進や住民票等のコンビニ交付等へ取り組み、一定の実績を残していますが、外部への広報物のほか、押印を必要とする決裁文書や申請書類等、紙媒体でのやり取りが多く残っています。
- ●各小学校におけるパソコン教育のほか、公民館においてもスマートフォンやプログラミングの利活用とインターネット利用の際の注意点等についての講座を開催しています。また、町内各学校へタブレット端末等を導入し、デジタル技術を活用した教育を推進しています。
- ●庁内のインターネット環境を整え、県セキュリティクラウド※125への参加やネットワーク分離等の情報強靱化を実施しました。また、基幹系業務については市町共同クラウドへ参画、コンテンツの整理や、職員へのコンテンツ作成方法の周知によってわかりやすく情報を提供できるホームページの作成など、情報発信にも注力しています。
- ●令和元年9月から「こふでりん」LINEを活用し、子育てに関する情報を発信しています。また、令和 2年6月から電子母子手帳「子育てアプリくまのっ子」を導入しており、母子健康手帳と一緒に活用 することで、予防接種や成長記録、本町の育児情報など妊娠から出産、育児までを切れ目なくサ ポートできる体制を整えています。
- ●今後は、庁内システムの高度情報化を促進するとともに、使いこなせる人材の育成を行い、将来の 行政の持続可能性を高めるスマート自治体への取組を加速させることが必要です。
- ●以上を踏まえ、モノ・サービス・場所などを共有し、徹底したコスト削減と迅速な業務効率化を図ることにより、町民サービス向上と働きやすい環境づくりを両輪で進めていく必要があります。

具体的施策

1 スマート自治体の推進

- ◎「行かない・待たない・書かない」を原則とし、押印の必要性の検討、行政手続きのオンライン化や申請届出・納付手続・案内業務等の電子化、ワンストップサービス*126の推進等により、町民生活の利便性向上を図ります。
- ○業務の標準化や共通化など業務プロセスの改革を継続的に進めると同時に、業務の自動化・省力化につながるAI等の先端技術の活用も視野にDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、人的・財政的負担の軽減を実現します。

- ○リモートワーク※127の導入や電子決裁のより一層の推進、行政文書の電子化等により、働き方の流動性・可動性を高め、働き方改革やオフィス改革につなげます。また、災害や新たな感染症などが発生した場合においても行政運営の停滞を招かない組織体制の確保に努めます。
- ◎各種情報システムやネットワーク利用においてクラウドサービス*128を積極的に活用し、行政事務の安定化及び効率化と利便性の向上を図ります。
- ○ペーパーレス化の推進により、保存・廃棄まで含めた紙媒体に係る多くのコストを削減すると同時に、情報の共有性や検索性を向上させ、業務効率化とセキュリティ対策の強化に努めます。
- ○行政データを含むビッグデータやAI等の先端技術の活用を地域や民間企業においても促進し、地域の生産性向上を図るとともに、交通・福祉など町民生活に密接に関わる地域課題の自発的解消を目指します。またそのために必要となる町内ネットワーク網やシステムの強化についても充実を図ります。
- ○民間サービスとの連携など外部ネットワークとの接続も視野に、セキュリティ対策の強化を図りつつ、ネットワークとシステム投資への最適化を図り、関係経費の削減と同時に高付加価値な業務環境を実現します。
- ○町内のWi-Fi環境の整備を促進し、ICTが浸透した生活スタイルに対応した情報環境の実現を目指します。
- ◎オープンデータ**129やデジタル技術の積極的な活用により、医療や福祉、商業、公共交通、防災・減災、国土強靭化など、地域が抱える課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを実現するため、スマートシティ**130の取組を推進します。

2 情報化社会に対応した広報・広聴の推進

- ◎個人情報保護条例の規定に基づいて、個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報システムのセキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩防止に万全を期します。
- ◎意見・提案やパブリックコメントの募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など様々な場面において、多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。
- ◎町民の意見・要望について、庁舎内での情報の共有に努めるとともに、組織横断的な体制のもと迅速な対応を図ります。
- ○様々なツールを用いて情報の受け手のニーズを意識した情報発信を強化し、障害者や高齢者等の社会的弱者はもちろん、誰にでもわかりやすく受け取りやすい情報の提供に努めます。また、町民と双方向性の高い情報共有が可能となる仕組みを構築します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-46 スマート自治体への体制整備に関するまちづくり指標(KPI)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---|--|--------|------------------------------------|
| 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 文書保存箱の削減 | 323箱 | 306箱 | 290箱 |
| 町職員のリモートワーク実利用者 | 剛合 0.0% | 25.0% | 100.0% |
| 電子媒体での情報発信件数 | 717件 | 1,000件 | 1,200件 |
| ●基幹系システムの | ビスの利用促進 ●学校等におけ クラウド共同利用 ●行政情報化 ●広報公聴事業 ●人事管理事 事務管理事業 | 心事業 | ţ |
| ●熊野町情報セキュ ●熊野町情報化推送 策定年月 ●熊野町実施計画 ●熊野町行政改革力 | | | 令和2年2月 令和3年3月 令和2年9月 策定予定 |



「こふでりん」LINEを活用した 情報発信



町内各学校へ導入したタブレット端末







現況と課題

- ●社会経済活動の高度化、交通手段や情報通信手段の発達等により、町民や事業所の活動範囲が広がることに伴い、広域行政に対するニーズも高まっています。行政区域を越えた課題やニーズに対応するためには、広域的な自治体間連携の強化が必要となっています。
- ●様々なサービスの提供や利便性の向上、町単独による財政面の限界に対応するため、連携中枢都市である広島市と平成28年3月に、呉市と平成29年10月に連携協約を締結し、医療、子育て、観光など様々な分野において、令和元年度時点で広島市と30事業、呉市と26事業を連携して取り組んでいます。
- ●三重県熊野市と令和元年11月に友好都市協定を、令和3年2月に災害時応援協定を締結しています。 今後は、産業、観光、文化・スポーツ、防災等の幅広い交流と諸施策を連携・協力して展開していきます。
- ●今後は特定の事務を共同で行うだけでなく、複合的、総合的に連携して取り組み、地域の特色を生かして地域全体で魅力的なまちづくりを進めることが求められています。
- ●東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存・共栄を図ることを目的に、特別区(東京23区) と全国の各地域が連携・交流事業を行う「特別区全国連携プロジェクト」に参画しており、本町では、現時点において豊島区を主な連携先としています
- ●本町では、し尿や一般廃棄物の処理を一部事務組合方式により行うなど、広域的な対応を図っています。

具体的施策

1 広域事業の推進

- ◎広島広域都市圏及び広島中央地域連携中枢都市圏の一員として構成市町との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。
- ○町民の利便性の向上を図り、事業の効率化を進めていくため、多様な分野における広域事業の円滑な運営に努めるとともに、新たな広域事業の実施について検討します。
- ◎権限強化に向け、関係市町と連携した取組を推進します。
- ◎友好都市協定を締結した三重県熊野市と、災害時の相互応援協定、特産品の共同開発、イベントの相互出店など連携を深め、両市町のブランドカ向上や地域課題解消、住民間の相互交流を促進します。
- ○特別区全国連携プロジェクトでは、産業、文化、芸術など様々な分野での新たな連携について積極的に検討し、双方の地域活性化につなげる取組を推進します。

2国・県との連携強化

- ◎国・県との連携を強化し、町勢発展のために必要とされる国・県の事業実施や、本町が実施する事業の支援を国・県に要請します。
- ◎県との相互人事交流等を通じ、連携強化を引き続き推進します。

まちづくリ指標(KPI)

●表4-47 広域連携の推進に関するまちづくり指標(KPI)

| 七二 力 | 現状値 | 目標値 | | |
|--------------|---|---------|--------|------------------|
| | 指標名 | (令和元年) | (令和7年) | (令和12年) |
| 広域連携事業数 | 女 | 56事業 | 63事業 | 70事業 |
| 関連事業 | ●企画一般事務事業 ●友 | 好都市交流事業 | | |
| 関連計画 策定年月 | 広島広域都市圏発展ビジ広島中央地域連携中枢都 | | | 令和3年3月 令和2年3月 |



三重県熊野市 Ł 友好都市協定締結(令和元年11月)



三重県熊野市と災害時相互応援協定締結 (令和3年2月)



東京都豊島区の桜の植樹(令和2年10月)

熊野町

国土強靭化地試計画

第1節国土強靭化の概要

第1項 計画策定の背景

わが国は、地理的及び自然的な特性から多くの大規模自然災害等による被害を受けてきましたが、 今後も、気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化・頻発化、また21世紀前半に南海トラフ沿いで大 規模な地震が発生することが懸念されるなど、大規模自然災害等が発生するおそれがあり、これらが 想定される最大の規模で発生した場合、国難ともいえる状況となるおそれがあることなどが指摘されています。

国においては、このような大規模自然災害等から国民の身体や生命、財産を保護し、国民生活及び 国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、大規模自然災害等に備えた 国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るため の防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を制定しました。

本町においても、過去に尊い生命が失われる災害が発生しており、今後も大規模自然災害等が発生するおそれがあります。

このため、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靱な地域づくりを推進するための指針として、熊野町総合計画(以下「総合計画」という。)と一体的に熊野町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定します。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に規定される本町の区域における国土強靱化に関する施策の推進のための基本的な計画で、総合計画との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の各分野における個別計画等の指針として定めます。

また、県が策定する「広島県強靱化地域計画」との整合を図ります。

第3項 計画期間の設定

本計画の期間は、第6次総合計画における前期基本計画(計画期間:令和3~7年度)との整合に配慮し、令和3~7年度とします。また、総合計画の後期基本計画の策定時には、国及び県の国土強靭化計画の見直しを踏まえ、本計画についても見直しを行うものとします。

第4項 強靭化の基本目標

本計画は、「国土強靭化基本法」に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があることから、国の基本計画と同一の目標を設定します。

- ◎人命の保護が最大限図られる
- ◎町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ◎町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資する
- ○迅速な復旧復興に資する

第5項 取組推進上の留意点

本計画は、総合計画の基本構想における将来像「ひとまち 育む 筆の都 熊野」を強靭化するうえでの将来像とし、町民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課における推進体制の整備を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組みあわせて取組を推進します。

また、総合計画の成果指標による進捗管理を通じて、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の内容も踏まえながら実施計画(別途作成)等の見直しを毎年行うなど、「強靭化の基本目標」を達成するために必要な事業の見直しを効果的に推進します。

第2節脆弱性の評価

第1項 基本的な進め方

強靭化は、いわば本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると 考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、とい う観点から、全庁的に取組を検討しました。

第2項評価の手順

内閣官房国土強靭化推進室が策定した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模 自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行いました。

強靭化するうえでの目標の明確化

・強靭化を推進するために重要な目標を設定し ます

起きてはならない最悪の事態の設定

・リスクが発生した場合を想定し、目標の実現を 妨げる最悪の事態を設定します

脆弱性の評価(分析、課題の抽出)

・地域の強靭化を進めるうえで、起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性を分析し、課題を抽出します

強靭化のために必要な取組の検討

・脆弱性評価の結果をもとに、取り組むべき施策 を検討します

第3項 想定するリスク

豪雨災害等の激甚化や頻発化が懸念され、また南海トラフ巨大地震等が遠くない将来に発生する 可能性があると予測されるなど、国の基本計画においても「大規模自然災害」を想定するリスクとしています。

本計画においても、国及び県との調和を保つこと、また過去の風水害や地震等により町内に甚大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とします。

また、対象とする自然災害は、本町の特性、過去の災害履歴等を踏まえ、次のとおりとします。

台風や豪雨等による風水害

風水害による災害は、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、土石流、がけ崩れ、家屋の倒壊等の災害を想定します。

大規模地震による災害

本町の地震防災対策を的確に実施するうえでの基礎資料とするとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25年10月広島県)(以下「県被害想定調査」という。)を利用して、本町における被害の想定とします。

第4項「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靭化基本計画」と「広島県強靭化地域計画」との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げになるものとして、36項目の「起きてはならない最悪の事態」を本町の特性を踏まえたものとして設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---------------------------|---------------|--|
| 1880 | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷 者の発生 |
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-2 | 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 2-1 | 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が | 2-3 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 迅速に行われるととも に、被災者等の健康・避 | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| 雑生活環境を確実に確 保する | 2-5 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶 による医療・福祉機能の麻痺 |
| | 2-6 | 疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| | 3-1 | 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 3 必要不可欠な行政機能 は確保する | 3-2 | 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| は順体する | 3-3 | 職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下 |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------------------------------|---------------|---|
| 4 必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは 確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助 支援が遅れる事態 |
| | 5-1 | サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 |
| 5 経済活動を機能不全に | 5-2 | 産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| 陥らせない | 5-3 | 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 ライフライン、燃料供給 | 6-1 | 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェン等の長期間にわたる機能の停止 |
| 関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小 | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| ワーク等の被害で 限にとどめるとともに、 | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 早期に復旧させる | 6-4 | 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| | 7-1 | 地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| 7 制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない | 7-3 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の 傷者の発生 |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃 |
| | 7-5 | 農地・森林等の被害による町土の荒廃 |
| | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| 8 地域社会・経済が迅速か | 8-2 | 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| つ従前より強靭な姿で 復興できる条件を整備 | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| する | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響 |

第5項 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「備えるべき目標」 ごとにまとめました。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|-------------|---------------|---|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷 者の発生 |
| | 1-2 | 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 対象の事象 | ○町内施設の耐震化が進んでいないものもあり、さらなる取組の強化が必要である。 ○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。 ○公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に際しては、「長寿命化改修」などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。 ○大規模自然災害時(地震、台風、竜巻等)に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ○いかなる大規模地震が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。 ○地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。 ○大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○血水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。 ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊すること |
| | 策を講じる必要がある。また、消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の 充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。 |
| | 想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織の設立促進と組織 |
| 1-1 | ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に |
| | |
| | 通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る。 |
| | ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所にないて対策を実施する必要がある。 |
| | ○雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラ を適切に配置する必要がある。 |
| | ○地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び 備を行う必要がある。 |
| | ○地域住民が円滑に避難できるように避難地を確保するとともに、狭隘な道路の拡幅等によ 避難路を整備する必要がある。 |
| | ○住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 1-1 | ○人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。 ○子どもの安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者の理解と協力が必要である。 ○過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人的被害を生じさせたことを踏まえ、家具固定率の向上を図る必要がある。 ○災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。 |
| 1-2 | ○洪水や台風などによる浸水対策などとして、河川の浚渫や整備を推進しているものの、二河川や支川沿い等の低地において浸水被害が想定されるため、さらに河川整備の促進が必要である。 ○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。 ○地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。 ○洪水時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国が示す新たな降雨設定に基づいた浸水想定区域図の作成を中小河川も含めて促進する必要がある。 ○災害時の廃棄物減量等適正処理、必要な体制の確保、さらには平時からの備え等、平成27年8月の改正・施行により廃棄物処理法に規定された事項を定める必要がある。 ○近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大などが懸念される中、土地の安全性を高めていく必要がある。 ○災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。 (再掲) |
| 1-3 | ○本町は、盆地を取り囲む山地に多数の土砂災害危険箇所を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することから、優先度を明確にしたうえで整備を進めるとともに、町民の適切な避難行動につながるソフト対策にも取り組んでいく必要がある。 ○災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。 ○土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。 ○近年の大地震において、盛土造成地の滑動崩落や、液状化被害が多数発生したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要がある。 ○災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。 (再掲) |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---|-----|--|--|
| | 2-1 | 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | |
| 2 救助・救急、医療活動が 迅速に行われるととも に、被災者等の健康・避 難生活環境を確実に確 保する | 2-3 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | 2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | |
| | 2-5 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶 による医療・福祉機能の麻痺 | |
| | 2-6 | 疫病・感染症等の大規模発生 | |
| | 2-7 | 劣悪な遊難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|---|
| 2-1 | ○災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。 ○民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要講、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。 ○応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○上水道事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。 ○管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。 ○承述書・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。 ○風水書・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。 ○自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働のさらなる強化が必要である。 ○新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が拡大した場合における災害時では、全国からボランティアを募集することが難しいため、県や社会福祉協議会と連携し、県内でのボランティアの確保が必要である。 |
| 2-2 | ○陸上輸送が機能しない場合の複数ルートの確保などの検討が必要である。 ○応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) ○あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。(再掲) |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 2-3 | ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防本部及び消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。(再掲) ○大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲) ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) |
| 2-4 | ○災害時に、徒歩や自動車等で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、町民等に対し公共交通機関が運行を停止した場合や道路の閉鎖等があった場合の適切な行動を周知することが必要である。○応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) |
| 2-5 | ○大規模自然災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておく必要がある。 ○災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。 ○大規模自然災害時の医療提供体制の維持を図るため、医療機関の耐震化を促進する必要がある。(再掲) ○少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模自然災害や感染症による急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、さらなる人材確保に取り組むとともに県・近隣市町・関係機関が緊密に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。 ○大規模自然災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要である。 ○風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。(再掲) |
| 2-6 | ○重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要である。 ○災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種を促進する必要がある。 ○災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調査を可能とする環境をつくり、感染者を広範かつ早期に発見する仕組みを構築する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症や、強毒で感染力の強い感染症が流行している中で避難情報が発令された場合、町民が感染リスクを不安視して、避難の遅れや自宅にとどまることがないよう、町民の適切な避難行動を促進する必要がある。 ○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|---|
| 2-6 | ○地震・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。○死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。 |
| 2-7 | ○大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。 ○感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手光い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保など、感染症対策に万全を期す必要がある。 ○応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) ○災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。(再掲) ○災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。(再掲) ○大規模自然災害等と時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。 ○被選生活者や被災者がらの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。 ○多難集活者や被災者がらの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。 ○多難生活者や被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。 ○、高齢者や障害者等の変響性活に配慮した福祉遊難所が災害時に不足することがないよう、福祉遊難所の確保を図っていく必要がある。 ○高齢者や障害者等の災害時更配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を強繁する必要がある。 ○次書時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させる必要がある。 ○次者を旧する必要がある。(再掲) ○自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働のさらなる強化が必要である。(再掲) ○自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等の地域組織の主体的な販売が拡大した場合における災害時では、全国からボランティアを募集することが必要である。(再掲) ○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) ○市本が必要である。(再掲) ○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) ○下水道施設の機能停止時にも早期の復日を図るため、BCPの見直とを行め必要がある。(再掲) ○下水道施設の機能停止時にも早期の復日を図るため、BCPの見直とを持備する必要がある。(再掲) ○水道が開発を発見した場合、早期に算べる必要がある。(再掲) ○水道が開発を発見した場合、早期に身があるを実施するため、現場は関係では、定めがある。(再掲) ○水道が設定がよりに、定めがよりに、定めがよりには、定めながよりに、定めながよりに、定めながよりに、定めながよりに、定めながよりに、定めながよりに、定めながある。 ○次道がよりに、定めながよりに、定めながませませんでは、まずながよりに、定めながよりには、定めながよりには、定めながよりに、定めながよりには、定めながよりには、定めながよりには、定めながよりを表がませませんでは、定めながよりには、定めながよりには、定めながよりを表がませんでは、まずながよりには、なりながよりには、まずながよりには、なりながよりには、なりながよりには、定めながよりには、なりながよりには、なりながよりには、なりながながながなりませんがながよりには、なりながなりませんでは、なりながなりながなりませんでは、なりながなりながなりませんでは、なりながなりながなりませんでは、なりながなりながなりませんでは、なりながなりながなりながなりは、なりながなりながは、なりながなりながなりながなりながなりなどは、なりなどのはなりながなりなどのはなりないながなりないなりながなりながなりながなりながなりなどのはなりなどのは、な |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|-----------------------|-----|--------------------------------|--|
| 3 必要不可欠な行政機能 は確保する | 3-1 | 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | |
| | 3-2 | 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 | |
| | 3-3 | 職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 3-1 | ○地域の防災拠点として重要な役割を担う各地域の公共施設の耐震化を図る必要がある。 ○災害による混乱や避難生活者の空き家などが生じることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。 ○被災者にとって運転免許証は生活の維持に必要不可欠であり、災害により運転免許証の有効期間内の更新ができず、また、運転免許証を紛失する場合が想定されるため、被災状況に応じた運転免許証更新等に関する情報の発信などきめ細かい対応が必要である。 |
| 3-2 | ○大規模自然災害発生直後から、救助等のルートを確保するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備について関係機関と連携する必要がある。○大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。 |
| 3-3 | ○地域における防災拠点となる交番の耐震化率を100%とする必要がある。(再掲) ○大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。 ○大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。(再掲) ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|----------------------------|-----|--|--|
| | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | |
| 4 必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | |
| 確保する | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、遊難行動や救助・ 支援が遅れる事態 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|---|
| 4-1 | ○大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。(再掲) ○大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。(再掲) ○あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、一元的に伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。 |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 4-1 | ○大規模自然災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、関係機関との連携やインターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。 |
| 4-2 | ○防災情報メールや防災アプリ等の存在及び入手できる情報の内容を町民に十分周知する必要がある。 |
| 4-3 | ○防災教室・訓練参加の妨げとなっているコスト認知を緩和していくため、自分のペースで参加しやすい環境も整えていく必要がある。 ○防災情報メールや防災アプリ等の存在及び入手できる情報の内容を町民に十分周知する必要がある。(再掲) ○あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲) ○大規模自然災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、関係機関との連携やインターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。(再掲) ○あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。(再掲) ○災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、案内板設置や外国語の付記、「やさしい日本語」の標記等環境づくりの取組を促進する必要がある。 ○地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | |
|--------------|---------------|---|--|
| | 5-1 | サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 | |
| 5 経済活動を機能不全に | 5-2 | 産業施設の損壊、火災、爆発等 | |
| 陥らせない | 5-3 | 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | |
| | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 5-1 | ○災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPの策定を促進する必要がある。 ○大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の滞りにより経済活動の支障となる懸念があり、対策を検討する必要がある。 ○陸上輸送が機能しない場合の複数ルートの確保などの検討が必要である。(再掲) | | | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|
| 5-2 | ○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握のうえ、関係機関と連携しながら、的確な対応をとる必要がある。 | | | | | |
| 5-3 | ○風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所について対策を実施する必要がある。(再掲) ○災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。(土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。(再掲) ○大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。(再掲) | | | | | |
| 5-4 | ○災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。(再掲) | | | | | |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | |
|----------------------|---------------|--|--|
| 6 ライフライン、燃料供給 | 6-1 | 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | |
| 関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小 | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | |
| 限にとどめるとともに、 | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| 早期に復旧させる | 6-4 | 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止 | |
| | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 6-1 | ○大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、 これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備等の導入を推進する必要がある。 (再掲) | | | | | | |
| 6-2 | ○災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。(再掲) ○管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。(再掲) ○水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。(再掲) | | | | | | |
| 6-3 | ○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)○災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を行う必要がある。 | | | | | | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|
| 6-4 | ○風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所について対策を実施する必要がある。(再掲) ○災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。 ○土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。(再掲) ○災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 ○広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、町民の日常生活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。 ○大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。(再掲) | | | | |
| 6-5 | ○大規模自然災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。 | | | | |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | |
|-----------------------------|---------------|---|--|
| | 7-1 | 地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | |
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | |
| 7 制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない | 7-3 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死 傷者の発生 | |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃 | |
| | 7-5 | 農地・森林等の被害による町土の荒廃 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|
| 7-1 | ○大規模自然災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防本部及び消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である(再掲) ○大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の発発化に取り組む必要がある。(再掲) ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担で活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) ○雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラを適切に配置する必要がある。(再掲) ○地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。(再掲) | | | | | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 7-2 | ○住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。(再掲) | | | | | | |
| 7-3 | ○治山施設の整備等には多くの時間を要すため、町民の適切な避難行動につながるソフト対策にも取り組んでいく必要がある。 ○「防災重点ため池」の多くは、直ちに危険な状態にない場合でも、管理不足や近年頻発している豪雨を契機として決壊等により人や家屋などへの被害が発生する恐れがある。 ○集落排水施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念されるため、対策を実施する必要がある。 ○基幹的な農道の機能低下や機能不全により、農業生産に必要な流通のみならず地域の日常生活への影響が懸念されるため、対策を実施する必要がある。 | | | | | | |
| 7-4 | ○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握のうえ、関係機関と連携しながら、的確な対応をとる必要がある。(再掲) ○毒物劇物を多量に取り扱う製造施設等において、施設の耐震性の向上等、防災体制の整備を図る必要がある。 | | | | | | |
| 7-5 | ○人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念されるため、対策を実施する必要がある。○管理の不十分な森林が拡大し、土地の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や地域による保全活動を拡大させていく取組が必要である。 | | | | | | |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | |
|--------------------------|---------------|--|--|
| | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8 地域社会・経済が迅速か | 8-2 | 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等 により復興できなくなる事態 | |
| つ従前より強靭な姿で 復興できる条件を整備 | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | |
| する | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響 | |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|---|
| 8-1 | ○災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を行う必要がある。(再掲) |
| 8-2 | ○大規模自然災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、持続可能な建設産業を実現するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用やデータ連携などによる、新たなインフラマネジメントの仕組みづくりが必要である。(再掲) |
| 8-3 | ○災害発生時に支障をきたした浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。○下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) |

| 対象の事象 | 回避に向けた評価結果 |
|-------|--|
| 8-4 | ○大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲) ○地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) ○災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させる必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシステムの構築が必要である。(再掲) ○雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラを適切に配置する必要がある。(再掲) ○地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適切な配置及び整備を行う必要がある。(再掲) ○大規模自然災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保を図る必要がある。 ○人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念されるため、対策を実施する必要がある。(再掲) ○管理の不十分な森林が拡大し、土地の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や地域による保全活動を拡大させていく取組が必要である。(再掲) ○町指定文化財(建造物)についても、現況(形状・素材)を維持した状態で、耐震化を図っていく必要がある。 |
| 8-5 | ○所有者不明土地や多数共有地(相続人多数)が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要するため、事前の取組が必要である。○大規模自然災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保を図る必要がある。(再掲) |
| 8-6 | ○災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。○災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPの策定を促進する必要がある。(再掲) |

第3節強靭化の推進に向けた取組

第1項 強靭化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために 取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、第6次総合計画における将来像を実現するための6つの「基本目標」に基づき、分野を設定します。

<設定する分野(将来像実現のための基本目標)>

- ①福祉・子育て・健康(基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち)
- ②教育・文化・スポーツ・人権・国際(基本目標2学ぶ力と豊かな心を育むまち)
- ③産業・観光・地域ブランド(基本目標3活力と魅力に満ちた元気なまち)
- ④防災・都市基盤・生活(基本目標4安心・安全で快適に暮らせるまち)
- ⑤都市計画・環境(基本目標5人と自然が調和する美しいまち)
- ⑥町民参画・行財政・デジタル化・広域連携(基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち)

第2項各分野の強靭化に向けた取組

総合計画の各分野(将来像実現のための基本目標)における具体的施策と脆弱性評価で設定した 36の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靭化の推進に向けた取組については、各具体的施策のページに記載しています。



避難所案内看板



町民による避難訓練

| | | の事態」と分野別施策との をマトリクス | 1 1 | 死を最大 | 現時ぐ | | | | | に行われる 奥を確実に | | | 3 必要不可欠な行政機能は 確保する | | | | |
|----------------------------------|---------------------------|---|---|----------------------|-----------------------|------------------------------------|--------------------|-----------------|---|-----------------------|-----|--|------------------------|--------------------|---|--|--|
| 分野(基本目標) | 基本施策 | 具体的施策 | 1 大規模を対したるの機能の数十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 1-2 無機の表化による多数のお飯屋の角 | 1-3 大橋関を土砂川等等による子供の形式 | 2-1 金田・佐田木・町方・佐田市・七田市の長田・土子もデー会議の集 | 2 事業かつ基礎に力たる数子を減事の | 2 る意動・飲食業の最初の不足 | 2 年 元年 一年 | 2 の報び上も音像・春山間の図書 ・ | 2-6 | 27 を施工を登録の第二章の機関を の基化で表現の第二章の機関を を | 1 年にしての意味を発生の大事を行っている。 | 3- 産業の中間停止者による意大田県 | 3 | | |
| # ~ | 1 地域福祉の推進 | 1 地域共生社会の襲撃 2 地域福祉活動の指進 | • | n « | R. | | | * | | | | | - 6 | | • | | |
| 雅1 | | 1 くまの版ネウボラの推進 | | | | 5. | • | • | • | | | | | | • | | |
| 福祉・子育で・健康 | 2 子育で支援の推進 | 2 子どもに関する医療体制の充実 3 保育サービスの充実 4 子育て支援事業の充実 | • | | | ė. | 2 2 | | | • | • | • | | | • | | |
| 健康健 | | 5 子どもを育む環境の充実 6 子どもの権利を募重した社会の実現 1 地域包括ケアシステムの推進 | | | | | | • | | | • | | | | | | |
| やかに書 | 3 高齢者福祉の推進 | 2 介機保険事業の推進 3 生きがいづくりと社会参加の促進 | | | | | 0 | | • | • | | | | | • | | |
| かに暮らせるまち | 4 障害者福祉の推進 | 4 女心・女全な生活の確保 1 随着者標祉の指差 2 随着者が暮らしやすい社会の確立 3 相談・保険・原育体制の複雑 | • | • | • | • | • | • | • | 0 | 0 | 0 | | | • | | |
| 610) | | 4 障害福祉サービスの提供 5 社会参加と執労支援の充実 1 町民の主体的な健康づくりの指進 | | | | • | • | • | • | | • | 0 | | | | | |
| | 5 健康づくりと地域 医療体制の充実 | 2 心の健康づくりの指述 3 「食」による健康づくりの推進 4 疾病子的・衝染症対策の充実 | | | | | • | | | 0 | | | | | | | |
| | 6 社会保障の安定 | 5 債科保健対策の充実 6 匝康体制等の充実 1 国民健康保険の安定的な適苦 2 使和克藤者医療制度の安定的な適苦 | | | | | • | | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | | 3 国民年金制度の曽及・啓発 4 生活の安定と自立の支援 1 幼界小中連携教育の落連 | | | | • | 0 | | | | | 9 | | | | | |
| 教育・文化・スポーツ・人権・国際(2 学ぶ力と豊かな心を育むまち | 1 学校教育の推進 | 2 適正な学校配置の検討 3 学校教育体制の充実 4 地域における学校支援の充実 | • | • | • | | | | | • | • | • | | | | | |
| ルスポー | | 5 ふるさと教育の推進 6 健やかに学ぶ環境の整備 7 学校施設の整備 8 安全対策の強化 | • | • | • | • | | • | | | • | 0 | | | • | | |
| ツ・人権・ | 2 生涯学習の振興 | 1 生涯学習差進体制の充実 2 生涯学習活動の活性化 3 生涯学習節数の複雑・有効活用 | • | | | • | • | | • | • | | • | • | | | | |
| 国際 (国際 | 3 文化・芸術の振興 | 1 地域文化は動の支援 2 芸術文化の振奏 3 文化活動の指導 4 文化財等の保護と継承 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 スポーツの振興 | 1 スポーツ振興体制の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化 3 総合型地域スポーツクラブの育成と定着 4 スポーツ・レクリエーション機能の影像・有効活用 | 1 | | | • | • | | • | | | • | | | P | | |
| | 5 人権が尊重された 社会づくり | 1 人権教育・学習や人権管発の充実 2 人権相額・接援体制の充実 3 男女共同参画社会の推進 | | | | | • | • | | | | | | | | | |
| | 6 青少年健全育成 | 1 健全用成の推進 2 青少年活動の推進 | | | | • | | • | | • | • | | | | | | |
| | 7 地域間交流・多文化 共生・国際理解の推進 | 1 多世代交流・国際理解の推進 2 ともに支えあう体制の整備 3 地域活動への参画支援 | i i | • | • | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | | | | |
| 産業・観力 | 1 移住・定住の推進 | 1 定性に関する情報提供・相談の完実 2 定性支援制度の検討 3 地域資源の活用 4 「まち」のプランド創出 | • | | • | | | | | | | | | | | | |
| 光・地域ブラ | 2 商工業の振興 | 1 中小企業・小規模事業者への支援 2 度信荷の賑わいづくり 3 度報立刻の整備 4 地域原理の呼流 5 新たな取扱への支援 | | | | 2 | 2 3 | | | | | 8 8 | | | | | |
| 庶業・観光・地域プランド | 3 観光の振興 | 1 華の是工房の能力アップ 2 観光描差体制の強化 3 能力ある観光・交流の搭進 4 条観イベントの実施 5 多様な媒体による観光情報の提供 | 3 | | | 7 | | | | | 7 | | | | | | |
| 0 | 4 雇用の促進 | 6 報期可載光協会(仮称)の制設 7 報期可載光本を5×5計画(仮称)の策定 1 期用機会の確保 2 記載の支援 2 記載の支援 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 熊野筆プランドの 充実 | 3 値負企業の関数 1 散野銀ブランドの振奏 2 前野軍事業協可総合の支援及び連携 3 割買 新や新たな吸品開発の支援 4 ふるさと納税を生かした維野郷のPR | | | | 8 | | | | | | | | | | | |

| 機能・ | 不可欠な動 情報サート 確保する | | 5 經濟課 | に助を領的 | 不全に陥 | 6 U TIN | | 手の被害を | 科供給売 最小限に に復日さ | とどめると | | 7.1 | | は複合災害 | | 推 | 8 té | 域社会·新 | 連び記述 できる条 | | | SEC. |
|-----------------------------|--|--|----------------------------|------------------|-------------------------------------|--------------------|--|---|---|-------------------|------------------------|-----------------|--|----------------------------------|---|-------------------|------------------|--|----------------------|--------------------------|---|--|
| 4-1 | 4-2 | 4-3 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5.4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6.5 | 7-1 | 7-2 | 7-3 | 7-4 | 7-5 | 8-1 | 8-2 | 8-3 | 8-4 | 8-5 | 8. |
| の成 ・ 川帯がおいの表体を使インフラの後継・機能停止 | テレビ・ラジオを他の中間等により 見間整備が必要が全に位置できない 事態 | ● 日本のでは、 1 日本のでは、 | サプライチェーンので取りエテルサーを乗の使りませた。 | Age act Amograms | 新統が計画する かい 基押的流通 キットワークの機能等まによる物 | 常田 集の かっぱ 田 の作者 | トルコーン等の金融的に12年の金融の年刊 第1年前の大学院、12年11月17日から 第1年前の大学院、12年前の大学会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | 十年業の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | 別でも 別でも 別様の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | インフラの東京第二日450億円円に | 形見インフラの英領語にわたる機能 不全 | おもじんから数のお問題のおと! | 活動・心臓の直接機能に伴う指令によ を引きる機能を開発し作う指令によ を記述を確 | の展開・機能がやや水積した土産者の展開・機能がやや水積した土産者 | 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本の日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | 開始・開発の場所に300円1日前日 | 作者により金属が土地に連れる条件 | ンの大部号によりを表できなくなる素材 うの感覚、より高いを表に向けたなり = を表している。 | 大幅に通行る書献 大幅に通行る書献 | 展が大幅に通れる重額 関が大幅に通れる重額 | 事業回答の確保・保険率等・原理 値・収集期回答の推開が途をかる機関 が大幅上を行る事務 | 10年へのお子の中間 10年へのお子の中間 10年へのお子の中間 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | • | 0 | |
| | | • | | | 2 2 | | | i i | | | | • | | | | | | | | • | | - |
| 12 | | | 8 9 | | 8 | | | 2 - 2 | 3 | | 4 8 | | 4 | 2 9 | | | | | 2 | | | 3 |
| | | | 8 | | 3 | | | 3 2 | | | | | | | | | | | <u> </u> | | | 0 |
| | | 1,7,000,00 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | • | | | 1 9 | | | | | | | | | 5 8 | | | • | | | | | |
| | | | | | | | Ť | | | | | | | | | | | • | | | | |
| - 1 | | | 2 7 | | | | | | | | y 9 | | | 0 0 | | | | | | • | | |
| - 3. | • | • | 87 8 | | | | | | - 3 | | 2 2 | | 3 | 3 3 | | 3 8 | 3 3 | | (- C | • | | 1 |
| | | | 9 8 | | | | | | | | | | | 6 3 | | | 9 | | | • | | |
| 1,0 | | • | 0 0 | | 5 2 | • | | 2 6 | - 3 | | | | | 2 3 | | | | | . 8 | 0 | | |
| | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| - i | | | | | | • | | | | | 1 1 | | | | | | | | | • | | |
| - | | | | | | | | | | | - | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - | | | |
| | | | | | | | | | | | | | • | | | | | | | | | |
| | | | 9 9 | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 2 | 0 | - | 1 |
| - 2 | | | 3 1 | | 0.00 | | | | | | | | | 2 2 | | | | | 2 3 | • | | |
| 0 | | | • | | | | | | | | | | | | | <i>i</i> | | | E 2 | | | |
| | | | • | | | • | • | | | _ | | • | • | | | | | | 7 8 | | | |
| | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | |
| | | • | | | | | | | - 1 | | • | • | | | | | - | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 9 3 | | 7 | | | | | | | | | 3 3 | | | | | | | | |
| | | | 0 0 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | 9 | | | |
| - 1 | | | | | | | | | | | • | | • | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | _ | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | |
| | | | | | 8 8 | | | | | | 2 2 | | | 3 | | | | • | | | | |
| • | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | • | | 0 | | |
| - 4 | | | | | | | | | | | | | | 2 - 5 | | | | | | • | | |
| - 1 | | | 2 3 | | | | | | | | 7 - 0 | | | | | | | | | • | | |
| | | | • | | | | | 3 | | | 1 0 | | | 3 | | | | | 1 | • | | |
| 10 | | | | | 73 | | | | | | 1 - 5 | | | 3 | | | | | 1 3 | | 0 | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | • | | |
| 2) | | | 8 3 | | 9 9 | | | 1 3 | | | 0 0 | | 8 | | | | | | 6 2 | • | 4 | |
| Ĭ, | | | N - 0 | | | | | | | | ā - 13 | | | | | | | | | | | - |
| | | | 12-7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ | | | | |
| | | | Q. 0 | • | • | | | | | | | | 8 | 3 | | | | • | | | • | • |
| - 55 | | | | | | | | 4 | - 1 | | | | 4 | | | 5 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |

| | | 県の事態」と分野別施策との 表マトリクス | 1 102 | 接死を職大 | 開防ぐ | | | | | が行われる 関連を確実に | | | 3 必要不 | 不可欠な行う | |
|-----------------------------|--|-----------------------------------|--|-------|-----|--------------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--|---|--|----------|------------------|------------------------------------|
| | STORTENS | ARTINE SELECT | 1-1 | 1-2 | 1.3 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2.4 | 2.5 | 2-6 | 2.7 | 3-1 | 3-2 | 3-3 |
| 分野(基本目標) | 基本施策 | 具体的施策 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | - | | 会別・銀形が・紹介・提別等、主命 と親力を研究・エネルギー供給の呼 | を新かりを新たりたる情報を開催の 開発する | 100000 | 教室を超える大阪の株の情報等の利 さて表示 | 選手・選出機能の13条件の対対的では、 は1、実施ルートの運動・選出機能の設備 には2011年の開発・選出機能の設備 | を 1 日本の | があたま聞きできます。 ネーサル音楽 音楽によるを含める芸芸者の音楽があ の思心、必要の形立 | | 信号機の中間停止器による第大回路 | 議員・最後等の表示とびも管理等の 第5年上もも報題の大幅を含す |
| rt o | | 1 総合的な防災体制の確立 | | | | | • | | | | | | | | • |
| 防災・都市基盤・生活 | 1 防災・減災対策の | 2 防災意識の高揚 | | | | | | | | | | | | | |
| 安安 | 強化 | 3 地域防炎力の向上 | | | | | | • | | | | | | | • |
| 市小 | THE WALL WAS SET | 4 災機応急体制の機動 | | | | | | | | | | | | | • |
| 基安 | 2 砂防・治山・治水の養進 | 1 自然炎害対策の充実 1 消防・救急体制の充実・強化 | | | 0 | | | | | | | | - | | |
| 無売 | 3 消防・救急体制の 充実 | 1 消防·聚惠仲刺の元英·強化 2 消防団活動の推進 | | | | | • | | | | | | | | • |
| 生快 | 1 | 1 連路の整備・充実 | | | | | | | | | | | - | | |
| 活連 | 4 道路交通網の | 2 連路の解吟管理・安全対策の推進 | | | | 1 | | | | | 1 | 12 7 | | | ii. |
| 墓 | 整備·充実 | 3公共交通の整備 | | | | | | | | | | | | | Ť . |
| 5 | | 1 良好な住宅・宅地の供給 | | | | 7 | E 9 | 1 3 | | | 1 | \$1 F | 7 | | |
| ŧ | | 2 上水道の女定供給 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 5 生活インフラの整備 | 3 下水道施設の維持 | 1 | | | Same | | 1000 | 221 | | | Q 7 | | | |
| 5 | 2 THIS SOUTH | 4 公共施設の有効活用 | | | | | • | | | | | \$. Y | | | |
| 3 | | 5.施股のパリアフリー化の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6 施設の長寿命化の装道 | | | | 4 | | \leftarrow | - | 1 | - | | - | - | 1 |
| | 4 世界 水準中央 | 1 防犯対策の推進 2 地域防犯活動の支援 | | | - | 1 | - | | | - | - | - | | - | |
| | 6 防犯・交通安全 対策の推進 | 2 邓瑪粉形活動の文献 3 交通安全意識の高揚 | 1 | 1 | - | | - | | | | - | 13 70 | | | |
| | MINIOTEKE | 4 交通安全環境の階級 | | - | - | - | - | | | - | | | | | |
| | 7 消費者の保護と | 1 啓発の充実 | | | | | | | - | | | | | - | |
| | 意識啓発 | 2 消費者保護の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 40.0 | | 1 計画的な土地利用の推進 | • | | | | 99 | | | | | 9 | | | |
| 都分 | 1 土地利用と都市 | 2 市街地や集体の整備 | | | | | | | | | | | | | |
| 計人 | 計画の推進 | 3 度好な中心市街地の整備 | | | | 1 | 1 | | | | 1 | Z. 3 | - | | |
| 都市計画・環境 | Auto Salar de | 4 利便性の高い地域活動拠点づくり | | | 0 | - | - | _ | | | | | _ | | |
| 環然 | - | 5 その他の勝点の整備 | | | 0 | | | | | | - | | | | |
| 境が | 2 公園・緑地の整備・ 保全 | 1 都市公園の管備 2 特合ある公園づくり | | | | | - | \leftarrow | | | | - | | | |
| 調 | 保全 | 3 線化の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 하 | | 3 線化の推進 1 自然環境の保全と創造 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | 2 森林·林道等の保全 | 3 | | | | | 1 | | | - | Ti V | 7 | | |
| 英 | 3 自然環境の保全 | 3 自然とふれあう場の整備 | | | | | | | | | | | | | |
| i, | | 4 薄検保全の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| . | | 1 ごみの演費化・資源化の推進 | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 5 | 4 循環型社会の形成 | | | | | | | | | | | 3 9 | | | |
| | - | 3公養防止対策の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 美しい景観の形成 | 1 良好な景観の割出と保全 | 4 | 4— | | 4 | 4— | \leftarrow | \vdash | - | - | | - | 1 | - |
| | | 2 美しいまちづくりの推進 1 農業生産基盤の党廃化の防止 | | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 6 農地の維持 | 2 異 無経営基盤の維持と活用の推進 | | - | - | \leftarrow | 1 | \vdash | _ | | | 12 | | | |
| | O MENDOVALID | 3 対産地湾の推進 | | | | | | | | | | 1 | | | |
| ET O | | 1 自治療職の養婦 | | | | | | • | | | | 10 7 | | | |
| 町見参耶・行財政・デジタル化・広城獲特・続可能なまち) | | 2 住民自治活動の支援 | | | | - | • | | | | | 0. 17 | 17 | | |
| 而拉貝 | 1 町民参画の推進 | 3 地域協働の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 京部と | Description of the last | 4 救策形成過程への町民参画の推進 | | | | - | | | | | | 17 30 | | | |
| 政能協 | | 5 町民参画による事業の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| テな働 | 2 効率的・効果的な | 1 持続性を高める行射収差常 | 4 | - | - | 4 | | \leftarrow | 4 | 4 | - | 1 | \vdash | - | • |
| 多まみ | 行財政運営の推進 | 2 健全な財政運営 | | | | 4 | - | | | - | | | | | • |
| ルラか | Desired Control of the Control of th | 3 週 初は人付の管理と同誌 | - | - | | 4 | | 1 | + | 1 | - | 100 | - | - | • |
| T. 7 | 3 スマート自治体へ の体制整備 | 1スマート自治体の推進 | | - | | - | | - | - | | - | | | | |
| 盛 劇 | COPPOSIE MI | 2 情報化社会に対応した広報・広聴の指進 1 広域事業の搭進 | | | | | 1 | | | | | 2 9 | | | • |
| 調る | 4 広域連携の推進 | 2 国・県との連携強化 | | | | | | | | | | | | | • |
| ACCUPATION REPORTS | A STATE OF THE PARTY OF THE PAR | THE STATE OF STREET | | - | | 4 | - | | - | - | | | - | | |

| 機能- | 下可欠な作情報サート 確保する | | 5 經濟等 | 動を機能 | 8不全仁陰 | らせない | | 7ライン、他 等の被害を 早ま | | とどめると | | 71 | 明和不能 符 | 変換合災機 生させな | | F 老 | 8 35 | はなせる・質 | E済が迅速 関できる集 | | | sec. |
|-----------------------------------|---|---|-----------------------|--|-------------------------------|-----------------|--|-----------------------|-------------------------|--|------------------------|-----------------|---|------------------------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|--|---------------------------------|--|--|
| 4.1 | 4-2 | 4.3 | 5.1 | 5-2 | 5-3 | 5.4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6.4 | 6-5 | 7-1 | 7-2 | 7-3 | 7-4 | 7-5 | 8-1 | 8-2 | 8-3 | 8-4 | 8-5 | 8- |
| 2000年 - 日本市は出土の東京を建設インフラの機関・・開発等出 | テレビ・ラジオ放送の中間等により 共産権等が必要が必要に世界できない 事態 | 連載作動で表別・で使が通りと考別 をはないである。 をはないである。 ではないである。 ではないである。 ではないできます。 ではないできます。 ではないできます。 | サプライチェーンの寸削やエネルを開きます。 | BERNALD AND BERNALD BE | 表 ・ 人間への有大の影響 ま・ 人間への有大の影響 | SHOREST SERVICE | AND SECTION OF THE PROPERTY OF | 十三年の日本の日の日本の日本の日本日本 | 方水の製造設施の表別的にわたる機 物理上 | 本計20円の大の機能は関する。 でンフラの実施をしたよの機能はで、 で図 | 研究インフラの毛が終にわたる機能 不会 | おきにより生産性の大学機会会の | が減・分割の原物を上述う施なしる あて成功的の開始をしたう施なしる あたる原理 | の素質したの子供の記憶者の新生 の素質したの子供の記憶者の新生 | 野生の智慧の大幅産業数・第四による | 開発の上記(44-7) 単独の (48-2) ・ (2-2) | 表達により金属が大幅に通れる金額 大幅におりずるの間最高度の必須の | プロの音をはるできまったの音響でとう プロの音をはるできまったの音響でとう プロの音をはるできませんとなっ音響でとう | 正確用機能であたようには、基礎に わたる漢文組織の例をにより後継が 大幅に現代と参照 | 管理が大会計や環境的素単の第二人の 機が大幅に現代も素材 | 事業別地の機能、保証者で、供加 値・促事業別事の機能が過ぎでも開 が大幅に掲むる事態 | を受べるのでである。 を受べるのでは、 を行っている。 をしている。 を行って、 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をし |
| • | | | | | | | | | | | • | | | | | | | | | | | |
| • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| • | • | • | • | | | | | | | | | | | | | | | | • | • | | |
| | | | 9 | | | 3 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| • | | | 3 | | | 0 8 | | | | | | | | | | | () | | 8 8 | | | |
| | | | | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - 5 | | ý. | 9 9 | | | 8 7 | | 1 3 | | | ė s | | | d 3 | | | 9 3 | | 1 8 | | | 7 |
| | | | | | | / | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | - | _ | | | | | | | | | | | | - | | | - |
| | | | | | | - | | 2 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | | 200 | 8 8 | | | 9 | | 8 0 | | | | | | | | 9 | 30 | | 0 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | | | | | | - | - | | | | | | | |
| - 3 | | | | | | | | () | - 3 | 1 | 0 | | | 4 | | | 8 3 | | 3 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| - | | | | | | | | 1 8 | | | | | | | | • | | | | • | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | - | | 0 | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 1112 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 3 | - 3 | - | | | | 0 | | | | | 1 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 8 9 | | | | | | - | | | 18 | | | | | 1 |
| - | | | - | | | • | | | | | | | | - | | | 1 | • | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | • | | - |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - 3 | | | - | | | 9- | | 7 9 | | | | | | | | | 19 | | | • | | |
| | | | | | - | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | |
| - | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | | C | 0-0 | | | | | 5 8 | | | 2 | | | 7 - 1 | | | 2 - 3 | • | - 3 | | | |
| • | | | 9 | | | | | 0 | | | | | | 1 | | | 0 1 | - 20 | | | - | |
| • | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | - | | 1 | | | - | | | | 1 | | | 1 10 | | | | |

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組がある具体的施策の欄に「●」を記しています。



策定体制•策定経過

第1項 策定体制



町

答申

総合計画

(基本構想)

諮問

総合計画審議会 (総合計画全体の審議)

> 学識経験者 町議会議員 関係行政機関の委員 公共的団体等役職員 公募委員



計画策定本部

町長、副町長、教育長、部 長、局長で構成

○方針の決定機関



総合計画 (基本横想)

議案提出

町

議

会

計画策定委員会

次長、課長で構成

- ○主として方針の調整、 チェック機関
- 進捗評価
- ・基本計画及び 施策検討



作業グループ

計画策定 ワーキング グループ

主查級以下相当職員

○作業グループとして、 計画策定作業を行う

【計画策定事務局】

政策企画課

○全体調整、素案の作成

コンサルタント

○策定支援·助言

町民

熊野町みんなのまちづくり ワークショップ (公墓町民)

熊野町若者ワークショップ

(中学生・高校生)

情報発信



住民意識調査

パブリックコメント

幅広い 町民意見 の反映

第2項 策定経過

| 年月日 | 項 目 | 内 容 |
|-------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 令和元年8月6日 | ワーキンググループ会議(第1回) | 総合計画策定方針案、住民アンケート調査項目の検討 |
| 8月14日 | ワーキンググループ会議(第2回) | アンケート調査項目の検討 |
| 8月21日 | 策定委員会会議(第1回) | アンケート調査項目の検討・調整 |
| 9月6日 | 策定本部会議(第1回) | 策定方針の確認、アンケート調査項目の確認・調整 |
| 9月18日 | 審議会(第1回) | 策定方針の説明、アンケート調査の審議 |
| 0月10日~10月23日 | 住民意識調査の実施 | 18歳以上の熊野町住民2,500人 |
| 10月28日 | 若者ワークショップ(第1回)の実施 | 熊野町の中高生58人参加 |
| 12月12日 | 若者ワークショップ(第2回)の実施 | 熊野町の中高生62人参加 |
| 12月20日 | 審議会(第2回) | 第6次熊野町総合計画に関する住民意識調査、各種調査等について |
| 令和2年1月11日 | 町民ワークショップ(第1回)の実施 | 熊野町民18人参加 |
| 1月25日 | 町民ワークショップ(第2回)の実施 | 熊野町民18人参加 |
| 1月27日 | 町長ヒアリングの実施 | 人口推計・各施策等について |
| 2月10日 | ワーキンググループ会議(第3回) | 基本構想案、将来像について |
| 2月17日 | 策定委員会会議(第2回) | 基本構想案、将来像について |
| 2月19日 | 策定本部会議(第2回) | 基本構想案、将来像、国土強靭化地域計画について |
| 3月17日 | 審議会(第3回) | 第6次熊野町総合計画 基本構想について |
| 7830 | ワーキンググループ員総合計画素案確認 | |
| 7月2日 | 策定委員会委員総合計画素案確認 | |
| 8月17日 | 策定本部会議(第3回) | 総合計画素案について |
| 8月20日 | 審議会(第4回) | 総合計画素案について |
| 8月25日 | ワーキンググループ会議(第4回) | 総合計画素案について |
| 9月4日 | 策定委員会委員総合計画素案確認 | |
| 10月26日 | 策定本部会議(第4回) | 総合計画素案、国土強靭化地域計画について |
| 10月30日 | 審議会(第5回) | 総合計画素案、国土強靭化地域計画について |
| 1月25日~12月24日 | パブリックコメントの実施 | 意見提出なし |
| 令和3年1月25日 | 策定本部会議(第5回) | 総合計画案、国土強靭化地域計画、パブリック コメント実施結果について |
| 1月28日 | 審議会(第6回) | 総合計画案、国土強靭化地域計画、パブリック コメント実施結果について |
| 2月15日 | 策定本部会議(第6回) | 総合計画決定、答申について |
| 2月19日 | 審議会(第7回) | 総合計画決定、答申について |
| 10 March 2 (1900) | | |

第3項 熊野町総合計画策定条例

○熊野町総合計画策定条例

令和元年6月12日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、熊野町総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想と基本計画からなる。
 - (2) 基本構想 本町の将来像及びこれを実現するための基本的な理念を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

- 第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講 ずるものとする。

(位置付け)

- 第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。
- 2 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合 を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、熊野町総合計画審議会条例(昭和53年 熊野町条例第7号)に規定する熊野町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第7条 基本計画は、町長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

- 第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- 2 町長は、総合計画の実施状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(熊野町総合基本計画審議会条例の一部改正)

第2条 熊野町総合基本計画審議会条例(昭和53年熊野町条例第7号)の一部を次のように改正する。 [次のよう]略

能野町総合計画審議会

第1項 熊野町総合計画審議会条例

昭和53年3月20日 条例第7号

改正 昭和58年3月14日条例第6号 令和元年6月12日条例第2号

平成14年3月18日条例第10号 平成21年4月1日条例第6号 平成24年3月12日条例第3号 令和2年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、熊野町総合計 画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、熊野町総合計画に関する審議を行うため、熊野町総合計画審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。
 - (1) 町議会の議員
 - (2) 関係行政機関の委員
 - (3) 公共的団体等の役職員
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任される。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月14日条例第6号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則(平成14年3月18日条例第10号抄) (施行期日)

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。
 附 則(平成21年4月1日条例第6号)
- この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月12日条例第3号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年6月12日条例第2号抄) (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(令和2年3月16日条例第3号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項 熊野町総合計画審議会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 | 備考 |
|-------|------------------------|-----|
| 高井 広行 | 元近畿大学工学部教授 | 会 長 |
| 大瀬戸宏樹 | 熊野町議会議長 | 副会長 |
| 竹爪 憲吾 | 熊野町議会 総務厚生常任委員会委員長 | |
| 片川 学 | 熊野町議会 文教常任委員会委員長 | |
| 光本 一也 | 熊野町議会 産業建設常任委員会委員 | |
| 田中 貴宏 | 広島大学大学院工学研究科教授 | |
| 大竹美枝子 | 熊野町教育委員会委員 | |
| 坊田 信子 | 熊野町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員 | |
| 宮田 丈士 | 熊野町商工会会長 | |
| 竹森 臣 | 熊野筆事業協同組合理事長 | |
| 栗原 君子 | 熊野町自治会連合会会長 | |
| 山野千佳子 | 熊野町女性会会長 | |
| 小松富士夫 | 熊野町社会福祉協議会会長 | |
| 小田原勝好 | 安芸農業協同組合代表理事組合長 | |
| 二段 友貴 | 公募委員 | |

第3項諮問·答申

■諮問

令和2年3月17日

熊野町総合計画審議会 会長 高 井 広 行 様

熊野町長三村裕史

第6次熊野町総合計画基本構想について(諮問)

このことについて、熊野町総合計画策定条例(令和元年条例第2号)第5条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

■答申

令和3年2月19日

熊野町長 三 村 裕 史 様

熊野町総合計画審議会 会長 高井 広行

第6次熊野町総合計画基本構想について(答申)

令和2年3月17日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会において総合計画全体を踏まえて審議した結果、適当と認めます。

なお、計画の内容を町民に広く周知するため、用語の使い方等に配慮した分かり やすい計画書とされることを要望します。

第3節 住民意識調査

第1項 住民意識の把握

1 住民意識調査の結果概要

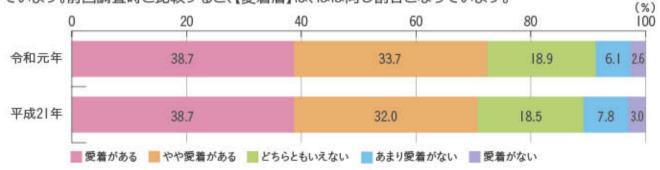
町民のまちづくりに対する意向を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施 しました。

| | 令和元年調査 | 【参考】平成21年調査 |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 調査対象者 | 無作為に抽出した18歳以上の熊野町住民2, | 500人 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法 | |
| 調査期間 | 令和元年(2019年)10月10日~10月23日 | 平成21年(2009年)7月24日~8月17日 |
| 配布・回収状況 | 配布数 2,500件 回収数 1,140件 回収率 45.6% | 配布数 2,500件 回収数 1,148件 回収率 45.9% |

2 結果の概要

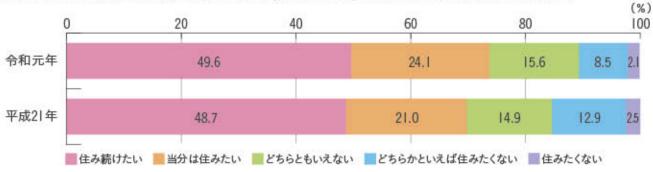
①熊野町への愛着度

「愛着がある」が38.7%で最も高くなっています。次いで「やや愛着がある」が33.7%、「どちらともいえない」が18.9%で続いています。【愛着層(「愛着がある」+「やや愛着がある」)】が7割近くとなっています。前回調査時と比較すると、【愛着層】は、ほぼ同じ割合となっています。



②熊野町への定住意向

「住み続けたい」が49.6%で最も高くなっています。次いで「当分は住みたい」が24.1%、「どちらともいえない」が15.6%で続いています。【住みたい層(「住み続けたい」+「当分は住みたい」)】が約7割となっています。前回調査時と比較すると、【住みたい層】は、ほぼ同じ割合となっています。



③施策の満足度

施策の満足度では、「消防・救急救助体制」が最も高く、続いて「伝統文化の継承と振興」「熊野筆のブランド戦略」などと続いています。

施策の不満度でみると、「路線バスの利便性」「道路の整備」が群を抜いて高くなっています。 また、「商業施設の充実」「医療体制・医療サービスの充実」「防犯・交通安全対策」などで比較的不満 が高くなっています。

【満足度(令和元年)】

| 22 消防・救急救助体制 | | 20.5 | 32.8 | | 41. | 1 | | 4.4 | 1.2 |
|-----------------------|---------|------|------|------|------|------|-------|--------|-----|
| 12 伝統文化の継承と振興 | 12.3 | 3 | 33.4 | | 48.3 | | | 4.6 | 1.4 |
| 30 熊野筆のブランド戦略 | 10.3 | 3 | 32.1 | | 48.7 | | 6 | .3 2.6 | |
| 健康づくりの支援 | 12.5 | 5 | 29.0 | | 49.5 | | 5 | 6 3.4 | |
| 14 ごみの発生抑制・再利用・再資源化 | 9.7 | 3 | 1.3 | | 45.4 | | 10.5 | 3.1 | |
| 24 避難喚起・避難所誘導体制 | 10.8 | 29 | 9.0 | 4 | 10,3 | | 14.0 | 5.9 | |
| 9 生涯学習・スポーツ活動の支援 | 9.0 | 28.3 | 3 | | 54.6 | | La La | 6.8 | 1,3 |
| 21 公園や広場の整備 | 8.1 | 24.1 | | 44.7 | | 14 | 1.6 | 8.5 | |
| 10 学校施設の整備 | 6.2 | 25.8 | | 53 | 3,7 | | 10.6 | 3.7 | |
| 学校教育の充実 | 7.3 | 24.6 | | | 57.5 | | 7.5 | 2 3.4 | |
| 3 子育て支援 | 8.3 | 22.8 | | 1 | 58.6 | | 6. | 9 3.5 | |
| 2 医療体制・医療サービスの充実 | 7.6 | 23.1 | | 43.8 | | 16.2 | 1 | 9.3 | į. |
| 18公共施設のバリアフリーの整備 | 7.1 | 23.6 | | 53. | 4 | | 12.5 | 3.4 | |
| 4 高齢者福祉サービス | 8.4 | 22.0 | | 53.9 | 9 | | 10.7 | 5.0 | |
| 35 町からの情報発信 (量・内容・手段) | 6.6 | 22.6 | | 54.5 | | | 11.4 | 4.9 | į. |
| 25 防災教育への取り組み | 8.6 | 20.2 | | 57. | 8 | | 9.9 | 3.5 | |
| 23 地震・風水害などの防災・減災対策 | 7.9 | 20.2 | | 50.7 | | | 15.7 | 5.5 | |
| 13 防犯・交通安全対策 | 5,5 | 22.3 | | 47.8 | | 17 | 7.9 | 6.5 | |
| 17 良好な住環境の整備 | 5.1 | 21.1 | | 52.8 | | | 15.8 | 5.2 | |
| 6 人権が尊重された社会づくり | 7.5 | 17.2 | | 66. | į. | | 6 | .7 2.5 | |
| 8 青少年の健全育成 | 7.1 | 17.5 | | 66. | 5 | | | 7.0 | 1.9 |
| 26 地域産業の振興 | 6.1 | 17.1 | | 65.9 | | | 7.3 | 3,6 | |
| 34 ボランティア・地域活動への支援 | 5.3 | 17.6 | | 66.2 | | | 7.5 | 3.0 | |
| 7 男女共同参画社会の推進 | 5.9 | 16.8 | | 70. | 6 | | | 5.5 | 1.2 |
| 5 障害者福祉サービス | 6.7 | 15.3 | | 67.2 | | | | 3.9 | |
| 27 商業施設の充実 | 5.7 | 16.0 | | 50.1 | | 18.7 | - 1 | 9.5 | |
| 19 道路の整備 | 4.6 | 16.6 | 32.2 | | 30.4 | | 16.2 | | |
| 33 住民と行政の協働のまちづくり | 4.6 | 14.9 | | 67.2 | | | 8.4 | 4.9 | |
| 36 町の行政・財政運営 | 4.1 | 13.8 | | 64.7 | | | 11.7 | 5.7 | |
| 20 路線バスの利便性 | 4.6 | 13.3 | 27.8 | - 1 | 30.0 | | 24.3 | | |
| 16 自然環境の保全と活用 | 3.3 | 13.7 | | 64.8 | | | 13.6 | 4.6 | |
| 28 観光の振興 | 4.5 | 11.8 | | 63.8 | | | 14.6 | 5.3 | |
| 31 雇用対策 | 2.9 7.3 | 3 | | 69.7 | | | 14.5 | 5.6 | |
| 29 農林業の振興 | 3.2 5.5 | | | 76.0 | | | 11.4 | 3.9 | |
| 15 空き家・荒地対策 | 20 5.9 | | 55.6 | | 2 | 3.6 | 12 | .9 | |
| 32 企業誘致の取り組み | 2.9 4.6 | į. | 68 | 3.2 | | 15 | 9 | 8.4 | |
| | 0 | 20 | 40 | | 60 | 80 | | 10 | 00 |

④施策の重要度

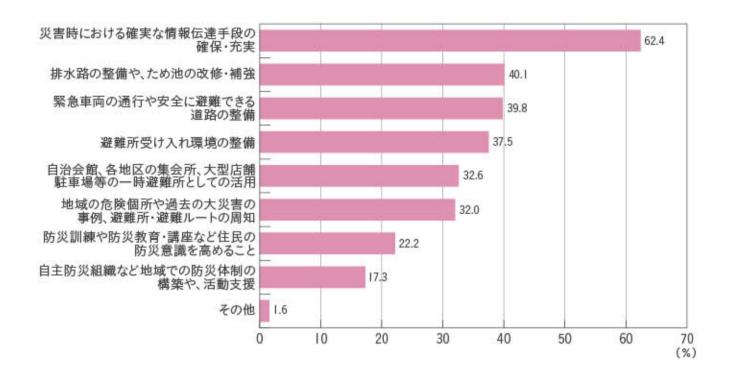
施策の重要度では、消防、救急、防災関係の他、医療、道路交通、バス路線等が高くなっています。 「農林業の振興」を除くすべての項目で重要性の合計が過半数となっています。

【重要度(令和元年)】

| an war in a north si | 圖重要 🔤 | 0.000 | * (ALT = 1.0 YOUR LINES OF W | えない あま | り重要ではない | 117 - 1120 (1200) 420 | 100000 | |
|----------------------|-------|-------|------------------------------|--------|----------|-------------------------|--------|-----|
| 22 消防・救急救助体制 | | - T | 6.8 | | 20.2 | 11 010 | 5 0.2 | |
| 2 医療体制・医療サービスの充実 | | 63 | | | 23.3 | | 0.9 | |
| 23 地震・風水害などの防災・減災対策 | | | 67.9 | | 18,8 | | 7 0.2 | |
| 19 道路の整備 | | 56.3 | | | 28.8 | 12.7 | 1.3 | 0. |
| 13 防犯·交通安全対策 | | 61. | 5 | 1 | 23.0 | 14.6 | 0.3 | 0. |
| 24 避難喚起·避難所誘導体制 | | 64 | .0 | | 20.5 | 14.8 | 0.4 | 0. |
| 20 路線バスの利便性 | | 51.9 | | | 31.6 | 14.6 | 0.9 | 1. |
| 4 高齢者福祉サービス | | 54.5 | | | 26.2 | 17.2 | 1.2 | 0. |
| 25 防災教育への取り組み | | 55.9 | | | 23.8 | 19.4 | 0.4 | 0. |
| 14 ごみの発生抑制・再利用・再資源化 | | 44.3 | | 34.3 | <u> </u> | 19.6 | 1.2 | 0. |
| 健康づくりの支援 | | 47.6 | | 30. | 3 | 19.0 | 2.4 | 0. |
| 学校教育の充実 | | 52.2 | | 2/ | 1.4 | 22.0 | 0.7 | 0. |
| 17 良好な住環境の整備 | 4 | 43.3 | | 32.6 | | 22.3 | 1.3 | 0. |
| 3 子育て支援 | | 50.5 | | 23.6 | | 22.5 | 1.8 | 1. |
| 18 公共施設のバリアフリーの整備 | 40 |).2 | | 33.5 | | 23.5 | 1.6 | 1. |
| 10 学校施設の整備 | 1 | 43.1 | | 28.6 | | 26.3 | 1.4 | 0. |
| 5 障害者福祉サービス | | 47.9 | | 23.6 | | 25.7 | 1.2 | 1. |
| 6 人権が尊重された社会づくり | 40 | 0.3 | | 28.8 | | 29.2 | 1.1 | 0. |
| 8 青少年の健全育成 | 38. | .5 | | 30.4 | | 29.6 | 0.8 | 0. |
| 36 町の行政・財政運営 | | 44.1 | | 24.7 | | 29.7 | 0.8 | 0. |
| 15 空き家・荒地対策 | 34.2 | | | 34.5 | | 28.2 | 23 | 0. |
| 27 商業施設の充実 | 30.9 | | 3 | 6.8 | | 29.1 | 2.4 | 0. |
| 35 町からの情報発信(量・内容・手段) | 35.3 | | | 31,8 | | 30.6 | 1.4 | 0. |
| 31 雇用対策 | 35.1 | | | 31.9 | | 31.3 | 1.0 | 0. |
| 16 自然環境の保全と活用 | 32.3 | | 3 | 4.2 | 3 | 0.9 | 1.8 | 0. |
| 12 伝統文化の継承と振興 | 33.9 | | 3 | 1.2 | 30 | .4 | 3.4 | 1. |
| 21 公園や広場の整備 | 29.3 | | 35.5 | 5 | 30 | .6 | 3.3 | t. |
| 9 生涯学習・スポーツ活動の支援 | 28.2 | | 35.9 | | 33 | .0 | 23 | 0. |
| 30 熊野筆のブランド戦略 | 34.6 | | 2 | 9.3 | 30.8 | 3 | 2.92.4 | |
| 26 地域産業の振興 | 29.9 | | 33.8 | } | 33 | .8 | 1.5 | 1. |
| 33 住民と行政の協働のまちづくり | 29.8 | | 33.6 | | 34 | d | 1.6 | 0. |
| 34 ボランティア・地域活動への支援 | 28.3 | | 31.4 | | 38.1 | į. | 1.5 | |
| 32 企業誘致の取り組み | 28.6 | | 28.7 | | 39.6 | | 1.6 | |
| 28 観光の振興 | 23.7 | | 32.2 | | 37.8 | | 4.8 | 1 |
| 7 男女共同参画社会の推進 | 24.6 | | 29.9 | | 41.9 | | 2.9 | 127 |
| 29 農林業の振興 | 20.1 | 2 | 26.7 | | 48.7 | | 3.6 | |
| 0 | 2 | 20 | 40 | 60 | 80 |) | - 1 | 0 % |

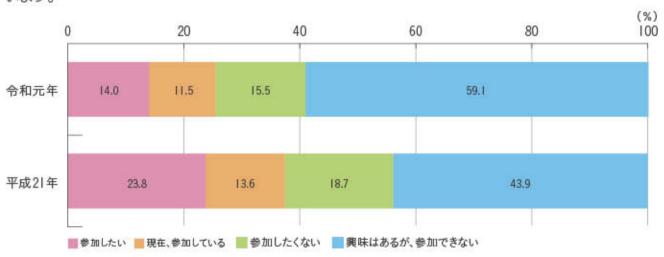
⑤防災・減災の分野で力を入れるべき点

「災害時における確実な情報伝達手段の確保・充実」が62.4%で最も高くなっています。次いで「排水路の整備や、ため池の改修・補強」が40.1%、「緊急車両の通行や安全に避難できる道路の整備」が39.8%、「避難所受け入れ環境の整備」が37.5%で続いています。



⑥地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりに参加したいか

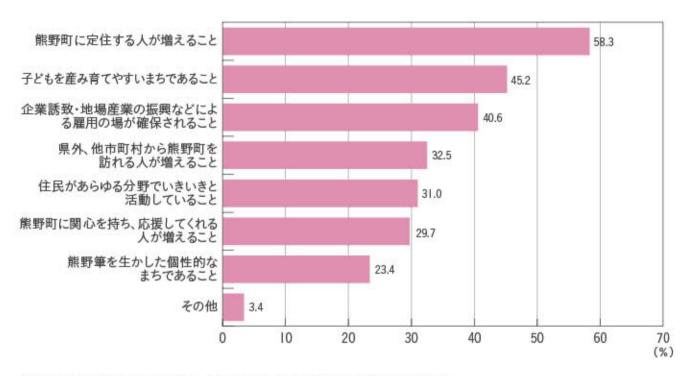
「興味はあるが、参加できない」が59.1%を占めています。【参加したい層(「参加したい」+「現在、参加している」)】が4分の1程度となっています。前回調査時と比較すると、【参加したい層】が減少しています。



資料

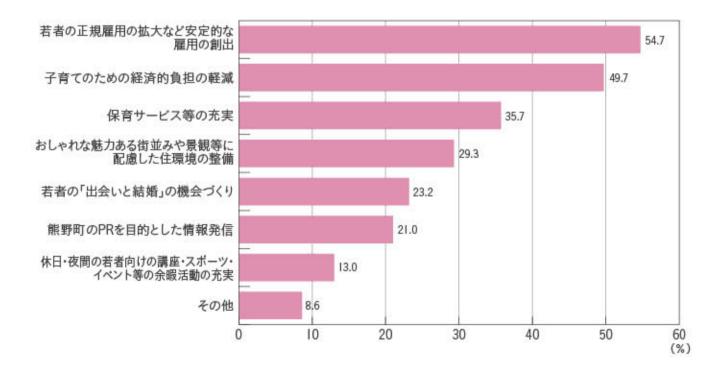
⑦熊野町の活性化に必要だと思うこと

「熊野町に定住する人が増えること」が58.3%で最も高くなっています。次いで「子どもを産み育てやすいまちであること」が45.2%、「企業誘致・地場産業の振興などによる雇用の場が確保されること」が40.6%で続いています。



⑧人口減少対策として、若い人を呼び込むために重要だと思う対策

「若者の正規雇用の拡大など安定的な雇用の創出」が54.7%で最も高くなっています。次いで「子育てのための経済的負担の軽減」が49.7%、「保育サービス等の充実」が35.7%で続いています。



第4節

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年の国連サミットで採択された令和12年までの国際目標 です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されており、日本政府として も積極的に取り組んでいます。

態野町総合計画では、各基本施策と持続可能な開発目標(SDGs)の関連を明確にし、施策に取り組 むことにより、SDGsの考え方を取り入れたまちづくりを推進しています。本計画で示してあるロゴの 内容は以下のとおりです。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を



10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する



飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の 改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持 続可能にする



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確 保し、福祉を推進する



12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を 提供し、生涯学習の機会を促進する



13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策 を取る



5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女件と女児 のエンパワーメントを図る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全 し、持続可能な形で利用する



6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛牛へのアクセスと持続可能 な管理を確保する



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の 阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る



 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ 近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、す べての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆる レベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な 経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワー ク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グ ローバル・パートナーシップを活性化する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産 業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



熊野町総合計画の基本施策と持続可能な開発目標(SDGs)との関連

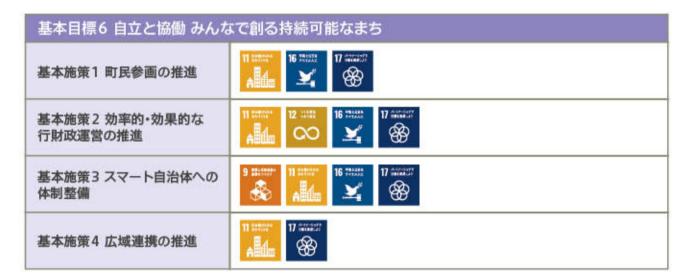
| 基本目標1 誰もが元気で健や | かに暮らせるまち |
|---------------------------|--|
| 基本施策1 地域福祉の推進 | 1 m |
| 基本施策2 子育て支援の推進 | 1 CTO 2 CT 3 LEGACE 4 SECTION S SECTION A SECT |
| 基本施策3 高齢者福祉の推進 | 3 managed 8 managed 11 managed 12 |
| 基本施策4 障害者福祉の推進 | 3 minute 4 minute 4 minute 10 otherwood 4 minute 4 minute 10 otherwood 4 minute 4 minute 10 otherwood Alignee 11 minute Alignee Alignee 12 minute Alignee Alignee Alignee 13 minute Alignee A |
| 基本施策5 健康づくりと地域 医療体制の充実 | 3 product |
| 基本施策6 社会保障の安定 | 1 1000 2 1000 3 1000 100 100 100 100 100 100 100 |







| 基本目標5 人と自然が調和する美しいまち | |
|------------------------|---|
| 基本施策1 土地利用と都市計画 の推進 | 1 100 9 100 11 11 11 11 12 13 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 |
| 基本施策2 公園・緑地の整備・ 保全 | |
| 基本施策3 自然環境の保全 | 6 € € € € € € € € € € € € € € € € € € € |
| 基本施策4循環型社会の形成 | |
| 基本施策5美しい景観の形成 | 11 0:000- A |
| 基本施策6 農地の維持 | 2 ::: 12 ::::: 15 :::····· CO 15 :::···· |



| 番号 | 用語 | 解説 | | | |
|------------|--------------|---|--|--|--|
| %1 | 団塊の世代 | 日本で昭和22年から昭和24年までのベビーブーム時代に生まれた世代。 | | | |
| %2 | 生産年齢人口 | 15~64歳人口のこと。 | | | |
| % 3 | グローバル化 | 政治・経済、文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えて、 地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。 | | | |
| %4 | インバウンド | 「内向きの」という意味をもつ言葉。一般的に観光において、外国人旅行者 を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことを指す。 | | | |
| % 5 | ワーク・ライフ・バランス | 働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・ 生き方。 | | | |
| %6 | CCRC | Continuing Care Retirement Communityの略。仕事をリタイアした人が元気なうちに地方に移住して活動的に暮らし、介護や医療が必要になっても同所で継続的にケアを受けられる地域づくりのこと。 | | | |
| *7 | PPP/PFI | Public Private Partnership と Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。PFIはPPPの手法の一つ。 | | | |
| *8 | ICT | Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。 | | | |
| *9 | デジタル技術 | すべての情報を数字に変換して処理する技術のこと。音声や映像から金融情報や医療情報、知能まで、あらゆる情報を数字のデータであるデジタル情報に変えることで、ICTの発展や業務の効率化、高付加価値の創出に向けた取組が期待されている。 | | | |
| %10 | エネルギーミックス | 安定的に電力の供給を維持するために、火力発電や水力発電、原子力発電に再生可能エネルギーと、様々な手法の発電方法を組みあわせること。 | | | |
| ※11 | SDGs | Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多材性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。 | | | |
| 12 | 伝統的工芸品 | 伝統的工芸品とは、①主として日常生活の用に供されるもの。②その製造過程の主要部分が手工業的であるもの。③伝統的な技術又は技法により製造されるもの。④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの。⑤一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているもの。この5つの項目をすべて満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいう。 | | | |
| %13 | 人口動態 | 一定期間内のある地域の人口変動(出生数・死亡率に左右される変動)。 | | | |
| *14 | 社会動態 | 一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人口の動き。 | | | |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | | | |
|------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| %15 | 老年人口 | 65歳以上人口のこと。 | | | | | |
| %16 | 年少人口 | 0~14歳人口のこと。 | | | | | |
| ※17 | 経常収支比率 | 人件費、公債費といった、義務的に支出せざるを得ない経常的経費に、地 方税、地方交付税といった経常的に入る一般財源が、どの程度充てられて いるかをみるための比率のこと。 | | | | | |
| %18 | 地域ブランド | 地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識する様々な地域イメージの総体。 | | | | | |
| ※19 | ワークショップ | 「ワークショップ(workshop)」は「工場」「作業場」など共同で何かをつくる場所の意味。住民参加のまちづくりなどでは、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる作業の手法でもある。 | | | | | |
| 20 | シビックプライド | まちに対する町民の誇りや愛着・まちの一員としての自覚を持ち、「郷土愛」 といった想いを、具体的な行動につなげようとする当事者意識のこと。 | | | | | |
| 21 | 合計特殊出生率 | 15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子ども の数。 | | | | | |
| 22 | サプライチェーン | 商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスのこと。 | | | | | |
| 23 | 市街化調整区域 | 都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域内 では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、ま た用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めな いものとされている。 | | | | | |
| %24 | 既存ストック | これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。 | | | | | |
| %25 | スカイライン | 山や建物などが空を区切ってつくる輪郭のこと。 | | | | | |
| %26 | ステークホルダー | 事業に対し、関心や懸念、利害関係があると想定される関係者のこと。 | | | | | |
| %27 | スマート自治体 | 自治体が今後も、安定して質の高い行政サービスを提供し続けていくために、AIやロボティクス等先進技術を積極的に駆使しながら、各職員が、より付加価値の高い業務に注力できる体制を構築し、効果的・効率的に行政サービスを提供すること。 | | | | | |
| %28 | AI | Artificial Intelligenceの略。人口知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。 | | | | | |
| 29 | ロボティクス | ロボットの設計やロボット工学といった製造などに関する研究及びビジネスの現場におけるロボットの運用に関する研究のこと。 | | | | | |
| %30 | 重要業績評価指標(KPI) | KPIはKey Performance Indicatorの略。最終的な目標を達成するために必要なプロセスを管理するための指標のこと。本計画では基本施策ごとの個別の評価指標のことであり、重点目標達成指標(KGI)を達成するための評価指標としている。 | | | | | |
| *31 | 重点目標達成指標(KGI) | KGIはKey Goal Indicatorの略。組織が最終的に達成すべき目標であり、 結果指標のこと。本計画では重点戦略及び基本目標ごとの総合的な評価 指標のことである。 | | | | | |
| 32 | マクロ経済 | 経済を捉える際に、一国の経済全体をみるもの。経済の三態(政府・企業・ 家計)を総体としてみる。GDP成長率などの経済成長率や、消費者物価指 数などの物価指数など、経済指標等で、経済を数値的に捉えること。 | | | | | |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | | | |
|-------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| *33 | Society5.0 | 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもで、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間心の社会。 | | | | | |
| %34 | 交流人口 | 地域外から主に観光などが目的でその地域を訪れる人々のこと。 | | | | | |
| 35 | 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。 | | | | | |
| %36 | 広島広域都市圏 | 広島市の都心部から概ね60km圏内にある都市圏域のこと。東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの24市町で構成されている。 | | | | | |
| *37 | 広島中央地域連携 中枢都市圏 | 広島県沿岸部のほぼ中央に位置する4市4町で形成する圏域のこと。連携中枢都市圏とは、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、中核市などの一定の要件を満たす都市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町が「連携協約」を締結することで都市圏を形成し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に係る連携施策を実施している。 | | | | | |
| %38 | 自主防災組織 | 地域住民による任意の防災組織をいう。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。 | | | | | |
| ※39 | loT | Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組みのこと。 | | | | | |
| ※40 | DX (デジタルトランスフォー メーション) | 「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出し、柔軟に改変すること。 | | | | | |
| 41 | イノベーション | 新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化 をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。 | | | | | |
| 42 | NPO | Non-Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。 | | | | | |
| ※43 | 成年後見制度 | 知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分とされる人々を対象 に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等権利の保護を行う制度。 | | | | | |
| %44 | 地域包括ケア | 医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその 有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予 防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方。 | | | | | |
| %45 | ライフサイクル | 人の生から死まで人生の経過を円環にして描いて説明した、人生の成長 過程のこと。 | | | | | |
| #46 | ネウボラ | 「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイス (ネウボ) の場所 (ラ)」という意味。フィンランドのネウボラは、妊婦健診や乳幼児健診など妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うための地域拠点で、「かかりつけのネウボラ保健師」を中心に妊娠期から就学前までの子どもの成長を支援し、母や子などの健康や子育てに関する様々な相談に応じることをいう。「くまの版ネウボラ」も妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援を行い、いつでも誰でも利用できる子育て・見守り拠点を目指している。 | | | | | |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | | |
|------------|-------------------------------|---|--|--|--|--|
| *47 | SNS | Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。 | | | | |
| %48 | ツール | 特定の機能を持った道具。 | | | | |
| ※49 | 認定こども園 | 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設。学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。 | | | | |
| ※50 | ブックスタート | 「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援 する運動。 | | | | |
| ※51 | プラチナ世代 | 高齢者になって年齢を重ねても、地域や社会の中で自分のできる範囲で自 分らしく活動し、輝いている方々のこと。 | | | | |
| 52 | ノーマライゼーション | 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。 | | | | |
| %53 | ライフステージ | 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれ の段階のこと。 | | | | |
| %54 | 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 | | | | |
| ※55 | 第二次救急医療体制 | 初期救急医療は外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した体制であり、「在宅当番医制」「休日夜間急患センター」「休日等歯科診療所」等によって行われている。二次救急医療は、入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療で、「病院群輪番制病院」を基本に、救急告示医療機関も含め休日・夜間における体制が確保されている。三次救急医療は、二次救急医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な傷病者等に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供するもの。 | | | | |
| %56 | スキル | 教養や訓練を通じて獲得した能力のこと。 | | | | |
| *57 | アプローチ・カリキュラム 及びスタート・カリキュラム | アプローチ・カリキュラムとは保育所や幼稚園が中心となって編成する年 長児のカリキュラムで、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる ことに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的 な生活態度などの基礎を培うようにするもの。スタート・カリキュラムは小 学校が中心となって編成する小学校第1学年のカリキュラムで、幼児期の 教育を通じて育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を充実させ、児童が 主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能とする教育課程の実 現につなげるもの。 | | | | |
| *58 | GIGAスクール構想 | 子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に 整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現 させる構想のこと。 | | | | |
| ※59 | キャリア教育 | 児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図ること。 | | | | |
| 60 | コミュニティ・スクール | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映 させる仕組みのこと。 | | | | |
| %61 | 適応指導教室 | 不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリングや教科指導等を行う教室 のこと。 | | | | |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | | |
|-------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| %62 | スクールソーシャル ワーカー | 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。 | | | | |
| %63 | ALT | Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。小中学校等の外国語(主として英語)の授業において、その言語を母語とし、教師を補助する助手のこと。 | | | | |
| %64 | 鑑賞教育 | 美術作品を通じて鑑賞者の観察力やコミュニケーション力を育成する教育カリキュラムのこと。 | | | | |
| 865 | DV (ドメスティックバイオレンス) | DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。 | | | | |
| *66 | 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うこと を意味する。 | | | | |
| ※67 | ジェンダー | 生物学的性別(sex)に対する、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習のなかには、社会によってつくりあげられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(gender)という。 | | | | |
| 86% | アンコンシャス・バイアス | 無意識の偏見・思い込みのこと。過去の経験や周りの環境などから、自分 自身では気づかないうちに身についたものの見方や捉え方の偏り。 | | | | |
| 869 | 性的マイノリティ | 性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう。同性に恋愛感情を抱く 人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱 かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や 性自認が少数派の人々の総称。 | | | | |
| * 70 | 人権の花運動 | 配布された花の種子、球根等を児童が協力して育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的とした運動。 | | | | |
| %71 | 人権ホットライン | 人権問題についての相談を受けつける専用相談電話のこと。 | | | | |
| %72 | パートナーシップ宣誓制度 | 地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と 同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度。 | | | | |
| %73 | UIJターン | Uターンは出身地に戻ること、Iターンは出身地以外の地方へ移住すること、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住することを指す。 | | | | |
| %74 | 都市計画マスタープラン | 都市計画法に基づき、将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す 計画。今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進めるうえでの指針 となる。 | | | | |
| %75 | ストリートファニチャー | 街灯、ベンチ、電話ボックス、郵便ポストなどの屋外装置物の総称。 | | | | |
| ※76 | キャッシュレス決済 | クレジットカード、電子マネー、口座振替を利用するなど、現金以外の方 法で支払いを行う方法のこと。 | | | | |
| %77 | デリバリー・ テイクアウトサービス | デリパリーは、弁当や料理・食材などを出前・配達する業者、またその食品 のこと。テイクアウトは、客が飲食物を店内から持ち出して自宅へ持ち帰 るなどして店外で食べる飲食店のシステムのこと。 | | | | |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | | |
|------------|-------------|--|--|--|--|--|
| *78 | コンテンツ | 文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。 電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い。 | | | | |
| ※79 | モビリティ | 個人の空間的移動のしやすさを表す。モビリティには、交通手段選択の自由度や移動における速達性や快適性、安全性、所要時間の信頼性などがまれる。 | | | | |
| 80 | Wi-Fi | パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術。 | | | | |
| ※81 | ゲストハウス | ホテルや旅館と比べて、比較的安価に泊まれる宿泊施設のこと。ペッドルーム以外のリビング・キッチン・トイレ・シャワーなどを他の宿泊者と共用したり、オープンスペースや交流スペースなど宿泊者同士の交流も楽しめる施設のこと。 | | | | |
| 82 | 町外情報発信拠点 | 本町との連携のもと、町外において、熊野筆の販売に加えて、本町の文化と 筆づくりの技術の高さなどを伝える店舗などのこと。 | | | | |
| %83 | コミュニティビジネス | 町民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する 取組。 | | | | |
| *84 | 地区計画制度 | 地区の制度を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。 | | | | |
| %85 | Kマーク | 熊野製の筆であることの認知と、海外製などの他製品との差別化を図ることを目的に、製品に表示する統一ブランドマークのこと。 | | | | |
| ※86 | フィードバック | 顧客など製品・サービスの利用者からの反応・意見・評価。また、そうした情報を関係者に伝えること。 | | | | |
| %87 | ふるさと納税リピート率 | 連続する2年度において、各年度に1回以上続けて本町に奇附した人の割 合。 | | | | |
| *88 | 製筆技術研修 | 本町が支援し、熊野筆事業協同組合が主催する筆事業者のスキルアップ などを目的とした研修。 | | | | |
| 89 | ブランド推進研修会 | 熊野筆のブランド価値の向上などを目的に、本町が支援し、熊野筆事業協 同組合が筆事業者向けに開催する研修会。 | | | | |
| ※90 | 自主防災アドバイザー | 県が養成した「ひろしま防災リーダー」をはじめ、自主防災組織の結成及 び活動に関して、知識や技能を有する人たちのこと。防災訓練や演習の支援、講演会などを行っている。 | | | | |
| ※91 | ハザードマップ | 地震や洪水などの災害が起きたときの危険個所などを予測し、地図にま とめたもの。 | | | | |
| 92 | 国土強靭化基本計画 | 国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国において国土強靭化基本計画が策定された。強靭とは強くてしなやかなことをいい、国土強靭化とは国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことをいう。 | | | | |

| 番号 | 用語 | 解 説 | | |
|-------------|----------------------|---|--|--|
| ※93 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ 住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる 土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規 制される土地の区域のこと。 | | |
| ※94 | 閾値 | 数値的な境目、境界線となる値を意味する表現。 | | |
| ※95 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。 | | |
| ※96 | 被災者生活サポート "ボラネット" | 被災者生活サポートボラネットは、災害時の「共助」(被災者生活サポートボランティア活動)を進めるために協働するネットワークのこと。災害の被災地に対し、被災者生活サポートボランティア活動による支援を行うため、関係機関・団体が後方からの支援体制を迅速に備え、人材、財源を投入していくことを目的としている。 | | |
| ※97 | 立地適正化計画 | 急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、 住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に 向けた方針を示す計画。 | | |
| ※98 | 浚渫 | 海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。 | | |
| *99 | 水源涵養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水 を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。 | | |
| 100 | ボトルネック | 本来は、瓶(ボトル)のくびれ(ネック)の意味。事業の継続や業務復旧の際に、その部分に問題が発生すると全体の円滑な進行の妨げとなるような要素のこと。 | | |
| ※101 | ライフライン | 主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。 | | |
| %102 | リノベーション | 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること。 | | |
| ※103 | 空き家バンク | 空き家の賃貸・売却を希望する人から申込を受けた情報を、空き家の利用 を希望する人に紹介する制度。 | | |
| ※104 | キッズゾーン | 特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域であって、保育所等が行う 散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500 メートルを目安として設定するもの。(小学校等の「スクールゾーン」に準 ずるもの) | | |
| %105 | モータリゼーション | 自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。 | | |
| ※106 | ビッグデータ | 情報通信技術の進歩によってインターネット上で収集、分析できるように なった膨大なデータ。そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな 価値を生み出す可能性のあるデータ集合。 | | |
| ※107 | 市街化区域 | 都市計画区域のうち、既に市街化している区域及び概ね10年以内に優先 的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。 | | |
| ※108 | 区域区分 | 無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域 を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも 呼ばれる。 | | |

| 番号 | 用語 | 解 説 |
|-------------|-------------------------------------|---|
| ※109 | 低未利用地 | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。 |
| ※110 | コンパクト+ネットワーク | 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持 するとともに、医療・福祉・商業棟の生活機能を確保し、高齢者が安心して 暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進め ること。 |
| ※111 | リノベーションまちづくり | 遊休不動産のリノベーションを連鎖的に展開し、建物の再生に留まらな いエリアの再生を目指す取組。 |
| *112 | ウォーカブル | 居心地のいい歩きたくなるまちなかの形成を目指したまちづくりのこと。 世界の多くの都市で、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、 人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進 められている。これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させる だけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤 独・孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につ ながる。 |
| *113 | Park-PFI | 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 |
| ※114 | ポケットパーク | 市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペースのこと。 |
| ※115 | 4 R (リフューズ・リデュース・ リユース・リサイクル) | ごみの減量化や再資源化を進めるための方法で、Refuse(断る)、Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の4つを総称していう。 |
| %116 | ストックヤード | 再利用や再生利用を目的としたごみの一時的な保管場所のこと。 |
| ※117 | パブリックコメント制度 | 政策などの意思形成過程において、その趣旨、内容などを広く公表して意見などを求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、 意見などに対する実施機関の考え方を公表する一連の制度のこと。 |
| ※118 | まちづくり活動団体 | 地域課題の解決、地域福祉の向上及び良好な地域コミュニティの形成に 取り組む団体のこと。 |
| %119 | 課税客体 | 課税の対象とされる物や行為のこと。 |
| *120 | スクラップアンドビルド | 限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事業等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより新しい事業に振り向ける手法のこと。 |
| ※121 | 地方交付税措置 | 国が地方に代わって徴収する地方税であり、都道府県や市町村などの地方公共団体の財源状況を踏まえ、配分されるもので、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定のサービス水準を維持できるよう財源を保障するもの。 |
| %122 | 起債 | 国・地方公共団体・会社などが資金調達のために債券の発行や募集をすること。 |

| 番号 | 用語 | 解説 | | | |
|-------------|------------|---|--|--|--|
| %123 | 業務プロセス | 製品の販売やサービスの提供など、経営の目的を達成するために行われる一連の活動のこと。 | | | |
| 124 | ニューノーマル | 新たな常態・常識のこと。 | | | |
| ※125 | セキュリティクラウド | 都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。 | | | |
| 126 | ワンストップサービス | 1か所で様々なサービスや相談が受けられる環境、場所のこと。 | | | |
| ※127 | リモートワーク | 会社の従業員が会社から離れた場所で働く勤務形態のこと。 | | | |
| %128 | クラウドサービス | 従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフト ウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。 | | | |
| 129 | オープンデータ | 国民や企業等の第三者が利用しやすい形で公開されている、国や自治体 の保有する公共の情報のこと。 | | | |
| ※130 | スマートシティ | まちの抱える様々な課題に対し、デジタル技術を活用しながらマネジメントを行い、全体として最適化が図られる持続可能なまちのこと。 | | | |

第6次熊野町総合計画

発行年月:令和3年3月

発 行:熊野町総務部政策企画課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL:082-820-5634 FAX:082-854-8009

